

**タイ王国  
会計法執行支援  
最終報告書**

平成18年1月  
(2006年)

独立行政法人 国際協力機構  
経済開発部

## 序文

日本国政府はタイ国政府の要請に基づき、同国における会計法執行に関する行政キャパシティ向上のために必要な開発調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構(JICA)がこの調査を実施しました。

JICAは監査法人トーマツにより構成される調査団(団長: 関川正氏)を2004年1月から2005年12月の間、11回にわたり現地に派遣しました。調査団はタイ国政府関係者との協議、民間の関係者との意見交換、ワークショップの開催等を実施し、ここに本調査報告書完成の運びとなりました。

この報告書がタイ国の会計法執行ひいては民間セクターの健全な発展に寄与するために広く活用されること、また両国の友好関係の強化に貢献することを願います。

最後に、この調査にご協力、ご支援いただいた関係の皆様から心から感謝いたします。

2006年1月

独立行政法人国際協力機構  
理事 伊沢 正

2006年1月

独立行政法人国際協力機構  
理事長 緒方 貞子 殿

## 伝 達 状

タイ王国会計法執行支援最終報告書を提出いたします。

本報告書は、貴機構が調査団を通じて実施した商務省企業開発局への技術協力の結果をまとめたものであり、タイ国会計実務の向上に関するタイ国政府並びに関係諸機関への調査団の提言も含んでおります。

タイ国の会計制度は着実な進展を遂げていますが、制度の運用に関しては不十分な点が多く認められます。調査団は、タイ国の会計実務がタイ国政府並びに関係諸機関の努力により、着実に向上していくことを信じて疑いません。本報告書が政府の政策の遂行にいささかなりとも参考となることを願う次第です。

本調査の遂行にあたり、貴機構並びに日本国の政府及び民間諸機関の各位より多大なるご指導とご協力を賜り、深く感謝いたします。

また、企業開発局をはじめとするタイ国関係諸機関に対し、その好意的なご協力に関して、厚く御礼申し上げます。



タイ王国会計法執行支援 総括団員  
監査法人トーマツ 公認会計士  
関川 正

タイ王国会計法執行支援  
最終報告書  
目次

1. 調査の概要と成果	
1.1 調査の目的 .....	1
1.2 調査の背景 .....	1
1.3 調査範囲と支援活動 .....	3
1.4 調査実施方法 .....	4
1.5 キャパシティ・ビルディングの成果総括 .....	6
1.6 個別活動分野における指標の達成状況 .....	10
2. 調査結果	
2.1 共通事項 .....	12
2.2 会計記録作成者の CPD 制度 .....	28
2.3 会計書類審査業務 .....	35
2.4 会計相談業務 .....	40
3. 支援活動の実施結果	
3.1 コンピュータ化自習教材の開発支援 .....	49
3.2 クイック・インスペクションの導入 .....	52
3.3 B/K 向け E-mail ニュースレターの発行 .....	63
3.4 会計事務所の業務ガイドラインの作成 .....	65
3.5 会計書類審査および会計相談業務にかかる職員のトレーニング .....	67
3.6 その他の関連する活動 .....	75
4. 提言	
4.1 CPD に関する第 2 次提言 .....	78
4.2 その他の会計法執行改善のための提言 .....	87

## 付録

1. プロジェクト相関図 .....	Apx1-1
2. 調査団の構成と業務分担 .....	Apx2-1
3. CBT チーム名簿と活動実績 .....	Apx3-1
4. プロジェクト・デザイン・マトリクス .....	Apx4-1
5. Scope of Work .....	Apx5-1
6. 事前調査協議議事録 .....	Apx6-1
7. 第1次現地調査協議議事録 .....	Apx7-1
8. 第2次現地調査協議議事録 .....	Apx8-1
9. 第6次現地調査協議議事録 .....	Apx9-1
10. 第11次現地調査協議議事録 .....	Apx10-1
11. タイ国会計基準一覧 .....	Apx11-1
12. DBD 組織図 .....	Apx12-1
13. BBS 組織図 .....	Apx13-1
14. 外部訪問調査先一覧 .....	Apx14-1
15. CPD セミナープログラム .....	Apx15-1
16. コンピュータ化自習教材構成 .....	Apx16-1
17. コンピュータ化自習教材評価結果 .....	Apx17-1
18. 会計事務所向けガイドライン .....	Apx18-1
19. 導入セミナープログラム .....	Apx19-1
20. BBS 職員へのアンケート結果 .....	Apx20-1
21. グループインタビュー .....	Apx21-1
22. グループディスカッション .....	Apx21-1
23. 研修出席状況一覧 .....	Apx23-1
24. 基礎知識研修1プログラム .....	Apx24-1
25. 基礎知識研修2プログラム .....	Apx25-1
26. 基礎知識研修3プログラム .....	Apx26-1
27. 財務分析研修プログラム .....	Apx27-1
28. 中小企業向け施策ワークショッププログラム .....	Apx28-1
29. ファイナル研修プログラム .....	Apx29-1
30. BBS 職員研修評価結果 .....	Apx30-1
31. カウンターパート研修プログラム .....	Apx31-1
32. 中小企業会計基準セミナープログラム .....	Apx32-1
33. 中小企業会計基準円卓会議出席者リスト .....	Apx33-1
34. XBRL セミナープログラム .....	Apx34-1
35. XBRL 円卓会議出席者リスト .....	Apx35-1
36. 会計事務所向け研修コースプログラム .....	Apx36-1
37. IFRS セミナープログラム .....	Apx37-1
38. FRS 円卓会議出席者リスト .....	Apx38-1

## 図表

図 1-1	会計法執行支援調査全体概念図.....	7
図 2-1	財務諸表提出会社割合の推移（タイ全国合計） .....	20
図 2-2	質問内容別電話での相談件数.....	43
図 2-3	月別電話での相談件数.....	43
表 1-1	指標達成状況（B/K の CPD 制度） .....	10
表 1-2	指標達成状況（会計書類審査業務） .....	10
表 1-3	指標達成状況（会計相談業務） .....	11
表 2-1	上場企業数の推移.....	16
表 2-2	登記会社数と財務諸表提出会社数.....	19
表 2-3	B/K テスト論点別平均点.....	32
表 2-4	地域別 CPD コースと B/K 数.....	32
表 2-5	会計書類審査件数.....	36
表 2-6	窓口での相談件数.....	40
表 2-7	電話での相談件数.....	42
表 2-8	WEB での相談件数 .....	44
表 2-9	地方事務所での相談件数.....	45
表 3-1	クイック・インスペクション第 2 次審査結果.....	57
表 3-2	BBS E-mail ニュースレター発行プロジェクト .....	63
表 3-3	基礎知識トレーニング実績表.....	67
表 3-4	知識研修アンケート結果要約.....	69
表 3-5	アドバンス・レベルのトレーニング実績表 .....	69
表 3-6	研修終了時のアンケート結果.....	71
表 3-7	研修終了時のアンケート結果.....	72
表 3-8	関連活動総括表 .....	75
表 4-1	CPD 「目指す状態」、「避けるべき状態」 .....	78
表 4-2	DBD の CDP 自己学習コース案および調査団による提案 .....	80
表 4-3	自己学習コースに対する調査団のその他の提案 .....	81

## 略語表

APSC	会計職監督委員会
BSAP	監査実務監督審議会（商務省傘下）
BBS	（商務省企業開発局）企業監督課
B/K	会計記録作成者（会計法に基づく有資格者を指す）
BOI	投資委員会
BOL	ビジネス・オンライン社
CBT	キャパシティ・ビルディング・チーム
CPA	公認会計士
CPD	継続的能力開発
DBD	（商務省）企業開発局
DCR	企業登記局
EI	教育機関
Ev0	基礎調査段階で実施する BBS 職員の能力評価
Ev1	活動段階 1 終了時に実施する BBS 職員の能力評価
FAP	会計職連盟
FAQ	Frequently Asked Questions
F/S	財務諸表
IAS	国際会計基準
IASB	国際会計基準審議会
ICAAAT	タイ公認会計士・監査人協会
IFAC	国際会計士連盟
IFRS	国際財務報告基準
ITC	情報システム課（商務省企業開発局）
JICA	独立行政法人国際協力機構
KPI	業績評価指数
MAI	中堅企業向け特別市場
M/M	協議議事録
NGCGC	国家企業統治委員会
OJT	オン・ザ・ジョブ・トレーニング
SEC	証券取引委員会
SET	タイ証券取引所
SME	中小企業
TA	技術協力
TAS	タイ国会計基準
TCC	タイ商工会議所
VAT	付加価値税
XBRL	eXtensible Business Reporting Language

## 1. 調査の概要と成果

### 1.1 調査の目的

本件調査の目的は、会計法の執行責任を有する商務省企業開発局(DBD)に対して、会計法等の執行に関する業務改善を提案し、その実行を支援することと、会計法等の執行を担当する商務省企業開発局企業監督課 (BBS) のキャパシティ・ビルディングを通じて、会計法の執行にかかる実施能力を向上させることである。

### 1.2 調査の背景

#### (1) 会計・監査制度の重要性

会計・監査制度の整備は、企業体質を強化し、投資環境を改善することを通じて経済発展の基盤を提供する。特に、開発途上国にとって重要な外国投資を呼び込むためには、信頼できる会計・監査制度の存在が不可欠である。1997年のアジア経済危機は、会計・監査制度の充実が持続的な経済発展の前提であることを示し、韓国における会計基準の全面改訂、インドネシアにおける会計士資格制度の改革など、アジア諸国が会計・監査制度の改革に取り組む契機となった。タイにおいても、経済危機後、会計基準の全面的な改訂などの改革が進められた。

会計の目的は、①経営者が自らの経営する企業の状態を正しく理解し、企業を健全に経営するため（自己目的）、②債権者や投資家が企業の状況を適切に理解し、融資・投資の意思決定に役立てるため（外部目的）、の2つに大別される。中小企業（SME）の会計においては、自己目的が、大企業の会計においては外部目的がより重要視される。大企業、特に上場企業の会計の健全化は資本市場の発展にとって欠かせないものである。また、SMEにおいても会計の健全化は、健全な経営を促すこと、銀行融資を円滑化することを通じて、企業の発展、ひいては経済発展に大きく寄与する。タイ国の雇用の半数を占めるSMEを会計の健全化を通じて強化することは、雇用の安定・拡大を通じ、「人間の安全保障」を高めることに資するものである。

#### (2) タイの会計・監査の現状と問題



タイでは 2000 年に会計法が全面改訂され、2004 年に会計職法が施行された。また、会計基準、監査基準に国際基準を全面的に取り入れるなど、制度の整備は着実に進展している。タイの会計・監査制度は、原則としてすべての会社が公認会計士の監査を受けた上、財務諸表を政府に提出するという世界で最も厳しい内容を含むものである。

しかし、制度の運用に関しては、不十分な点が多く認められる。例えば、民商法及び会計法に違反し、約半数の法人が財務諸表を政府に提出していない。非常に厳しい制度上の建前に対して、実態が大きく乖離していることが、タイの会計・監査における最大の問題であろう。

このような実態と制度の乖離は SME で特に顕著である。SME の財務諸表は、公認会計士の監査を受けているにも係らず、金融機関にあまり信用されておらず、SME への円滑な資金供給に十分役立っていない。その理由として、SME の経営者は会計を単なる義務と考え経営に活用しようという意識が希薄である点が指摘されている。

### (3) 問題解決へのアプローチ

制度と実態の乖離を縮小し、会計が目的とする健全な企業経営、債権者・投資家の保護を達成するためには、実態を改善し制度が期待する状況に近づけることが優先されなければならない。しかし、その一方、制度を実態に合った形で見直し、より現実的なものに改めていくことも必要であろう。あまりに実態と乖離した制度は、制度を守る意識そのものを低下させる危険を孕んでいる。特に、「自己目的」を主とする SME の会計に対して、「外部目的」を重視して設計された大企業と同様の規定の遵守を求めることは費用対効果の観点からも適切ではない。

本件調査は、主として前者の「実態改善」を行うために、会計・監査制度の監督機関である企業開発局（DBD）の機能を強化することを目的に実施された。大企業、特に上場企業に関しては証券取引所（SEC）が重点的に監視を行っているため、制度と実態との乖離が少ないと思われる。一方、非上場企業、とりわけ SME では、会計監査の形骸化や脱税が常態化していると指摘する関係者が多い。本件調査は、このように状況がより深刻な SME の会計の改善に重点を置いた。また、後者の「制度の見直し」に関しても、セミナーや研修を通じて問題提起を行ったほか、調査団が必要と考

える改善策を提言としてまとめた。

#### (4) アジア太平洋経済協力経済法制度整備との関連

アジア太平洋経済協力（APEC）では、1999年以降、アジア経済危機後の持続的経済成長実現のためには構造改革が不可欠であるという認識のもと、市場機能の強化にかかわる取り組みを進めている。日本は、域内における透明かつ安定的な市場の枠組み・ルールを形作るものとして「経済法制度整備」（APEC Strengthening Economic Legal Infrastructure: SELI）イニシアティブを提案し、2001年2月に経済法制度整備コーディネーティング・グループが創設された。本件調査は、このAPEC-SELI会合でも報告されている。

### 1.3 調査範囲と支援活動

DBD/BBS のキャパシティ・ビルディングの対象として、独立行政法人国際協力機構（JICA）と DBD の間の合意に基づき、以下の 3 つの分野に重点的に取り組むこととした。

- 1) 会計記録作成者<sup>1</sup>（B/K）の継続的能力開発制度(CPD)（2.2参照）
- 2) 会計書類審査業務（2.3参照）
- 3) 会計相談業務（2.4参照）

また、上記に関連したDBD/BBS職員の研修を実施する他、セミナーの開催やオン・ザ・ジョブ・トレーニングの実施を通じて、DBD/BBSのキャパシティ・ビルディングを図ることとされた。

上記 3 つの分野において、調査団は改善提案を作成し、その中から BBS が独力で実施することが困難な以下の 4 つの提案に関する支援活動を中心に業務を実施した。

- a) コンピュータ化自習教材の開発（3.1参照）
- b) クイック・インスペクションの導入（3.2参照）
- c) E-mailニュースレターの発行（3.3参照）

---

<sup>1</sup> 本報告書では 2000 年会計法の規定に基づく会計記録作成者の資格を有する者を指し、資格を持たずに企業の経理業務に従事するものは、「企業経理担当者」とする。

d) 会計事務所業務ガイドラインの作成 (3.4参照)

JICAとDBDの合意に基づく1)から3)の3つの重点活動分野と、上記a) からd) の支援活動などの個別活動の関係を付録1に示した。

## 1.4 調査実施方法

### (1) 調査団の構成

日本またはタイの公認会計士資格を有する会計専門家を中心に構成した。調査団の構成と業務分担は付録2に示した。

### (2) キャパシティ・ビルディング・チーム

BBS内のプロジェクト・チームとしてキャパシティ・ビルディング・チーム(CBT)が編成され、本件調査のキャパシティ・ビルディング活動(計画、実施、評価)に主体的に関与した。CBTのメンバー表と活動実績は、付録3に示した。

### (3) PCM手法の活用によるプロジェクト管理

本件調査の一貫した管理と評価のために、プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法を活用した。BBSとの間で合意した2004年5月現在のプロジェクト・デザイン・マトリクス(PDM)を示すと付録4のとおりである。

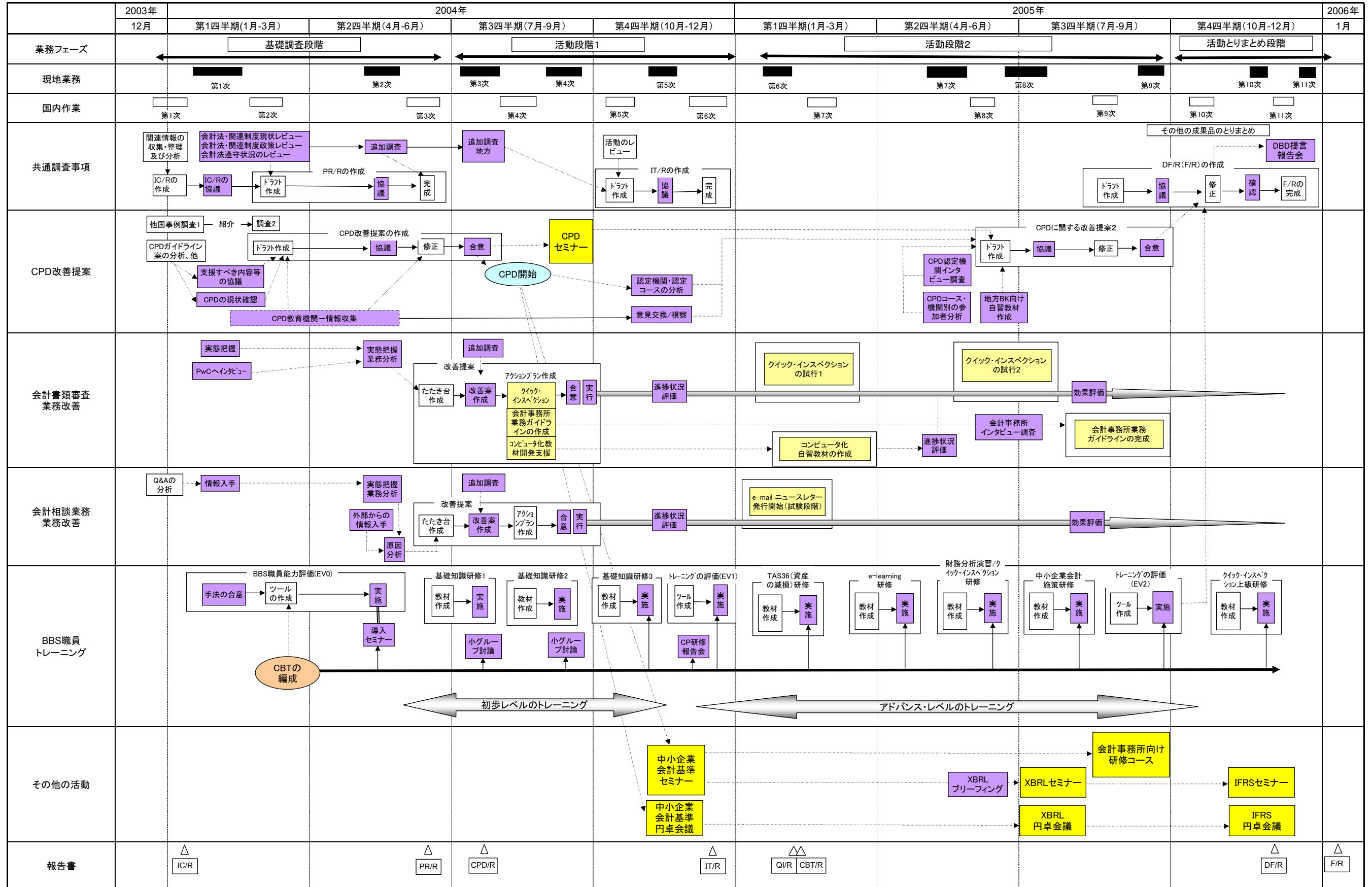
### (4) 調査期間

2003年12月から約2年間にわたる調査期間を以下の4段階に分けて実施した。

- 1) 基礎調査段階：2003年12月－2004年6月
- 2) 活動段階1：2004年7月－12月
- 3) 活動段階2：2005年1月－9月
- 4) 活動取りまとめ段階：2005年10月－12月

本件業務の業務フローチャートを次ページに示した。

タイ国会計法執行支援調査 業務フローチャート



IC/R: インスペクションレポート  
 PR/R: プログレスレポート  
 CPD/R: CPDに関する提言  
 QI/R: クイック・インスペクション試行パイロットプロジェクト実施報告  
 CBT/R: コンピュータ化教材開発支援パイロットプロジェクト実施報告  
 DF/R: ドラフトファイナルレポート  
 F/R: ファイナルレポート

  現地で実施する活動  
  BBSの外部での活動

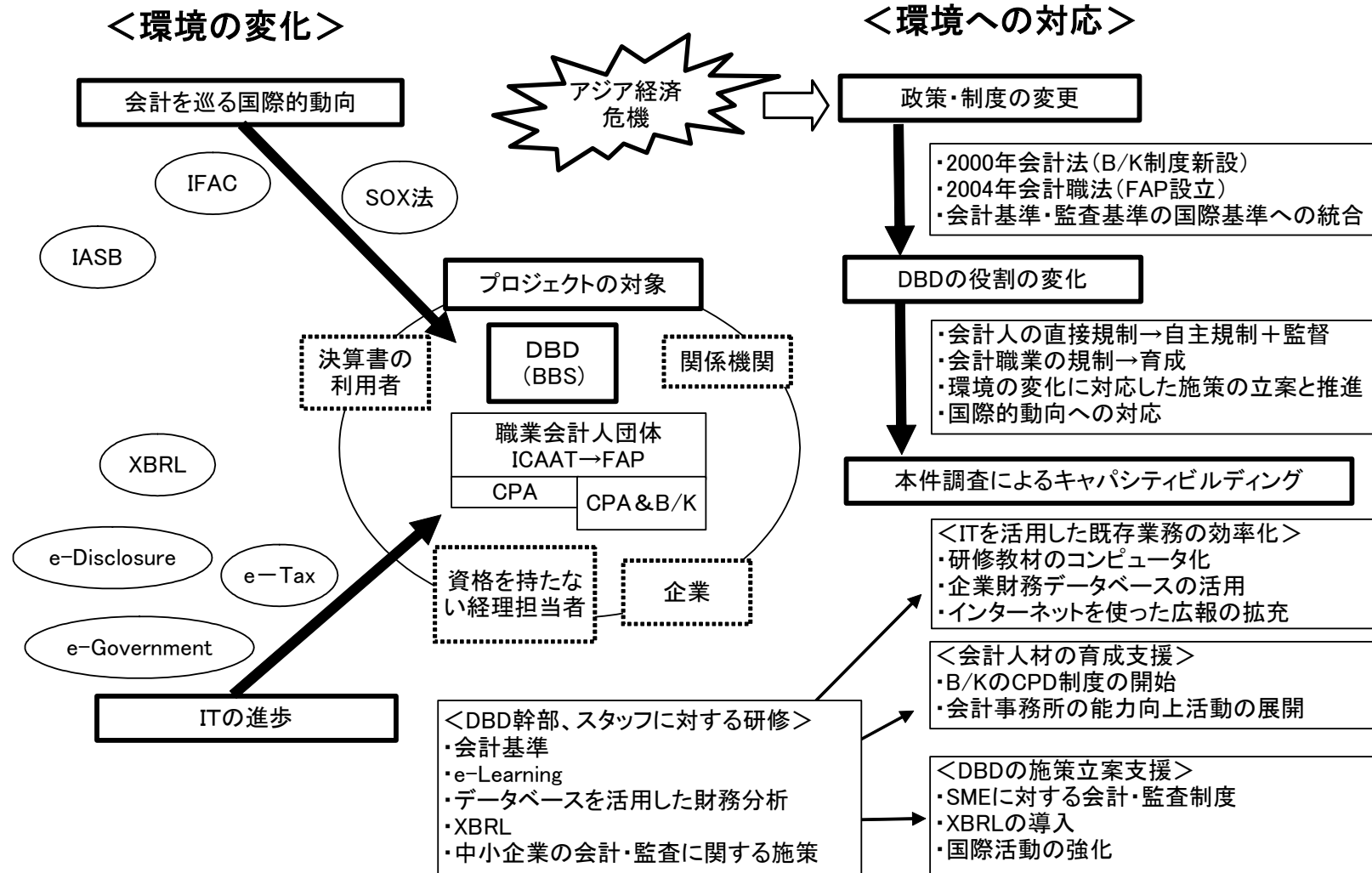
## 1.5 キャパシティ・ビルディングの成果総括

DBD/BBS の役割は、環境の変化や政策の変更に応じて変わりつつある。すなわち、DBD の名称が 2002 年 10 月に企業登記局（DCR）から変更されたことに示されるように、企業の登記や財務諸表の受理と収集といった受動的なものから、SME の育成などの能動的なものに移行している。会計分野に関しても、DBD/BBS は、会計人材の育成、会計事務所の能力強化などの会計の向上のための施策を立案し実行する役割を求められている。また、2004 年の会計職法の施行により、DBD/BBS が実施していた既存の現業的業務の多くは、会計職連盟（FAP）に移管することが可能になった。このように DBD/BBS が新たな役割を担う前提が整い、役割の変化に対応した施策立案能力の向上が求められている。

本件調査で実施したキャパシティ・ビルディングは、DBD/BBS がこのような役割変化に対応するに当たって大きな役割を果たした。すなわち、BBS 職員に対し、SME の会計施策に関する研修（ワークショップ）を実施し、職員の施策立案能力・意識を高めた。また、SME 向け会計基準、会計事務所の能力向上、財務情報の電子化、会計基準の国際化など、現在 DBD/BBS に求められている施策に関する外部向けセミナーを開催した。これらの活動への関与は、DBD/BBS 職員の施策立案能力を高めるとともに、DBD/BBS の施策立案に関する組織的能力の向上に貢献した。会計事務所育成を担当する部署が BBS 内に設置され、BBS が独自に研修コースを開催したり、優良会計事務所の表彰制度の検討が開始されたりしていることが、組織能力の向上を示している。

本件調査を巡る環境の変化、政策変更、DBD の役割の変化及び成果の関係を図 1-1 に示した。

図1-1 会計法執行支援調査 全体概念図



## (1) IT を活用した業務の効率化

DBD/BBS では、本件調査開始前から、監査人や B/K の登録内容変更、Web による質問の受付など、業務の一部に IT を活用していた。本件調査で、IT の活用範囲を拡大し、DBD/BBS 業務の効率化を達成した。

### 1) 研修教材のコンピュータ化

CBT からの提案を基に、パイロット・プロジェクトとして地方職員向けの研修教材をコンピュータ化し、研修にかかるコストと時間の効率化を実現した。この成功により、DBD/BBS 職員の中で e-learning に関する関心が高まり、外部セミナーでの応用が検討されている。2005 年 9 月に実施された会計事務所向け研修コースは、e-learning 教材への活用のために、DBD によりビデオ撮影された。

### 2) 企業財務データベースの活用

DBD は、企業が提出した財務データを電子化していたが、そのデータベースが十分活用されていなかった。本件調査において、会計書類審査への活用が提案され、プログラムが開発された。このプログラムは会計書類審査以外にも、施策立案のために必要なデータを入手するためにも活用できる。

### 3) インターネットを使った広報の拡充

CPD 制度の広報と会計相談業務の効率化のため、B/K 向けの e-mail ニュースレターの発行を提案し、その実行をサポートした。DBD が現有するハードウェアの制約から、ニュースレターはまだ試行段階に過ぎないが、会計相談の手段が電話から Web に移行する成果を挙げた。

## (2) 会計人材の育成の支援

2000 年会計法により導入された B/K 制度は、企業の経理担当者の質的向上を通じて適切な会計の浸透を図るものであった。本件調査では、SME の会計実務の向上に焦点をあて、その担い手である B/K 及び会計事務所の能力向上を目指した活動を実施した。

### 1) B/K の CPD 制度の開始

2000 年会計法が 2004 年 8 月までに B/K の CPD 制度の導入を定めていることから、B/K の CPD 制度を円滑に開始することが、本件調査開始時の BBS の喫緊の課題であった。調査団は、CPD 制度の開始時に第一次提言をまとめた他、CPD 制度の広報及び遠隔地の B/K 向けの自習プログラムの作成支援を行った。その結果、B/K の CPD 制度は、大きな混乱なくスタートを切った。

## 2) 会計事務所の能力向上活動の展開

多くの SME が会計業務を会計事務所に委託している現状を考慮し、会計事務所の能力向上を目指した活動を発展させた。

会計事務所経営者向けの上級研修コースで日本の TKC の事例を紹介したことを契機として、参加者有志による自発的活動として TKC へのスタディー・ツアーが実行された。

また、会計事務所の業務ガイドラインのドラフトを調査団が作成し、同研修コースで紹介した。今後 BBS が会計事務所の協力の下、このドラフトを発展させ、会計事務所の業務改善の指針として活用する予定である。

## (3) DBD の施策立案支援

DBD の役割が、会計職の育成や会計実務の改善を促す施策の立案・実行に移行しつつあるとの認識の下、施策立案に必要とされる事例の紹介や関係者との協議の促進を図った。

### 1) SME に対する会計・監査制度

SME 会計基準セミナー及び円卓会議で IASB の SME 向け会計基準プロジェクトを広く関係者に紹介した。また、SME の会計・監査に関する制度や施策に関するワークショップを BBS 職員研修の一環として実施し、施策立案の参考となる事例を紹介した。その結果、タイ国でも IASB や他国の事例を参考に SME 向け会計基準が作成される見通しとなった。

### 2) XBRL の導入

財務報告用のコンピュータ言語の事実上の世界標準である XBRL は、本件調査開始前はタイでは全く知られていなかった。XBRL セミナー及び円卓会議において XBRL を広くタイの関係者に紹介した結果、XBRL の導入に向けた活動がタイでも開始された。2005 年 11 月に東京で開催された XBRL 国際会議にタイの関係者が初めて参加したことは、本件業務の特筆すべき成果である。

### 3) 国際活動の強化

外部セミナーや内部研修において、IASB や IFAC の活動を中心とした国際的動向を紹介し、DBD や FAP の国際活動の強化に貢献した。



## 1.6 個別活動分野における指標の達成状況

JICA と DBD で合意された3つの重点活動分野について、具体的な支援活動の決定後、BBS と協議の上、指標を設定した。設定された指標の達成状況をまとめると以下のとおりである。

### (1) B/K の CPD 制度

B/K の CPD 制度は、順調にスタートを切った。当初から懸念されていたとおり、バンコク以外に CPD 教育機関数が少ない問題はあるものの、DBD が今後自習プログラムを開始することにより、地方在住の B/K にも CPD コースの受講機会が提供される見通しである。

表 1-1 指標達成状況 (B/K の CPD 制度)

設定された指標	達成状況
CPD 教育機関が最低一つ存在する県が 2005 年 9 月までに 30 県以上となる。	CPD 教育機関が存在する県は 17 県(バンコク含む)に留まった。
遠隔地域や所得の低い B/K 向けのコースが DBD により開発される。	DBD による自習プログラムが実行される見込みである。
第 1 次提言の作成 (2004 年 8 月)	調査団は、2004 年 8 月に第一次提言を提出し、その提言に基づく支援活動を行った。
第 2 次提言の作成 (2005 年 12 月)	調査団は、2005 年 12 月に第 2 次提言を提出した。
e-mail ニュースレターの購読者数	DBD のサーバー増強が実現しなかったため、約 500 人に留まっている。

### (2) 会計書類審査業務

地方の問題を解決するためのコンピュータ化自習教材の作成支援を、中央での問題を解決するためにクイック・インスペクションの導入支援を実施した。審査方法の継続的改善が今後も必要であるが、いずれも所定の成果を挙げた。

表 1-2 指標達成状況 (会計書類審査業務)

設定された指標	達成状況
2005 年 9 月までに 5 つの産業を対象としたクイック・インスペクションが実施される。 (コンピュータ・プログラムによるレビューの対象法人数の目標は約 3,000 法人)	第 1 次及び第 2 次試行を併せて 5 つの産業を対象としたクイック・インスペクションの試行が実施された。 (第 1 次試行で 467 法人、第 2 次試行で 6,513 法人の計 6,980 法人が対象となった。)
新しい審査方法の適用の結果として、効果的	第 2 次試行において、審査方法は従来の方法

設定された指標	達成状況
な報告書が作成される。	を踏襲した結果、発見事項を要約した報告書は作成されたが、今後の審査の改善につながる分析は十分ではない。
BBS 職員が電子データを活用した新しい審査アプローチを理解し、適用できる。	プログラムを審査対象の絞込みに活用するアプローチは十分理解され、実用レベルに達した。但し、抽出された法人に対する審査手法にはまだ改善の余地がある。
コンピュータ化された研修教材が地方職員により効果的に利用される。	75 県の全地方職員が利用した。今後、同職員の採用時の研修に使用されて研修の効率化に寄与する見通しを得た。また、継続勤務中の職員の能力向上に有効である。 E-learning に対する BBS 職員の関心を高める効果もあった。

### (3) 会計相談業務

BBS 職員に対する会計基準研修を通じて職員の回答対応能力を高めた。また、e-mail ニュースレターの発行による広報の強化により、Web を使った相談への誘導を図った。E-mail ニュースレターの購読者数は、技術的な制約により約 500 名に留まったが、Web サイトによる情報提供の充実とあいまって、大きな効果を挙げた。e-mail ニュースレター発行開始（2005 年 1 月）後、Web を通じた相談件数は前年同期比 72%増加し、電話相談件数は前年同期比 24%減少した。今後 e-mail ニュースレターの発行拡大により、更なる効果が見込まれる。

表 1-3 指標達成状況（会計相談業務）

設定された指標	達成状況
DBD の Web サイトへのアクセス数が改善される。	DBD の Web サイトを通じた相談件数は、増加傾向にある。2005 年 2 月—8 月累計で前年同期比 72%増。一方同時期の電話相談件数は、24%減少となった。
e-mail ニュースレターの購読者数	DBD のサーバー増強が実現しなかったため、約 500 人に留まっている。
BBS 職員が会計相談業務をより自信を持って実行できる。	BBS 職員研修のアウトカム評価において、会計相談業務において、充実した対応ができるようになったと評価されている。

## 2. 調査結果

### 2.1 共通事項

#### (1) 会計法及び関連制度の現状

##### 1) 会計法の概要

タイでは民商法や公開株式会社法での会計規定の他に独立した会計法があり、公開株式会社を含む商人一般の会計に対して適用されている。会計法は 2000 年に大幅な改正が行われた。その改正の主要点は以下のとおりである。

- B/K の資格制度を創設し、各社に B/K を利用・登録することを義務付けた。
- 小規模のパートナーシップには会計監査を免除した。
- 監督官庁の検査権限を強化した。
- タイ国会計基準 (TAS) に対する法的な根拠が与えられた。

会計法では、帳簿や財務諸表の作成、保存、財務諸表の監査と登録、B/K 制度、商務省による検査権限などを定めている。登記されたすべての法人は財務諸表を DBD に提出することを求められており、提出された財務諸表は誰でも閲覧できる。会計法に規定される内容は非常に詳細であり、例えば備えるべき帳簿の種類だけでなく、その記載内容、記載時期までもが規定されている。

会計処理基準に関しては具体的な規定はなく TAS に従う旨だけ定めている。

##### 2) 会計職法の概要

2004 年 10 月 23 日付けで会計職法が施行され、従前の監査人法が廃止された。この会計職法は、監査人のみならず、B/K や他の職業会計人をすべて新設する単一の組織、FAP に登録させ、自主規制を行わせるとともに育成・発展させていくことを趣旨としている。

会計職法の下では、会計職を「会計記録、会計監査、会計管理、会計システム構築、税務会計、会計教育及びその他の会計サービスに携わる職業」と幅広く定義している。当面は、監査人や B/K が対象であるが、今後勅令で定める他の職業会計人もすべて対象となる。

また、監査人や B/K はあくまでも個人資格であり、従来は個人単位でしか登録を求められていなかったが、今後は監査サービスや会計サービスを提供する法人も登録対象となり、法人の責任が明確化された。会計監査や会計記録サービスは、法人組織により提供されている場合が多かったにも係らず、法人自体が登録・監督の対象となっていなかった制度面の不備が解消された。また、会計監査を行う法人の代表者は公認会計士であることが求められる他、経営に関与している株主に対して一定の責任を負わせることになった。<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 国際的には、監査業務を行う事業体は無限責任のパートナーシップ形態を採用することが通常であったが、近年の監査組織の巨大化に対応して、米国のように有限責任パートナーシップ (LLP) 形態での運営を

### 3) 会計職連盟

会計職法は、法人格を持つ FAP を設置し、各会計職の登録及び許可証発行を行うことを規定している。監査人は FAP の会員となる必要があり、他の会計サービス職は会員にならない場合は、登録することが求められる。

FAP は 2005 年 4 月に、従来からタイで唯一の職業会計士団体であったタイ公認会計士・監査人協会（ICAAT）を発展的に解消する形で設立された。ICAAT が法律的な裏づけがない任意団体にすぎなかったのに対し、FAP は会計職法に基づく法人であり、権威が高まった。また、会計職が強制加入（又は登録）することになったため、財政的基盤も固まった。

FAP には、会員から選ばれる会長、理事会、会計サービスの種類ごとに設置される委員会などが置かれる。また、会計基準委員会、倫理規定委員会が設置され、会計基準、倫理規定の設定をそれぞれ行う。

FAP の財政は、会費、登録料収入、事業収入の他、国家予算からの補助金により運営される。

### 4) 会計職監督委員会

会計職法の規定により、商務省事務次官を委員長とする会計職監督委員会（APSC）が設置され、FAP の運営を監督する。DBD 局長が委員兼書記を務め、DBD が事務局業務を担当する<sup>3</sup>。

旧監査人法の下では、類似のメンバーで構成される監査実務監督審議会（BSAP）が直接、監査人の免許の発行等の監督権限を有していた。監査人に対する監督権限を民間団体である FAP に移し、政府機関である会計職監督委員会が FAP を監督することにより、間接的に監査人をはじめとする会計職業を監督する形となった。

### 5) 会計基準

TAS は従来タイ公認会計士・監査人協会（ICAAT）が作成し、BSAP が審査・承認後、公表していた。TAS は、2000 年以降、全面的に国際財務報告基準（IFRS）を取り入れる形に改正された。（TAS の詳細は付録 11 を参照）

2004 年の会計職法の成立により、TAS の設定権限は新設された FAP に移管され、同様に新設された APSC が審査・承認後に公表することになった。その結果、会計基準の承認権限を政府機関が保持する制度は維持された。

---

認めるように変化しつつある。タイでは監査業務をもともとと有限責任会社形態で実施することが多かったため、会計職法において経営に関与している株主に出資分を超えた責任を負わせることを明記した。

<sup>3</sup> 同委員会の委員は他に保険局長、歳入局長、会計検査院長、タイ中央銀行総裁、証券取引委員会事務局長、会計職連盟会長、タイ工業連盟会長、タイ銀行協会会長、タイ商工会議所会頭、会計の専門家 2 名、法律の専門家 1 名により構成される。

## 6) 税務監査と税務監査士

税務監査及び税務監査士は、財務省歳入局が歳入法典に基づき定める制度であり、2002年より導入された。

歳入法典第 69 条は、法人所得税の納税義務者は申告書に監査済みの財務諸表を添付する必要がある旨を、第 3 条は、歳入局長から許可を得た者が上記の会計記録の監査を行う旨を定めている。そして、この条文に基づく歳入局長通達は、公認会計士または税務監査士が上記の会計監査を行う旨、及び税務監査士の制度について定めている。

税務監査は、2000 年会計法で会計監査が免除された小規模のパートナーシップに関し、公認会計士または税務監査士が、以下に関する意見表明を行うものである。

- 会計処理が会計基準に従って行われているか
- 会計記録が適切に作成されているか
- 歳入法に定める税務上の調整が正しく行われているか

財務諸表の適正性を担保する会計監査と目的が多少異なる（税務上の処理の適法性が強調されるなど）が、実際に実施する監査手続は通常の会計監査とほとんど同じと思われる。

税務監査士となるには、会計学士の資格を持ち、かつ歳入局長が定める試験に合格する必要がある。2005 年 7 月 19 日現在 1,712 名の税務監査士が歳入局に登録されている。毎年認定された研修機関が実施する税務に関する研修を、9 時間以上受講することが義務付けられている。公認会計士に比べると試験の難易度が低いため、会計専門職を目指す人のうち、まず、税務監査士を目指す人材が増えてきている。税務監査士は、会計職法の趣旨から言えば会計職の一つであるが、現在は FAP への入会（登録）の対象にはなっていない。

なお、登記パートナーシップは約 22 万社あり、そのうち、大部分が会計法上の会計監査の免除規定が適用される小規模のパートナーシップと推定される。

## (2) 会計法他関連制度にかかる政策

### 1) SME・零細企業に焦点をあてた政策

#### ア) DBD でのソフトウェアの開発

DBD では ICAAT やタイソフトウェア協会と共同して開発した零細企業向けのごく基本的な会計システム（簡易元帳システム）を無料で配布する事業を企画・推進している。会計記録の作成など、基本的事項の啓蒙が事業の目的である。日常的には、会計相談への来訪者でこの簡易元帳システムに興味を持った人に、その場でデモを実施している。このうち、希望者には定期的に開催されるセミナーへの参加登録を受け付けている。

さらに DBD においては、上記システムに個人商店向けに POS システム機能を付加した簡易ソフトウェアを開発、配布を行っている。また、SME 銀行からの依頼に基づき、上記に関するセミナーを随時開催してきた。このようなセミナーは今後も引き続き開催の予定である。

上記 CD-ROM を 5 万枚制作したうち、2005 年 7 月現在 3 万 5 千枚余りが SME 向けに配布された。

#### イ) SME 向け会計基準の策定

TAS の多くは、IFRS を参考に作成されているが、SME の多いタイ国産業界からの強い批判を受け、2002 年の商務省の公告により、公開株式会社を除き一部の会計基準の適用を任意としている。また、同時に SME 向けの会計基準の必要性の議論が高まり、研究報告が ICAAT により作成された。

SME 向けに別個の会計基準を適用すべきか、あるいは、会計基準はすべての企業に同一のものが適用されるべきかについては、国際的にも大きな議論の的となっている。会計基準の統合化が IFRS を中心に進み、その IFRS が国際的な大企業（上場企業）の会計を前提として、ますます複雑化する中で、SME 向け会計基準の設定を求める声が強まっている。国際会計基準審議会（IASB）でも SME 向けの会計基準に関するプロジェクトが進んでおり、2006 年中に公開草案が作成される予定である。

## 2) 上場促進策と証券取引委員会（SEC）とタイ証券取引所（SET）による監視と支援

### ア) 上場企業向け減税政策

2001 年 9 月に 3 年間の時限措置として導入された新規上場企業への減税措置が、2005 年 12 月までに延期されて適用されている。この減税措置は、期間内に新規に株式を上場させた企業に、上場後 5 年間にわたり低減税率（SET 30%→25%、MAI<sup>4</sup> 30%→20%）を適用するものである。

このような上場企業への税優遇は資本市場の育成を目的として採られている。企業が上場することにより、株主及び規制当局からのより厳しい監視を受けることを通じ、会計の適切化をはじめとする企業開示の向上につながることも期待されている。

なお、タイの上場企業数は、1997 年の金融危機以降、減少傾向にあったが、最近の上場促進政策と景気の回復により上昇傾向にある。

---

<sup>4</sup> SET は 2 つの市場を運営しており、通常の市場を SET、中堅企業（払込資本金 40 百万・200 百万バーツ）向けの特別市場を Market for Alternative Investment (MAI) と呼んでいる。MAI の上場基準は SET に比べて緩く設定されているが、企業情報開示に関しては SET と同一の規則が適用される。

表 2-1 上場企業数の推移

	SET	MAI	合計
1997 年末	431	—	431
1998 年末	418	—	418
1999 年末	392	—	392
2000 年末	381	—	381
2001 年末	382	3	385
2002 年末	389	9	398
2003 年末	407	13	420
2004 年末	439	24	463
2005 年 8 月末	454	27	481

出典：SET アニュアルレポート 2004 年、SET の Web サイト

#### イ) 上場企業の企業財務開示の監視

上場企業の企業財務開示の監視と審査は、SEC と SET の連携の下に行われている。会計処理が適正に行なわれているかについて、実際の審査を行うのは主として SEC の会計監督部である。会計監督部では、CPA の監査意見が標準報告書以外の場合には必ず詳細に検討し、会計基準への準拠違反による場合は会社に財務諸表の訂正を求める。また、監査報告書の内容に拘らず、サンプルベースによりチェックリストを利用した財務諸表審査を実施している（2003 年の審査実績は約 120 社）。会計監督部で審査を担当している職員は、ほぼ全員 CPA 資格を持ち、監査法人で監査実務の経験を有している<sup>5</sup>。SEC が会計不正を摘発する事例が最近相次いで報道されている。

上場企業の会計監査を行うためには、通常の監査人資格に加え、SEC 認定監査人となる必要がある。高度かつ広範囲な監査実務経験が求められるなど、認定基準は非常に厳しく、2005 年 10 月 12 日現在、SEC 認定監査人は 25 事務所 92 名となっている。なお、認定基準の設定、具体的な認定作業は SEC の委任に基づき FAP が実施している。

#### ウ) 適用すべき会計基準とガイドライン

上場企業は、TAS に準拠して財務諸表を作成する必要があるが、TAS に定めがない事項については IFRS に、IFRS にも定めがない事項については米国会計基準に準拠して財務諸表を作成することが SEC の通達により求められている。また、年次財務諸表に加え、四半期財務諸表を開示することが求められている。

TAS は IFRS にほぼ全面的に踏襲して作成されているが、会計基準を補足する解釈

<sup>5</sup> SEC は省庁と異なり、自主的な財源によって運営されている。職員の給与も政府の俸給表とは異なるため、民間企業から優秀な人材を採用することができる。

指針や Q&A などが十分でないため、企業や監査人が適用する場合に困難な点があることが指摘されている。

### 3) 企業統治の改善

#### ア) 国家企業統治委員会の活動

2002年にタイ政府は企業統治改善のキャンペーンを開始し、首相が議長を務める国家企業統治委員会（NGCGC）を設置した。NGCGCの委員は財務大臣、商務大臣をはじめとする関係政府機関及び民間団体の長18名から成り、各委員の所属する組織がガイドラインの作成等の作業を担う他、会計基準小委員会等の6つの小委員会が活動している。

#### イ) 企業統治格付け

SECとSETは、タイ格付情報サービス社の協力の下に、企業統治の格付け制度を実施している。一定以上の格付けを得た上場企業には、SECやSETへの登録手数料の割引、資金調達時の審査期間の短縮など、具体的なインセンティブが付与される。

#### ウ) 企業情報開示表彰

優れた企業統治を推進するために、SECが主催する表彰制度であり、2002年に開始された。2002年は参加115上場企業中40社、2003年は参加123上場企業中60社が表彰された。

#### エ) 財務担当役員（CFO）認証プログラム

ICAATは、財務担当役員（CFO）の認証プログラムを開始し、SEC及びSETは、上場企業のCFOにこのプログラムを受講するよう奨励している。

### 4) 財務報告の利用環境の改善

#### ア) 上場企業の財務諸表の電子開示

上場企業は、開示書類をハードコピーでSECに提出するとともに、SETにハードコピーに加え、電子データ（Word及びExcel）で提出する。この電子データはSEC及びSETのWebサイトにて無料で閲覧することができる。また、これ以外にもSETは上場企業に指定フォーマットでデータを提出させることにより、“SET SMART”と呼ばれるデータベースを構築しており、様々な検索が可能となる形で有料公開している。（3ヵ月間390パーツ）

#### イ) ビジネス・オンライン社による財務データの販売

ビジネス・オンライン社（BOL）は、1995年に設立された民間企業であり、DBD



に提出される財務情報の提供を受け、データベース化し、“BINGO”と呼ばれる情報提供サービスを有料で提供している。“BINGO”では、DBD に登録された財務情報のすべてと BOL が独自に収集した情報を閲覧することができる。BOL では、データベース登録時に貸借の一致、合計の一致と言った論理チェックを実施しており、その結果は DBD にフィードバックされている。

#### ウ) DBD による電子開示

BOL がデータベース化した電子データは DBD にも提供され、DBD は要約した財務情報をその Web サイトで無料公開している。

### 5) 税務当局の方針

歳入局は、効率的な税務執行を目指し、税務調査による摘発から、納税者に対する啓蒙や事前相談の充実を通じ、適正な申告を促す方向に転換している。また、2000 年会計法の改正により小規模の登記パートナーシップの会計監査が免除されたことに伴い、2002 年度から税務監査制度を導入している。「2.1 (1) 6) 税務監査と税務監査士」を参照) 歳入局によれば、この制度は、経営者の適切な会計を行うことへの意識向上と、税務監査士が小企業の相談役となることも期待して導入された。

## (3) 会計法他関連制度の遵守状況

### 1) 財務諸表の提出状況

DBD より登記企業数と財務諸表提出会社数の最新の対比データを入手し、表 2-2 に示した。財務諸表の提出数は、2004 年中に決算期が到来した会社の 2005 年 5 月現在の提出数である。参考として示した 2002 年度の未提出割合は、2002 年中に決算期が到来した 2004 年 5 月現在の未提出割合であり、2003 年度の未提出割合は、2005 年 5 月現在の未提出割合である<sup>6</sup>。2004 年のデータを取った時期が 2002 年、2003 年と異なるため、単純な比較はできないが、財務諸表の未提出割合は増加している。株式会社に比べて、パートナーシップの提出状況が著しく悪い。

2004 年の財務諸表提出においては、DBD が積極的なキャンペーンをニュースレターや各種メディア等を通して実施した。本庁管轄における 2004 年の未提出割合が、期限後提出が含まれていないにもかかわらず、前年度、前々年度から若干減少しているのは、このキャンペーン活動による効果と考えられる。

---

<sup>6</sup> 2003 年 12 月決算会社の財務諸表の提出期限は 2004 年 5 月末であるが、期限を遅れて提出する会社も存在している。

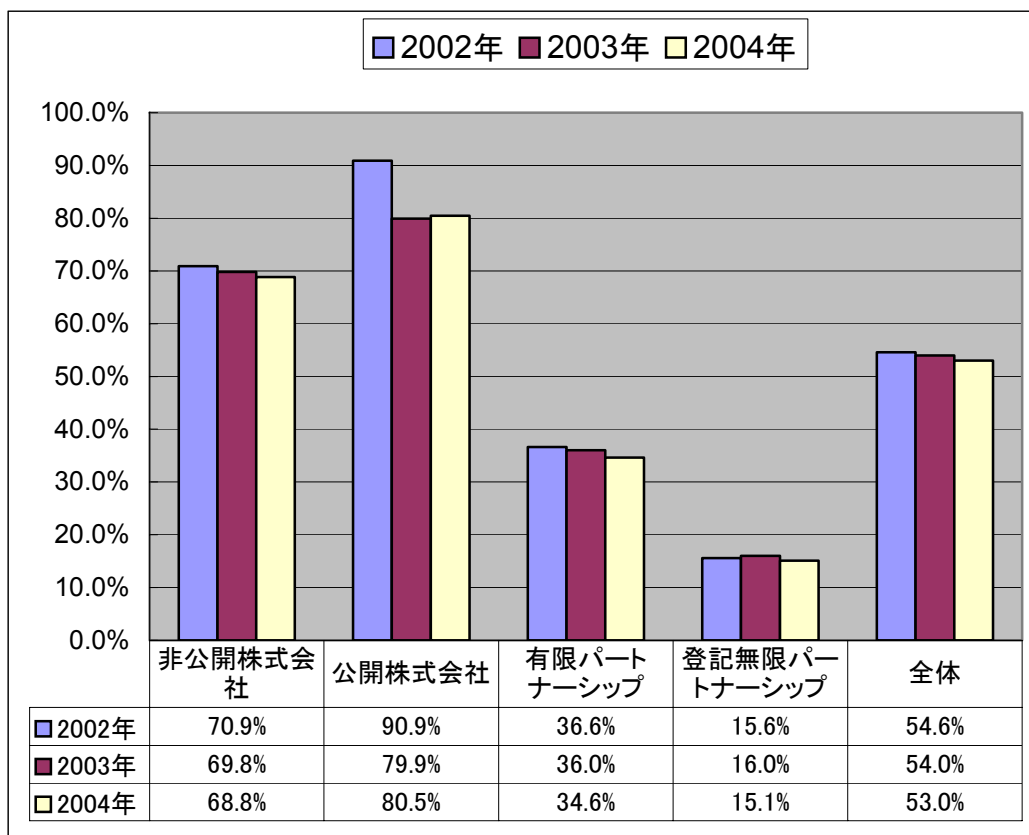
表 2-2 登記会社数と財務諸表提出会社数

本庁管轄 (Bangkok and Nontaburi)	非公開 株式会社	公開 株式会社	有限パートナ ーシップ	登記普通 パートナ ーシップ	計
登記会社数	155,659	666	92,343	2,789	251,457
F/S 提出会社数	112,197	552	26,094	359	139,202
(%)	(72.1%)	(82.9%)	(28.3%)	(12.9%)	(55.4%)
F/S 未提出会社数	43,462	114	66,249	2,430	112,255
(%)	(27.9%)	(17.1%)	(71.7%)	(87.1%)	(44.6%)
参考(%)-2003年	(28.2%)	(20.7%)	(71.2%)	(86.5%)	(44.8%)
参考(%)-2002年	(26.3%)	(6.6%)	(71.4%)	(86.8%)	(44.7%)

地方管轄 (その他の県)	非公開 株式会社	公開株式 会社	有限パートナ ーシップ	登記普通 パートナ ーシップ	計
登記会社数	98,990	201	119,541	989	219,721
F/S 提出会社数	63,032	146	47,302	211	110,691
(%)	(63.7%)	(72.6%)	(39.6%)	(21.3%)	(50.4%)
F/S 未提出会社数	35,958	55	72,239	778	109,030
(%)	(36.3%)	(27.4%)	(60.4%)	(78.7%)	(49.6%)
参考(%)-2003年	(33.7%)	(17.7%)	(58.3%)	(77.0%)	(47.5%)
参考(%)-2002年	(34.0%)	(17.4%)	(56.1%)	(76.9%)	(46.5%)

タイ全国合計	非公開 株式会社	公開 株式会社	有限パートナ ーシップ	登記普通 パートナ ーシップ	計
登記会社数	254,649	867	211,884	3,778	471,178
F/S 提出会社数	175,229	698	73,396	570	249,893
(%)	(68.8%)	(80.5%)	(34.6%)	(15.1%)	(53.0%)
F/S 未提出会社数	79,420	169	138,488	3,208	221,285
(%)	(31.2%)	(19.5%)	(65.4%)	(84.9%)	(47.0%)
参考(%)-2003年	(30.2%)	(20.1%)	(64.0%)	(84.0%)	(46.0%)
参考(%)-2002年	(29.1%)	(9.1%)	(63.4%)	(84.4%)	(45.4%)

図 2-1 財務諸表提出会社割合の推移 (タイ全国合計)



2) 会計書類審査結果から見る会計法遵守状況

2005 予算年度 (2004 年 10 月～2005 年 9 月) の年間審査結果を 2.3 にまとめた。

3) ペナルティの付与

BBS は、会計法に基づく罰則を適用するよりも改善通知を送付し改善を促す方針を採用しているため、財務諸表の提出遅延や書類提出命令に従わないケースを除いては、実際に罰則を適用したケースは非常に少ない。

書類提出命令に従わない場合は、会計法第 36 条により同法第 24 条違反として、2,000Baht 以下の罰金または 1 ヶ月以下の懲役あるいは両方の罰則が適用されることになる。書類提出命令に従わない法人の比率は、2005 予算年度で 21.5%、2004 予算年度で 18.7%、2003 予算年度で 21.5%と高い割合を保っている。これは、実際に適用される罰金が低額であるため、抑止効果が低いためと思われる。

4) 会計実務の実態

会計実務の実態 (例：タイ会計基準に準拠した会計処理が行われているか等) を正確

に把握することは困難であるが、多方面へのインタビューを実施し、会計実務の実態について、関係者がどのように認識しているかを調査することにより、実態を浮かび上がらせる手法を採った。

タイの会計法は、原則としてすべての会社が公認会計士の監査を受けた上、決算書をDBDに登録するという世界で最も厳しい内容を含むものである。しかし、特にSMEにおいては、会計法や会計基準に準拠した適切な会計処理が行われていないケースが多いと推察できる。

その一つの例として、金融機関はSMEの財務諸表をあまり信頼していないという指摘が多くあげられた。一部の金融機関では、多くのSMEは税負担を避けるため、正規の財務諸表では利益を過少にしていると認識しており、融資審査において、DBDに提出された正規の財務諸表以外の「実態」を表す情報の提出を企業側に求める慣行もある。インタビューの回答者によって、このような「二重帳簿」がどの程度一般的に関する認識は大きく異なっているが、ほぼすべての回答者が共通して「昔に比べれば、状況は改善している」と指摘している。また、SMEの会計が適切に行われていない主要因として、「経営者の意識」を挙げる人と「経理担当者の人材難、能力不足」を挙げる人に大きく分かれている。

#### 5) 会計事務所（記帳代行会社）の実態

タイでは、SMEは会計事務所に記帳代行を依頼することが通例である。タイの会計事務所の多くは小規模で、経営基盤が弱い。顧客はサービスの品質よりも価格の安さを重視する傾向が強い。また、不適切な会計実務による節税を好むSME経営者がいることから、適切な会計業務を実行する会計事務所を敬遠し、自分の「言いなりに」業務を行う会計事務所を求める傾向も強い。

本件調査では、SMEの会計の向上のために会計事務所の果たす役割が重要であることを認識し、これらの会計事務所に対する実態調査を行った。主としてSMEに対してサービスを提供する13の会計事務所に訪問・インタビューを実施した。（訪問先は付録14を参照）訪問対象となった会計事務所は、セミナーの企画等でBBSと接触がある事務所に限られるので、会計事務所一般と比較すれば、優良な会計事務所が抽出されていると思われる。厳しい経営環境の中で、なんとか高い品質を維持しようと努力している事務所が少なからず存在していることが確認された。

##### ア) 事業形態及び規模

多くの訪問先が株式会社（非公開）の形態を採っていたが、2つの事務所は個人事業形態を採っている。

約半数の事務所は、比較的小規模で従業員数10名程度かつ顧客数100社未満程度である。B/Kの資格を有する者は、小規模の事務所では1名又は2名が多い。訪問した

すべての事務所で法定の要件（顧客数 100 社に対して 1 名以上）は満たされている。

#### イ) 事業内容及び対象顧客

同じ会計事務所でも事業内容は訪問先により大きく異なる。月次・年次の記帳代行業務と税務申告代行のみを請負う事務所、会計監査も同時に請負う事務所、それ以外の事務（従業員の給与計算、社会保険関係手続、外国人の労働許可証取得手続等）も包括的に請負う事務所、あるいは会計ソフトウェアの販売やコンサルティング業務に力を入れている事務所もある。

記帳代行業務は、会計伝票の記入までは顧客が行い、会計ソフトへの入力及び月次・年次の決算整理の部分のみ会計事務所側で実施するケースが多い。但し、会計伝票の起票も会計事務所が実施するケースもある。

多くの事務所が、タイ資本の SME で原価計算等の複雑な作業を伴わない販売業・サービス業の会社を主な顧客としている。しかし、戦略的に欧米系企業をターゲットとしている事務所や中華系をターゲットとしている事務所、あるいは比較的大規模の顧客を受け入れている事務所もある。

訪問先のほとんどは首都圏地域にのみオフィスを持ち、バンコク及び近郊の顧客を対象としているが、2つの事務所は南部地域に支店を持っている。

#### ウ) 報酬水準

SME の顧客の場合、1 ヶ月あたりの記帳代行について、おおよそ 3,000～5,000 バーツ程度を基礎としていることが多いようである。ただ、処理分量によって比例的に課金するルールを持っているケースや、これ以外の付加的な課金制度を設けているケース（年度決算作業を別料金にする等）もあり、一概ではない。

#### エ) コンピュータ環境

ほぼスタッフ 1 名に 1 台程度で PC が割り当てられている。約半数の事務所では、社内 LAN システムを導入している。

タイのソフトウェア会社が開発・販売している汎用会計ソフトウェアを用いている事務所が多かった。代表的なソフトウェア名は「EXPRESS」「FORMURA」「EASY ACC」「CD ORGANIZER」等である。しかし「QUICK BOOK」等の欧米系の会計ソフトウェアを用いている事務所や、自社開発のソフトウェアを用いている事務所もあった。

#### オ) 従業員

大学または高校の新卒者を採用していることが多い。大卒の場合で初任給が 10,000 バーツ程度、高卒の場合はそれ以下（7,000 バーツ程度～）が多い。従業員は必ずしも

B/K の資格を有するとは限らず、特にデータ入力の要員は高卒程度の若い従業員を使っている事務所が多い。

従業員の評価は、事務所の規模が小さいため、オーナー自らが定期的に個別に実施し、昇給あるいは賞与に反映させるという方式が多いようであった。

離職が早い傾向があるという訪問先が多く、オーナーと従業員との家族的な付き合い（従業員の誕生日会、年に1～2度の社員旅行等）により従業員の労働環境・居心地を良くするよう勤めている事務所が多く見られた。

#### カ) 業務マニュアル

業務マニュアルが十分な整備されていない事務所が多いが、いくつかの事務所では充実したマニュアルが整備されていた。オーナーの過去の勤務先（大手日系メーカー）での経験をもとに、充実したマニュアルを整備していた事務所が代表例である。業務マニュアルの整備が良好な事務所のオーナーは、BBS 主催会計事務所セミナーの講師も務めている。

#### キ) 研修

従業員10名前後の小規模な事務所では、所内で組織的に研修を開催することが難しい。年に1～2回程度不定期に外部機関の主催するセミナー等に参加させる程度のほかは、業務のなかでのOJTによるトレーニングのみという事務所が多い。しかし、スタッフの入所時や定期的に、基本的業務のマニュアルに関し研修を実施している事務所もある。

#### ク) 品質管理

業務の進捗状況、顧客との書類の受渡等の状況を報告させる報告書式を整備している事務所もあるが、総じて、オーナーまたは管理職が顧客からの苦情があった際に対処を行うという対応が多いようである。

### 6) 遵守が難しい会計法上の規定

会計法に基づく商務省通達等においては、会計記録に関する非常に細かな規定がされている部分があり、このような規定が遵守を難しくしているとの意見が、上記の会計事務所のインタビューで指摘された。

一例を挙げると、会計法に基づく以下の商務省通達の規定がある。

#### 第3章会計記録への記入期限

##### (第7項)

以下の会計記録への記入は、以下の期限内に完了しなければならない。

- (1) 仕訳帳：当該取引発生日より 15 日以内
- (2) 以下、省略

会計事務所が記帳代行を行っている場合、月単位で顧客から資料の提出を受け作業するのが通例のため、月前半に発生した取引を 15 日以内で仕訳帳に記帳するのは無理がある。

#### (4) DBD の組織

##### 1) 会計法執行に関連する部署

2000 年会計法を所管する DBD は、同法の施行後、商業登記局（DCR: Department of Commercial Registration）から名称変更され、現在の名称となった。業務内容がビジネスの促進に変わってきた実態を名前の変更に示したものである。

DBD 局長は会計法の執行全般についての権限を有している。即ち、自ら会計検査主幹（Chief Accounting Inspector）であり、自分以外の会計検査主幹を任命し、会計検査員の任命、及び地方会計事務所を設置して各 1 名の会計検査員をおくことができる。DBD 局長は、会計の範疇、会計書類、会計期間、帳簿、会計又は B/K の例外規定、B/K 資格要件について通達を発する権限を持っている。

DBD には、14 の課またはタスク・グループがある。それらの役割を要約すると以下のとおりである。（DBD 組織図は付録 12 を参照）

- BBS（企業監督課）は、本件調査の主要カウンターパートであり、会計専門の人材を擁して、会計法執行の中心となる部署である。
- 企業登記課は企業登記、変更登記に関する企画・モニターを担当する。
- 企業文書課は企業登記書類、会計書類の受理・管理を担当する。提出された会計データのデジタル化と Web での公開も担当している。（2.1 (2) 4）を参照）
- 企業振興開発課は SME の振興を担当する。一村一品運動（OTOP）の担当セッションでもある。
- 法務部門は、会計書類未提出など会計法違反者への法執行その他、法務の見地から DBD の諸施策に関与する。
- 効率ユニット及び内部監査ユニットは、地方事務所を含む業務改善及び業務監査を実施する。
- 地方事務所部門は 75 地方事務所に関わる調整・支援を行う。
- 企業研修部門は外部セミナーなどの企画・実行を引き受ける。本件調査で実施した外部向けセミナーにもすべて関与している。
- IT センターは、DBD Website の管理や DBD 内部の IT 活用推進を支援する。本件調査の E-mail ニュースレターにおいても協力を得た。
- E-commerce 部門は、E-commerce に関連する許認可を担当する。

- 外国企業委員会は、外国企業に関わる許認可を担当する。
- 統括部門として、官房部門と会計部門がある。人事は官房の担当である。
- DBD の相談窓口業務は各課の協力で運営されており、官房によって総括されている。

## 2) BBS の組織

BBS は、会計法執行に関わる会計書類審査業務、会計法執行促進のための戦略的活動、監査人及び B/K の登録業務を担当してきた。2004 年 10 月の会計職法の施行に伴い、監査人の登録業務を FAP に移管し、組織変更を行った。(2005 年 3 月以降の新組織図は付録 13 に記載) 組織変更の概要は以下のとおりである。

- コーポレート・ガバナンス・グループの中に、3 つのタスク・フォースを編成し、会計事務所の能力強化、会計職の監督及び会計職の教育活動を行う。
- 会計書類審査については 6 グループ編成とし、それぞれテーマを分担して、重点的且つ効率の良い審査体制の構築を図る。

## 3) DBD 地方事務所

DBD は、バンコクを除く全国 75 県に各 1 つの地方事務所を設置している。各事務所は、事務所長と 2-3 名の正規職員と数人から十数人の非正規職員で構成されている。業務は、企業登記、財務諸表受付、会計書類審査、会計相談などであり、会計書類審査業務及び相談業務を担当する会計専門職員（非正規職員）を 1 名ずつ配置している。非正規職員の契約期間は 1 年で、更新は可能であるが昇給はない。会計担当の非正規職員の約四分の一が毎年入れ替わっている。

この地方事務所の総合的な調整は DBD の地方事務所部門が担当するが、会計書類審査関連業務は、担当職員の採用、研修を含め BBS（会計書類審査－地方チーム）が管理している。

地方事務所管轄の登録企業数は全体の 47%、登録 B/K 数は全体の 31%であり、BBS 本局の職員のみならず、地方事務所の職員の能力向上が全国レベルでの会計法の適切な執行には不可欠である。

## 4) DBD の情報システムの概要

DBD には、ITC (Information Technology Center) と呼ばれる情報システム課が設置され、DBD 内の全課の IT システムのサポートを行っている。主な業務として下記項目が上げられる。

- DBD 内各課の IT システム構築及びサポートに関わるコーディネート業務
- DBD 内の IT システムの保守運営
- DBD 内の一部システムの開発と保守運営



DBD の情報システムに関して、現状下記の問題点が上げられている。

- PC の台数が不足している。例えば BBS では正規職員約 60 名に対して 33 台しかなく、不足時に他部署へ出向くことがある。また LAN アカウント、E-mail アドレスは全課員へ供与されていないため、コミュニケーション・ツールとしての利用ができない。
- 各課の IT 担当者は、情報処理の専門家ではなく通常業務との兼務であり、トラブルシューティングが困難である。ITC などによりトレーニングが開催されることはあるが系統化、継続化されていない。IT スキルのスタンダード化は行われていない。

BBS だけでも、B/K 登録システムの変更、CPD 履歴申請システムの整備、e-mail ニュースレターを拡充する構想などがあり、現行のサーバーでは容量が不足することが想定される。DBD では現行のサーバーを増設する計画がある。しかし、2005 年 9 月現在、サーバー増設の予算措置は取られておらず、実現のめどがたっていない。

#### 5) BBS における業務の情報システム化

近年、e-Government がタイ政府の方針としてとられ、各種登録手続き等をインターネットを通じて行う仕組みが導入されている。

例えば、監査人や B/K の変更事項等の登録は、従来の書面による登録から DBD の Web ページへの入力によるオンライン登録へと移行しつつある。B/K は、自分が B/K として登録している会社の情報を DBD に提出する必要があり、2004 年 4 月以降、DBD の Web ページを通じたオンライン登録を推進している<sup>7</sup>。現段階では、書類提出による変更登録と Web 入力による変更登録の両方が認められているが、然るべき近い時期に後者のみしか認めないこととする意向である。

また、調査団の提案に基づき、B/K 向けに e-mail ニュースレターの発行が開始された。

(3.3 参照)

#### 6) 人事制度

新規採用は、DBD を採用単位として行われる。欠員補充程度の採用を法律、経済、会計などの専門分野ごとに、公募・試験のプロセスで行う。職能等級は 10 級まであり、採用時に学卒者は 3 級に、修士は 4 級に位置付けられる。実務経験者であっても、他官庁の公務員としての経験以外は、採用時の開始級の決定上配慮されることはない。グループ・リーダーは 6~8 級、課長は 9 級である。BBS の場合、人事異動は課内が大部分であり、課長レベルから上は局内の異動、局間の異動も行われる。50 才で、退職優遇制度を受けられる。福利厚生や母性保護の点で進んでおり、出産・育児と仕事を両立すること

<sup>7</sup> 2005 年 6 月末現在、Web 入力のために必要な ID を取得した B/K は約 38,000 人で、全体の約 56%に留まっている。監査人の同様の登録は、既に Web からしか受付られていない。

は普通のことである。

本件調査で提供したトレーニング・プログラムの他にも、BBS では内部・外部の研修受講の機会が頻繁にある。BBS は、外部に対してセミナーを企画、時には自ら講師となる機会も多く、職員の知識欲は旺盛であり、発表能力も優れている。職員のなかには、自分の将来のために、資格や学歴の取得に取り組むものも多い。

## 2.2 会計記録作成者の CPD 制度

### (1) 会計記録作成者 (B/K) 制度の概要

B/K は 2000 年会計法により導入された制度であり、各企業、最低 1 名の資格を保有する B/K を置くことが求められている。なお、B/K は必ずしも企業に雇用されている必要はなく、資格者のいる会計事務所に記帳業務を委託しても構わない。

B/K の資格要件は、会社の規模により以下の 2 つに分かれる。

- 登記パートナーシップ及び非公開株式会社のうち小規模なもの：  
会計に関して職業高校、短大以上の学歴を有する者
- 上記の規模を超える登記パートナーシップ及び非公開株式会社、並びにすべての公開株式会社、外国法人、税法上の共同事業体、金融業（銀行、証券、保険等）、投資委員会（BOI）認可企業：  
会計学士または同等以上の学位を有すること

また、新会計法の発効時点で該当する学歴を有していなかったが、既に 5 年以上企業の経理担当者であったものに対して、商務省の定める 60 時間の研修を受けることにより、最長 8 年間に限り B/K として登録することを認める暫定措置が採られた。この研修は、ICAAT、大学等、バンコク 25 ヶ所、地方 38 ヶ所の指定研修機関で 2001 年に実施され、終了時のテストで 60%以上が合格とされた。（受講者数 15,929 人、内 15,873 人が合格。）

なお、B/K として登録するためには、上記の学歴要件に加えて以下の条件が規定されている。

- タイ国内に居住していること
- 十分なタイ語の能力を有すること
- 会計や会計監査により、禁固以上の刑に服した場合は、受刑完了日から 3 年以上経過していること

2005 年 7 月 25 日現在、68,064 人の B/K が DBD に登録されている。その内訳は以下のとおりである。

#### <場所別内訳>

バンコク及びノンタブリ：	47,043 人 (69%)
その他の地方：	21,021 人 (31%)
(中央部 10,654 人、北部 3,708 人、東北部 2,957 人、南部 3,702 人)	

#### <学歴別内訳>

会計学士以上：	46,168 人 (68%)
会計短大他卒：	7,223 人 (11%)
暫定措置による 8 年間の資格付与：	14,673 人 (21%)

B/K の数はタイの企業数約 47 万社に比べると少ないが、上述のように会計事務所に所属する B/K が複数の企業の B/K として登録されていることと、多くの企業が B/K の登録義務

を怠っているためである。2005年7月6日現在、B/Kデータベースに登録されたB/Kが会計記録を作成する会社数は332,031社であることから、B/K使用義務を怠っている企業は、全体の約29%である。これは2004年5月現在の約35%から比べると着実に改善している。

また、B/Kの主要な資格要件である会計学士を認定できる大学は、2005年6月現在、タイ全国で67校ある。DBDはこれらの大学の定員に関する情報を保有していない。

## (2) CPD 制度の概要

CPDは会計法によりB/Kに求められている制度で、3年毎にDBDが定める内容の研修を受けることが求められている。CPD制度は、B/Kの継続的な能力向上を促す仕組みであり、B/K制度を機能させる重要なポイントである。2004年8月5日付けでCPDに関するDBD通達が、8月31日にその通達に関する解説が公表された。それらの内容を要約すると以下のとおりである。

- CPD制度の開始は2004年8月10日とする。3年毎を1サイクルとして、その間に27時間以上の研修受講義務がある。現在登録済みのB/Kは、2005年1月1日から起算して3年間、その後に登録したB/Kは登録日翌年の1月1日から起算して3年間と計算する。
- CPD研修の内容は、1)会計、2)会計職に関する法律、3)税金に関する法律、4)会計職に関する情報工学、5)その他DBDが定める会計職に関連する事項、に関する項目でなければならない。上記27時間の3分の2以上は1)会計項目に充てなければならない。
- 研修活動として認められているのは、1)所定内容に関する研修・セミナーの受講、2)講師として研修・セミナーを行うこと、3)教師として政府および民間の教育機関で講義すること、4)会計学士・修士・博士課程等を取得すること、5)DBDの追加規定に従ったその他の活動全般である。
- B/Kは研修の詳細結果を所定の報告書式により、毎年、12月末日から60日以内に報告しなければならない。(注:明文化されていないが、DBDによれば、申告手段はWEBでの登録のみを想定している。)
- B/KはCPD研修を履行したことを示す所定の証拠資料を、最後に研修した日の年度末から起算して5年間保存しなければならない。DBDによる審査のために上記の証拠書類を送付するよう要請された場合にはそれに従う。
- CPD研修を実施する機関は、1)政府・民間教育機関、2)ICAAT、3)タイ商工会議所、4)その他DBDにより認証された機関である。
- CPD研修の実施を希望する機関は、所定の書類を添付してDBDへCPD研修機関としての、および個別コースの認可申請をしなければならない。急を要する新コースの認可申請については、事後申請も認められる。
- CPD研修を実施した機関は、参加者に関する所定の証拠資料を、最後に研修した日の年度末から起算して5年間保存しなければならない。また、所定の参加証明書を参加

者全員に発行しなければならない。

### (3) 提言の策定とCPDセミナー

第3次現地調査までの調査結果に基づき、2004年8月以降に開始されるB/KのCPDに関する第1次の提案を文書にまとめた「CPDに関する提言」を提出し、説明を行った。「CPDに関する提言」において、B/KのCPD制度の概要を記すとともに、外国の類似制度の調査結果を記載した。

「CPDに関する提言」においては、以下の5つの観点から具体的な施策を提言した。

- 1) CPD参加インセンティブの強化
- 2) CPD参加負担の軽減
- 3) 十分なCPDの制度広報
- 4) IT利用による効率的なCPD制度の運営
- 5) その他長期的な視野から検討を要する事項への提言(義務達成者への適切な措置及びe-learningの奨励)

加えて、日本商工会議所が主催する簿記検定試験、各国の公認会計士のCPD制度及び日本のCPAの継続的専門研修制度について紹介した。

また、2004年9月20日に調査団とDBDの共催により、バンコクのランドマークホテルにて、“CPDセミナー”を開催した。CPD教育機関となることが期待されるタイ全国の大学、ICAAT、タイ商工会議所、その他民間の研修サービス会社等へCPD制度を広報することがセミナーの趣旨であった。セミナーの内容は、1)DBDによるCPD制度の説明と、2)調査団による「CPDに関する提言」(IFACのCPDに関する教育基準などの外国制度の紹介を含む)の2部から構成された。本セミナーのプログラムは、付録15に記載した。

セミナー参加者の合計は147名であり、内17名(12%)がICAAT、タイ商工会議所、歳入局等の関連機関、内49名(33%)が大学・カレッジ等の教育機関、内71名(48%)が会計、税務、監査サービス企業に所属しており、その他個人参加が10名(7%)であった。

また、参加者147名全員にアンケートを配布し、136名(93%)からアンケートを回収した。アンケート結果によれば、セミナー全体の理解度は、“高い”が59%、“中程度”が37%、未記入4%であり、参加者全体の理解度は高水準といえる。また、53名からCPDに関するコメント、提言を得た。例示すると以下のとおりである。

- CPDコース設定に関する調査団の提言に賛同する。
- DBDは、SME経営者を会計の重要性を認識させるための研修に参加させるべきである。
- CPD通達により、研修費用が高水準となることを懸念する。
- CPD教育機関は非営利団体とし、研修料金は低価格とすべきである。

- CPD はタイ全国で実施すべきである。
- DBD は地方の教育機関と協力して CPD コースを設定すべきである。
- B/K の負担を減らすために、政府は研修費用その他の支援をすべきである。
- 研修では会計の実践的な面が強調されるべきである。

また、上記 CPD セミナーの参加状況、アンケート結果から、CPD 教育機関の申請状況に関する以下の点があった。

- 上記セミナーは、バンコクで実施されたが、チェンマイ、コラート、ソクラー等の遠隔地の大学関係者も参加しており、一部ではあるものの、関心の高さがうかがえる。(大学・カレッジ等教育機関関係者 49 名の内、地方の占める割合は 22 名 (45%))。
- 「CPD 教育機関となるかどうか」との質問に対する回答は、“YES” 51 名 (37%)、“NO” 35 名 (26%)、“未定” 30 名 (22%)、未記入 20 名 (15%) であった。
- 上記 “YES” 回答者 51 名の内、年内に申請を行うと回答した者 12 名、来年中に申請を行うと回答した者 14 名、未記入 25 名であった。
- 上記 “NO” の理由として、CPD コース教育機関となるための準備が整っていない、ICAAT がコースを提供するであろう、十分な経験がないこと等の理由が挙げられた。
- “未定” の理由として、関係者の承認が必要、体制が整っていない、まずは検討したい、同様の経験がない、知識・人材不足等の理由が挙げられた。

第一次の提案提出後の調査結果に基づき、CPD に関する第 2 次提言をまとめ、DBD に対して説明を行った。第 2 次提言においては、CPD 教育機関へのインタビューにより現場から提起された問題点、改善点を考慮するとともに、CPD コースが初めて認可された 2004 年 10 月から 2005 年 7 月までの CPD の制度運営状況を考慮した。(4.1 「CPD に関する第 2 次提言」を参照)

#### (4) B/K 向けテスト結果

B/K 向けに DBD が実施した地方セミナーのうち、チェンマイ、コラート、チョンブリの 3 会場、及びバンコクで実施した B/K 向けセミナー(「中小会計基準セミナー」、3.6(1)参照)において、セミナー参加者の有志各 100 名に対して、会計・税務に関する基礎実力テストを実施した。B/K の知識レベルに関するベースライン・データを入手することがその趣旨である。

このテストは、簿記、財務諸表、原価計算、法人税、付加価値税、商法の論点から成る計算・論述テストであり、タイ語により実施した。

テスト結果をまとめると、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 B/K テスト論点別平均点 (%)

論点	B/K100 名 バンコク 11月19日 実施	B/K100 名 チョンブリ 8月23日 実施	B/K100 名 コラート 8月16日 実施	B/K100 名 チェンマイ 7月16日 実施	B/K400 名 合計
会計					
簿記	69%	81%	68%	78%	74%
財務諸表	82%	73%	78%	69%	75%
原価計算	75%	71%	63%	74%	71%
税務					
法人税	59%	62%	21%	63%	51%
付加価値税	71%	54%	54%	58%	59%
会計関連法令					
民商法	50%	38%	24%	39%	38%
合計	70%	66%	55%	67%	64%

B/K として、達成することが望ましい得点率は、各論点 70%以上である。この基準に照らすと、上記の論点の中では、民商法、次いで、法人税、付加価値税が不得意な論点といえる。また、会計に関する論点については、高得点となっている。また、バンコクとコラートとの差異にみられるように、一部地域別の得点格差が認められた。

なお、今回のテスト受験対象者は、自らテスト受験を希望した者であること、BBS によれば、各会社の経理責任者クラスがセミナー出席者の主流と考えられることから、テスト受験者は、B/K の中で比較的高い知識レベルを有する者と推定出来る。

#### (5) CPDコースの設置状況

CPD 制度本来の趣旨から言えば、民間の教育機関が多様な研修コースを用意し、B/K が個人の能力と興味に合致したコースを選択して受講することが望ましい。質量ともに十分な CPD コースがタイの全国各地で提供されることが、CPD 制度の成功の重要な条件と考えられる。しかし、研修コースはバンコクおよびその他の大都市に集中することが考えられ、地方の B/K に対して十分な研修コースを提供できるかが当初から懸念されていた。

2005年11月7日現在の CPD コースの申請状況と地域別の B/K 数を対比すると、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 地域別 CPD コースと B/K 数

	CPD 教育機関数	CPD コース数	B/K 人数
バンコク/ノンタブリ	82	1,006 (90%)	47,610 (69%)
中央部	9	65	10,812
北部	9	23	3,711

	CPD 教育機関数	CPD コース数	B/K 人数
東北部	3	4	3,019
南部	3	17	3,756
地方計	*24	109 (10%)	21,298 (31%)
合計	106	1,115 (100%)	68,908 (100%)

\*CPD 教育機関の所在する県は、75 県中 16 県 (24 団体)

B/K 人数に比較して CPD 教育機関および CPD コースの絶対数が少ないこと、CPD 教育機関が全く存在しない県が多いことが分かる。バンコク所在の教育機関が地方で研修コースを実施することも考えられるため、実際に地方で開催された CPD コースの正確な数は不明であるが、このデータから、地方では CPD 受講の機会が著しく少ないと考えられる。

CPD コースの現場の状況を把握し、提言に役立てるために、2005 年 1 月および 6 月にかけて CPD 教育機関へのインタビューを実施した。訪問先は、Dharmniti Public Company Limited (民間企業)、タイ国内部監査人協会、Dhurakijpundit 大学、Conference & Seminar Professional Co. Ltd. (民間企業)、Bangkok University および FAP の計 6 団体である。CPD 教育機関が提起した現状の問題点および CPD 制度への提案、コメントを要約すると以下のとおりである。

#### CPD 制度の認知度

- 制度の社会的認知度が低い。内容を理解していない B/K が多い。DBD による制度広報の継続、強化を行うべきである。
- 特に地方の企業経営者の研修に対する理解が得られにくい。会計の重要性を含む関係者への啓蒙が必要である。
- B/K のリストが公開されていないため、教育機関からの情報提供ができない。DBD が有する B/K のリスト (氏名、住所、電話、e-mail アドレス等) を教育機関に提供して欲しい。それにより教育機関が CPD コース情報を B/K へ提供できる。

#### 研修講師の確保

- 講師となるべき会計実務家が多忙であるため、研修講師のための時間がとれない。
- 地方に適当な講師がいない。バンコクから講師を派遣することにより研修コストが増加し、研修受講料を高く設定せざるを得ない。
- 講師が DBD による事前認可制となっているため、コース運営のフレキシビリティがなくなる。講師は事前認可制とせず、各機関に任せて欲しい。

#### CPD コースの品質管理

- 営利しか考えない質の低い CPD 教育機関が増えることを懸念する。
- 悪質な業者を DBD は厳しく取り締まるべきである。CPD 教育機関の品質を一定レベ



ルに保つための方策が必要である。

#### 事務負担

- CPD コース運営に関する法定書類の保管スペース、事務コストが重荷である。書類の電子保管を認めて欲しい。

#### その他の問題点

- e-learning を利用した CPD コースの設置は、人的・予算的制約により困難である。
- 地方での研修開催は、受講者数、採算が不明のため実施しにくい。
- 十分な予算を持たない SME の B/K、低所得の B/K 向けの研修が設定できない。DBD の支援を希望する。

#### CPD 制度全般に対する要望

- 法定 B/K 以外の（より低い職位の）経理人材へも、CPD を奨励する仕組みづくりが必要である。
- CPD 制度が B/K の能力向上に役立っているかどうか、CPD 教育機関はきちんと役割を果たしているかどうかを、DBD は測定し結果を報告して欲しい。

#### (6) 支援活動

主な支援業務は、CPD 制度全般への提言、関係者への制度広報の支援、その他前述の「CPD に関する第一次提言」の一部具体化であった。

現在、CPD 制度運営上の重要な課題の 1 つが、遠隔地または低所得の B/K 向けに十分な CPD コース受講の機会を与えることである。その対策として、調査団は DBD 主催の CPD 自己学習コースを実施することを提案し、DBD は全国各地の DBD 地方事務所で実施することを決定している。受講者は所定の学習論点を事前に自己学習し、その後、テストを受験、所定の得点率を条件として、CPD 時間を獲得できることになる。このプロジェクトに関して、調査団は以下の支援を行った。

- CPD 自己学習コースで使用するテスト教材の提供を行った。東京商工会議所で開催している国際会計検定（BATIC）の過去問題の使用許可を取り、上記テスト（英文）からタイの実状に合う問題を抽出または必要に応じて修正し、タイ語への翻訳をおこなった。英・タイ語テスト問題・解答、加えてテストの難易度情報を DBD へ提供した。
- CPD 自己学習コース内容、運営全般に関する提言を行った。（詳細は 4.1 参照）

その他、CPD 制度の広報及び会計相談業務の効率化のために、調査団は e-mail ニュースレターの発行を提案し、その発行を支援している。（詳細は 3.3 参照）

## 2.3 会計書類審査業務

### (1) 会計書類審査業務の現状分析

DBD/BBS は、法人に会計帳簿の提出を求め、会計法への遵守状況を審査している。BBS による会計書類審査は、バンコクに所在する法人を担当する中央チームと、バンコク以外に所在する法人を担当する地方チームに分かれている。中央チームと地方チームは、それぞれ独立して審査業務を実施している。

中央チームは、2005年3月の組織改変後、BBS 本局に4グループを持ち、20名の正規職員及び非正規職員を配置している。組織改編前の中央チームの正規職員は5名であり、組織改編により大幅に人員が拡充された。

現状、会計書類審査は、DBD もしくは BBS で設定・承認された対象法人（例：外国法人、非常に多くの法人の監査を担当している監査人の監査対象法人）に従い、プロジェクト毎に手続を設定して行われている。審査対象となる法人は手作業で抽出され、その法人に対して会計帳簿提出の命令文書を発行する。その時点で、命令に従い会計帳簿を提出する法人と、命令に従わない法人が現れるが、後者については督促文書を発行し、それでもなお従わない場合は、会計法の罰則規定に従い法務課において処分を行っている。

一方、会計帳簿の提出を受けた場合は、財務諸表が会計帳簿の数値から導かれて作成されているか、また会計帳簿が会計法の規定に基づき作成され、会計帳簿は記入要件を満たしているかどうかの審査を行う。上記の審査手続は、一定の指示書や調書フォーマットに基づき全ての職員が基本的に同じ手続で審査が行える体制になっている。以上の会計書類審査手続が終了すると、会計審査チームのリーダーの査閲を受け、最終報告として BBS 課長へ提出される。

なお、現時点では、2000年会計法導入から間もないこともあり、合理的理由なく会計帳簿と全くかけ離れた数値で財務諸表を作成している等、重大な会計法違反である場合を除き、審査手続の過程において会計法への違反が発見された場合でも法的処分は行わない。但し、審査を終了後、改善指導文書を法人に対して発行している。

また、2004年度に行った会計書類審査のプロジェクトの一つにおいては、改善指導について、同じような問題が指摘された法人をまとめて呼び出して、セミナー形式で改善点を指摘することも行った。

一方、地方チームは BBS 本局に4名の正規職員を配置する他、各県の DBD 事務所に1名ずつ非正規職員を置き、1県毎に年間70法人の審査が目標として掲げられている。

地方職員へのヒアリング結果によれば、審査に要する時間は他の業務と並行して実施して1社2～3日間で、1ヵ月に6～7社審査できる。従って、1年間に70社の目標の達成はそれ程困難ではないと考えられるが、この目標達成状況は1年契約の非正規職員の契約更新の判断にも使用されるため、各県の非正規職員はプレッシャーを受けつつ業務を行っているようである。

審査調書の形式は、中央チームと地方チームとで同一で以下のようにまとめられている。

- 1) 審査結果のまとめ（非正規職員）と承認（事務所長）
- 2) これまでの審査結果要約
- 3) 審査調書
- 4) 法定帳簿準拠性チェック調書
- 5) 財務諸表と総勘定元帳の比較
- 6) 会計基準準拠性チェック調書

但し、中央チームと地方チームの審査調書を見比べた限りでは、地方チームの審査調書は、財務諸表の数値と会計帳簿の数値との比較表等体裁のみを整えて、相違が生じる理由等細かい所まで確認して審査を行っていない印象を受けた。中央、地方の審査水準の標準化は今後の課題のひとつである。

2004年度（2003年10月～2004年9月）の会計書類審査の件数を表2-5にまとめた。

表2-5 会計書類審査件数（2004年度：2003年10月～2004年9月）

地区	項目	内容	審査法人数	財務諸表提出法人数	審査比率
中央 (バンコク都)	会計審査	正確	11		
		違反・指導	128		
	審査結果通知発行	正確	3		
		違反	137		
	処分	未提出	23		
		重大違反	5		
中央合計			307	139,202	0.2%
地方	会計審査	正確	914		
		違反・指導	3,506		
	審査結果通知発行	正確	33		
		違反	763		
	処分	地方	980		
		教育機関	500		
合計		1,480			
地方合計			6,696	110,691	6.0%
合計	会計審査・審査結果通知発行	正確	961		
		違反	4,534		
	処分	未提出	1,503		
		その他	5		
中央・地方合計			7,003	249,893	2.8%

## (2) 会計書類審査の目的

このような審査業務を政府機関が一般的に実施することは、他国には例をみないタイ独特のものであり、会計法により DBD に審査権限が与えられている。会計法が施行されてまだ間もないことから、現在の DBD の基本方針は、罰則の付与より適正な会計の促進に重点が置かれている。しかし、その基本方針を実行するための戦略が、DBD/BBS 内で明確に確率されていないように見受けられた。BBS の限られたリソースを鑑みるに、47 万社の審査をカバーするには、審査に関する戦略の策定と、BBS のリソースを効果的に配置するために、業務の優先順位を明確にすることが不可欠である。

調査団は、考えられうる会計書類審査の目的として以下の 3 つを想定した。それぞれの目的に対する調査団の見解は以下のとおりである。

### 1) 個々の企業に対する会計の改善指導

タイの企業、特に SME の会計の水準が低く、指導が必要であることは確かである。しかし、個々の企業の指導を DBD/BBS が実施することは限られたリソースからも現実的ではなく、また、政府が直接実施すべき業務とは調査団は考えていない。このような指導機能は、会計事務所に担わせる方が効果的である。

### 2) 企業や B/K・監査人に対するけん制

けん制効果を狙うには現状では、対象会社数が少なすぎる。DBD/BBS が会計書類審査をしていることを多くの企業が認識する程度の高い審査頻度が必要である。

### 3) 悪質な違反の摘発

DBD/BBS が従来実施していた抽出方法による審査は、悪質な違反の摘発には有効ではない。悪質な違反を疑われる会社を絞り込み、疑わしい会社の審査に注力するアプローチが必要である。

調査団は、会計書類審査をタイの現状からみて意味あるものとするには、上記の想定される目的のうち、2)と 3)の2つが目的になり得ると分析し、それを前提として業務を実施した。

## (3) 改善提案

組織改編前は、中央チームが直面している問題として、多くの過年度からの審査未了案件を抱えているなど、迅速な業務の実施が行われていない点にあった。その結果、地方に比べて審査会社数の財務諸表提出会社数に対する比率が著しく低くなっている。これは、B/K や学生を対象とする外部セミナーへの講師としての出席や、打合せ・出張が入るなどして、審査以外の業務に拘束される時間が多く、中央チームの職員が審査業務のみに集中できない点も原因のひとつであるが、それ以外にも下記の問題があることを認識した。

- 地方と異なり処理件数の目標が設定されていない。
- 地方と異なり案件処理権限が分散化されていないため、担当責任者の段階で処理がと

まってしまう傾向が見られる。

- すべての会社に対して詳細な審査を行っているが、マンパワーに比べて調査対象会社数が多い。

中央チームの問題は、大きく組織上の問題と業務手法上の問題の2つに分けられる。前者は、今回の組織改編で解決されることが期待される。また、後者については、審査業務の効率化及び効果向上を目指し、審査目的に応じてデータベースを活用したクイック・インスペクション、従来の審査手法の簡略版、従来の審査の3種の方法を使い分けることを提案した。

また、BBS が細かい会計書類審査を行い、企業に個別に改善を促すことには限界があるため、会計事務所業務の業務ガイドラインを策定することにより、会計事務所の能力向上を図ることも提案した。

一方、地方チームにおいては、審査業務は目標の設定により概ね順調に進んでいる。但し、全ての地方事務所の担当職員が1年契約の非正規職員であり、かつその職員の入れ替わりが速くかつ不定期に起こるため、新規採用職員に対するトレーニングが効率的に実施できない点が問題として挙げられる。BBS の正規職員が新人研修の準備と実施に多くの時間を費やし、また、職員採用から研修実施まで間が空くことから、非正規職員の交代時に極端に業務効率が落ちる結果となっている。その対策として、新規採用職員のトレーニングをBBSでの直接講習会から、コンピュータを利用した自習化へ移行していくことを提案し、教材の開発を本業務の支援業務として実施した。(詳細は3.1参照)

#### (4) 支援活動の実施と評価

前項で述べた中央チームの業務改善提案のうち、BBSにとって新しい考え方である1) クイック・インスペクションの導入、2) 会計事務所業務ガイドラインの設定を本業務での支援業務として実施した。

クイック・インスペクションとは、ビジネスオンライン (BOL) 社が作成したデータベースを利用して、コンピュータ上で審査対象を絞り込み、該当企業を財務分析の手法で自動審査する手法である。(詳細は3.2参照)

組織改編及びクイック・インスペクションの導入により、2004年度(2003年10月～2004年9月)では、前述のように中央チームは年度合計307法人の会計書類審査を行っていたものが、2005年度(2004年10月～2005年9月)では、2005年8月現在で既に361法人の会計書類審査を行っている。

この増加は、①組織改編に合わせた仕掛案件の一掃、②組織改編による会計審査担当職員の増員、③クイック・インスペクションの第1次試行による会計書類を用いない財務諸表審査による審査件数の増加が原因である。なお、この統計値には、クイック・インスペクションによる異常値判定を行う前の母集団である法人数は含まれていない。

しかしながら、我々がクイック・インスペクションを当初提案した時予測したような増加

にはなっていない。その理由は、3.2 で後述のように BBS サイドで従来の審査手法を適用する意向が強く、第 2 次パイロット・プロジェクトでは審査対象法人の抽出段階のみに適用し、会計書類審査は従来の手法を適用しているためである。会計書類の提出を求め、会計書類を確認するという審査の部分は、ほぼすべての作業が手作業になるため、効率化に限度がある。

我々の当初の提案によるクイック・インスペクションでは、① 職員が異常値条件を入力するのみで、後はプログラムが審査対象法人の抽出を行い、② ①で抽出された法人についてプログラムから自動的に質問状を印刷発行できるという 2 段構えであった。

②の部分が現状のボトルネックを解消し、多くの法人を審査するブレイクスルー・ポイントであるが、第 2 次パイロット・テストでは採用されなかったため、最終的なプログラムではその機能は含めていない。

従来の審査手法は否定しないが、その方法をすべての審査に適用しようとする限り、現在の限られた BBS 職員数で審査法人数の飛躍的増大を達成することはできないであろう。この点で、BBS の「より多くの法人を審査することで、会計法の遵守意識を向上する」という政策目標と、従来の審査手法を踏襲している実際の執行との間の矛盾は、本質的にはまだ解消していない。本質的な問題解決には、会計書類審査の目的を明確にし、DBD 上層部と BBS の実務担当者が共通の認識にたつたうえで、それを達成するための方法について抜本的に再検討することが必要である。

一方、会計事務所の業務ガイドラインの策定は、会計事務所に求められる業務基準を示すことにより、会計事務所の業務品質の向上を図るものである。(詳細は 3.4 参照) 今回の業務ガイドラインを契機として、よりよいガイドラインへ継続して改訂を行うことを提案した。この改訂活動は BBS 職員のみではなく、FAP 関係者や会計事務所経営者、さらに企業の経営者を交えて行うことで、中長期的に会計法遵守の下地が広がっていくことを期待する。

また、地方については前述のコンピュータ化自習教材による非正規職員の研修効果を測定する時期には至っていない。しかし、この研修により会計書類審査について手続の標準化が図られ、審査の精度向上が期待されている。

## 2.4 会計相談業務

### (1) 会計相談業務の概要

会計法の規制内容は多岐・詳細にわたり、提出すべき財務書類の種類だけでなく、その様式、作成すべき帳簿の種類、記載事項、記載時期、証憑書類の記載事項などが含まれている。これらの解釈・運用に関して、さまざまな質問が BBS に寄せられており、それに対して的確に対応することが、DBD の業務の大きなウエイトを占めている。DBD では本局 3 階にワン・ストップ・サービスの相談コーナー「ビジネス・サポート・センター」を設置して、Web、電話、訪問による質問を受け付けている。他の相談コーナーには「商業登記に関するもの」「新規事業に関するもの」「e-commerce に関するもの」等がある。また、DBD の地方事務所でも会計担当職員が質問への対応を行っている。

また、BBS では職員用に FAQ（「会計および会計監査に関する Q&A」）をまとめており、その内容の一部は DBD の Web サイトにも掲載されている。

### (2) 会計相談業務の現状分析

#### 1) 担当部署・職員等

会計相談業務は、BBS 職員のうち会計学士以上の職員約 70 名（正規職員約 30 名、非正規職員約 40 名）が持ち回りで担当している。毎日、3 名がこの会計相談業務にアサインされるが、現在ではそのうちの 2 名が 3 階での窓口相談に、残りの 1 名が Web 掲示板の担当に配置されている。

#### 2) 相談の概要・内部報告システム等

##### ア) 窓口相談の件数

一般相談者が 3 階相談室に直接訪問してきた場合には、DBD 内の簡易データベースシステムに相談者情報（名前、連絡先、職業等）、相談内容、DBD に対する要望等を入力するルールとなっている。入力されたデータは簡易システムから適宜呼び出すことが可能である。簡易データベースシステムに入力するようになった 2004 年 1 月から 2005 年 8 月までの相談件数は表 2-6 のとおりである。

表 2-6 窓口での相談件数

年月	件数
2004 年 1 月	7 件
2004 年 2 月	2 件
2004 年 3 月	—
2004 年 4 月	1 件
2004 年 5～9 月	(※1)

年月	件数
2004年10月	55件(※2)
2004年11月	85件
2004年12月	43件
2005年1月	65件
2005年2月	49件
2005年3月	19件
2005年4月	12件
2005年5月	35件
2005年6月	14件
2005年7月	16件
2005年8月	9件

- ※ 2004年3月は、システムダウンのためデータが正確に残っていない。
- ※ その他の月も、匿名者の場合等はシステム入力していない場合があるなど、あまり厳格に入力が実施されていない。
- ※ 1 2004年10月に件数集計の担当者変更があり、新担当者によればこの期間の件数集計資料の引き継ぎが適切になされなかったとのことである。したがってこの期間の件数が不明である。
- ※ 2 2004年10月以降はシステム入力を行わず、窓口にて相談内容の手書履歴を残しておくようにしているとのことである。これによる相談件数の集計資料は、2004年10月以降のものは新担当者により適切に作成されている。

#### イ) 電話相談の件数

電話相談については件数が多いため、窓口相談のような詳細な履歴をとることが実務的に困難であり、件数のみデータとして残してある。2002年9月から2005年8月の相談件数を内容別に示すと表2-7のとおりである。



表 2-7 電話での相談件数

	会計・監査 に関する 質問	CPA 免許 に関する 質問	Bookkeeper に関する 質問	財務諸表提 出に関する 質問	その他	計
2002年 9月	208	106	242	38	57	651
2002年 10月	424	139	202	61	66	892
2002年 11月	367	250	328	82	240	1,267
2002年 12月	388	173	939	58	134	1,692
2003年 1月	467	210	413	44	103	1,237
2003年 2月	637	258	322	60	122	1,399
2003年 3月	659	255	256	99	107	1,376
2003年 4月	475	236	268	158	72	1,209
2003年 5月	598	271	519	704	315	2,407
2003年 6月	507	320	268	183	250	1,528
2003年 7月	363	129	270	65	219	1,046
2003年 8月	344	88	368	71	156	1,027
2003年 9月	478	112	229	56	171	1,046
2003年 10月	157	69	179	24	69	498
2003年 11月	396	24	223	47	122	812
2003年 12月	212	218	210	55	167	862
2004年 1月	333	166	197	76	177	949
2004年 2月	471	245	316	99	273	1,404
2004年 3月	527	417	390	178	352	1,864
2004年 4月	397	370	260	169	309	1,505
2004年 5月	400	218	350	343	199	1,510
2004年 6月	395	183	240	120	243	1,181
2004年 7月	354	132	220	85	228	1,019
2004年 8月	324	97	263	54	325	1,063
2004年 9月	351	137	408	81	285	1,262
2004年 10月	263	10	206	43	241	763
2004年 11月	358	48	231	63	234	934
2004年 12月	412	41	376	67	343	1,239
2005年 1月	400	30	352	79	334	1,195
2005年 2月	294	37	298	66	275	970
2005年 3月	431	35	487	108	419	1,480
2005年 4月	331	33	193	110	229	896
2005年 5月	399	-	325	302	297	1,323
2005年 6月	373	-	230	79	276	958
2005年 7月	256	-	142	58	234	690
2005年 8月	338	-	273	65	256	932

図 2-2 質問内容別電話での相談件数

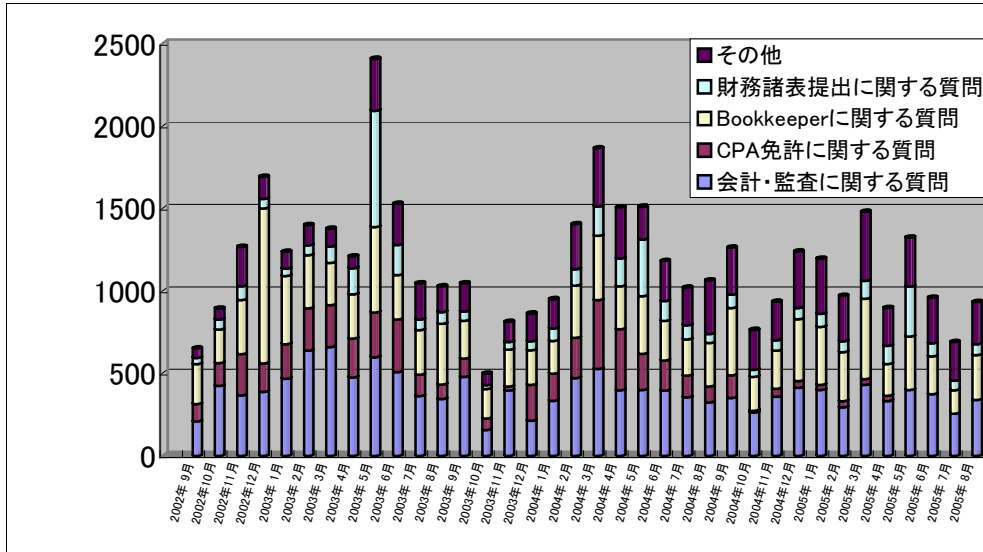
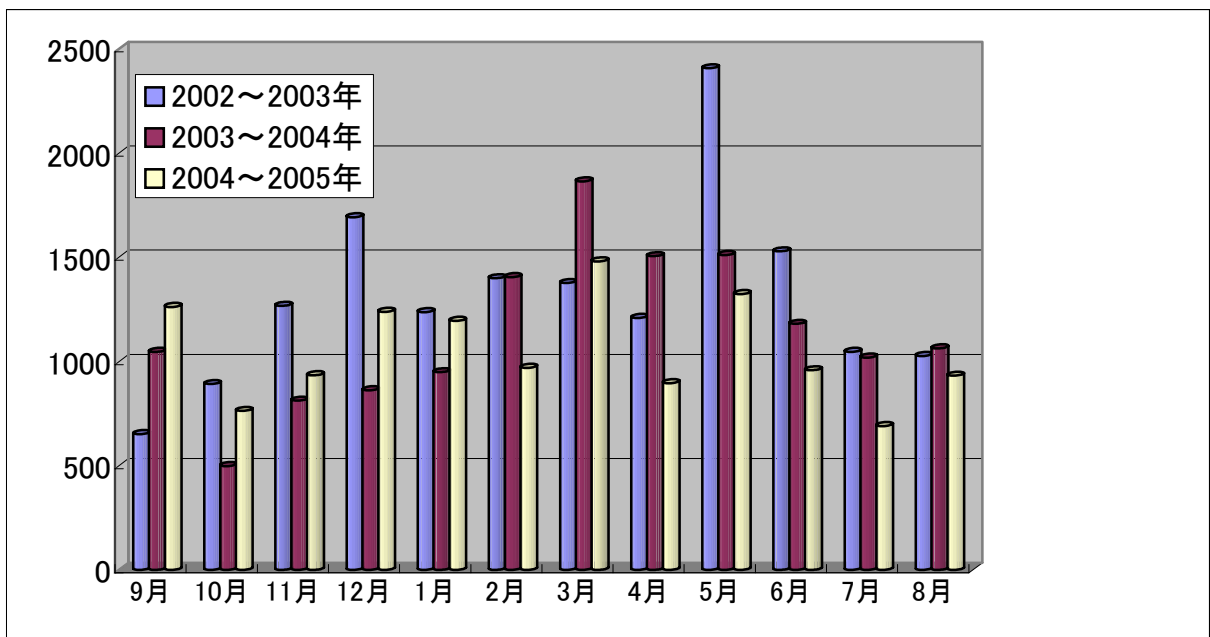


図 2-3 月別電話での相談件数



DBD として相談件数の増減理由等に関し分析作業の実施は定型的にはなされていないが、部内で上司から増減理由の説明を求められることがあり、その際には集計担当者がデータをより詳細に調査することがある。

ウ) Web 掲示板での相談件数

2005 年 8 月現在において実際に Web サイトにアクセスし、公表ログに残っている

Q&A について各月別に書きこみ件数を集計した結果を表 2-8 に示した。(但し、掲示板書き込みではカテゴリー別の分類はなされていないため、この件数は会計・監査等に関するもののみではなく、会社登記に関する質問等の他の内容も含まれている。)

表 2-8 Web での相談件数

2003 年 10 月	339 件
2003 年 11 月	251 件
2003 年 12 月	58 件 (※1)
2004 年 1 月	213 件
2004 年 2 月	173 件
2004 年 3 月	296 件
2004 年 4 月	254 件
2004 年 5 月	351 件
2004 年 6 月	320 件
2004 年 7 月	363 件
2004 年 8 月	442 件
2004 年 9 月	543 件
2004 年 10 月	469 件
2004 年 11 月	502 件
2004 年 12 月	425 件
2005 年 1 月	555 件
2005 年 2 月	541 件
2005 年 3 月	584 件
2005 年 4 月	452 件
2005 年 5 月	577 件
2005 年 6 月	566 件
2005 年 7 月	501 件
2005 年 8 月	563 件

(※1) 12 月 9 日～31 日の書きこみログが全く残っていない。  
システムダウン等による影響があったと思われる。

### 3) 相談業務における地方事務所の役割

DBD 地方事務所 (各県に 1 ヶ所) には 1 名ずつ会計に関する質問に回答できる職員を配置している。DBD 主催の地方セミナー同行の際に、当該地方職員に直接インタビューを実施した結果、「地方事務所あてに、簡単な質問があった場合はその場で回答する。込み入った質問があった場合には、質問された職員がノンタブリの本庁に問い合わせ確認

をした上で質問者に回答する」という対応をしているということであった。

インタビューした各地方事務所における相談の頻度は、各県によりばらつきもあるが、例えば表 2-9 のとおりである。

表 2-9 地方事務所での相談件数

県	おおよその相談件数
(北部)	
ランパーン	5 件/日
チェンライ	10 件/日
ランプーン	3 件/日
パヤオ	1 件/日
チェンマイ	3~5 件/日
(東北部)	
ナコンラーチャシーマー	10 件以上/日
チャイヤプーン	1~2 件/週
コンケン	非常に少ない
ブリナム	4 件/日
(中央部)	
ラヨー	2~3 件/日
サゲーウ	2~3 件/日
チャチェンサオ	7~8 件/日

### (3) 改善提案

DBD/BBS にとっての短期的課題は、相談業務を効率的に実施することと回答のクオリティの向上と認識し、質問の内容別に次のようなアプローチを採った。

- 1) 法規等を一読すればわかる基本的な質問事項に関しては、質問者が回答を自ら見つけ、質問をしないことが望ましい。そのためには、DBD の Web サイトで情報をわかりやすく提供し、そこへのアクセスを促すことが有効である。
- 2) 複雑な質問に対する回答の質をあげるためには、電話での質問よりも Web での質問が望ましい。電話の場合、質問のポイントが明確でないことが多いこと、回答者の事前準備ができないため、適切に回答し難い場合がある。また、Web による質問に対する回答の作成は、自動的に一種の Q&A 集が作成されることになること、及び回答者を張り付けて待機させる必要がないため、効率化の観点からも望ましい。
- 3) 特に会計基準に関する質問に関しては、BBS 職員が回答に不安を持っている新しい会計基準を中心に知識レベルを上げる。

具体的な改善提案内容は以下のとおりである。

## 1) 潜在的質問者の Web への誘導

### ア) Web ページのより効果的な活用提案

「電話相談」から、Web 掲示板で既に実施されている相談業務への比率をより高めるようにする。これにより、過去に同様の相談があった場合にはそれを照合できるという効果が期待でき、また反復して相談される基礎的な内容の問合せ件数を減少させることも期待できる。この実現のためには、頻度の高い相談項目を別ページで掲載する、あるいはワード検索機能を持たせる等のホームページ自体の充実も必要となる。

また上記に関連し、B/K 向けの各種情報を DBD ホームページの中の 1 つの専用ページにまとめて掲載するという案も考えられる。CPD 制度の開始に伴い、B/K の研修履修結果登録が Web 経由で実施されることが予定されているため、これに関するページと「相談業務」に関連する情報をうまく共有化させることにより、効率的な情報提供が期待できる。

### イ) E-mail ニュースレターによる広報充実の提案

B/K に e-mail アドレスを登録させ、日本においては一般的な「E-mail ニュースレター」を発行することにより、より積極的に各種情報を当事者に配信するという案が考えられる。実際には、E-mail 自体には各種情報（新規の関連法令・通達等）の要約のみを記載し、そこから詳細記事記載済の関連 Web ページにハイパーリンクを張るという手段がとられることが想定される。

この E-mail ニュースレター案に関しても、「相談業務」のみではなく CPD 制度等の他の業務と同時に改善案が策定および実行されていくことが効率的であると考えられる。

## 2) 各職員の能力向上による改善

各職員の能力向上は、「相談業務」の改善のためには不可欠のものである。2000 年前後に TAS が大幅に改訂されたため、新しい会計基準に関する BBS 職員の知識が十分ではない。また、会計実務に従事していない BBS 職員が、会計基準の適用上の相談に対応することは、そもそも困難な場合が多いと思われる。職員の能力向上のための改善案として、以下の 2 つを提案し支援業務を実施した。

### ア) BBS 本庁（ノンタブリ）職員対象の研修

本件調査の BBS 職員トレーニングとして、TAS に関するものを中心とした研修を実施した。なおこの研修のテーマは、「相談業務」等の業務への必要性和現在の知識レベルを BBS 職員にランク付けしてもらい、その結果を基に決定された。

イ) 地方職員のためのコンピュータ化自習教材の開発支援

会計審査業務の改善案において、地方職員の研修をコンピュータ教材化する提案がなされた。相談業務改善の面からも、この教材のコンテンツに TAS の内容等を盛りこみ、地方職員の能力向上については地方における相談業務の改善を図る。

(4) 支援活動の実施と評価

上記「相談業務」の改善提案に対し実施された、支援活動およびその評価は以下のとおりである。

1) 潜在的質問者の Web への誘導

ア) Web ページのより効果的な活用提案

B/K 向けの各種情報を DBD ホームページの中の 1 つの専用ページにまとめて掲載するという提案については、DBD の Web ページが BBS 以外の他の部署と共用であり、局内での調整が必要であるため、調査期間内に実現することはできなかった。

Web 掲示板での相談件数が局全体として増加傾向にあるので、今後も相談者からより効果的に活用されることが期待される。

イ) E-mail ニュースレターによる広報充実の提案

E-mail ニュースレターの発行支援活動がなされ（詳細は 3.3 参照）、試験的な発行が行われた。各種情報（新規の関連法令・通達等）の B/K への定期的な送信は、「相談業務」改善にも寄与しているものと考えられる。e-mail ニュースレターが初めて発行されたのは 2005 年 1 月である。その後の 2005 年 2 月から 8 月までの 7 ヶ月間の累積電話相談件数は、7,249 件であり、前年同期に比べて 24%減少している。また、同時期の累積 WEB 相談件数は、3,784 件であり、前年同期に比べて 72%増加した。e-mail ニュースレターの発行により、WEB へのアクセスが増加し、電話から WEB による相談へ移行したものと推測される。今後、e-mail ニュースレターの本格導入によるさらなる効果が期待できる。

2) 各職員の能力向上による改善

ア) BBS 本庁（ノンタブリ）職員対象の研修

本件調査の BBS 職員トレーニングとして、7 つの会計基準を合計 40 時間かけて研修を行った（詳細は 3.5 参照）。その結果、BBS 職員が相談業務にあたってより自信を持って回答できるようになった。

イ) 地方職員のためのコンピュータ化教材開発支援

地方職員の研修をコンピュータ教材化する際に、TAS の基礎的な内容解説を盛り込み、地方職員の能力向上に役立てた(詳細は 3.1 参照)。

「相談業務」の改善には上記職員の能力向上が最も有効な手段であると考えられるため、今回の支援活動で使った教材を活用し、BBS 内において継続的に研修を実施することが期待される。

### 3. 支援活動の実施結果

#### 3.1 コンピュータ化自習教材の開発支援

##### (1) 支援活動実施の背景

本支援活動は、会計書類審査業務の改善について検討する作業の中から、提案・具体化されたものである。コンピュータ化自習教材開発のパイロット・プロジェクトとして、地方職員向けの研修教材を開発した。

DBD の地方事務所管轄（バンコク以外）の登録企業数は、全体の 47%、登録 B/K 数は全体の 31%であり、地方事務所の職員の能力向上が全国レベルでの会計法の適切な執行には不可欠である。

地方事務所の会計担当職員は、各事務所に一人ずつしか配属されていない。そのために、OJT による研修やタイムリーな集合研修を実施することが、BBS 本局の職員に比べて困難な状況にある。また、1 年契約の非正規職員であることから流動性が高く<sup>8</sup>、不定期に新規採用職員への導入研修を実施する必要がある。地方の非正規職員の採用時の研修を効果的に実施し、組織の業務能力の低下を防ぐことは、BBS にとって重要な課題の一つである。

##### (2) パイロット・プロジェクトの概要

BBS が現在実施している導入研修のカリキュラム・教材を基に、コンピュータを利用した自習に適したカリキュラム・教材を作成した。教材は最終的に CD-ROM の形式で 2005 年 2 月 BBS に提供した。BBS は、同年 3 月、地方事務所長宛「コンピュータ・ベース研修システムの目標について」の指示書とともに、CD-ROM に収めた教材を全地方事務所に配布した。また、地方事務所の PC には、AV 閲覧ソフトが無いケースが多いので、閲覧ソフト「Real Player」等を入れた CD-ROM を調製して提供した。

##### (3) 全地方事務所による試用評価結果

地方事務所の会計担当職員がすべてこの教材を使って 2005 年 6 月までに学習し、試用評価結果が BBS で以下のとおり集約された。

###### 1) 自習教材の効果について

- マニュアルまた業務指針として役立つ。
- マニュアルまた業務指針を必要なときに、復習するのに便利。
- 電話で本局に照会する回数が減る。CD-ROM を見て理解できるため、業務の効率化

<sup>8</sup> 2003 年 9 月～2004 年 7 月までの退職者は 75 名中 18 名。前年度、前々年度の退職者はいずれも 15 名。非正規職員については、正規職員としての安定性に欠けること、昇給がないことから、人事制度面での改革がない限り、一定の退職が続くことは今後も継続すると見込まれる。



が図られる。本局側も助かる。

- 包括的コンテンツを含むので、業務の全体像が理解できるので都合がよい。
- 業務上の様々な点について容易に確認できる。
- 業務の効率化が図れる。
- いろいろな知識の向上に役立つ。
- 他の人に教える際にも助けとなる。
- 内容については全体が網羅されており、詳細かつ分かりやすい。

## 2) 要望点について

- 会計基準の最新情報を加えてほしい。
- 会計審査上のテクニカルな情報（会計書類上のミスの発見法などの事例）
- ケーススタディ（どのように間違いが行われ、どう解決するのかという事例）
- 各項目のサンプル書式の掲載（調査団注：これは、かなり載せてあるのに指摘者が気づかなかったか、または、全項目のサンプルは網羅していないため、特別の書式に関心があったのかもしれない。）
- PCの更新・増強のニーズについても触れられていた。（CD-ROMを見るのに時間がかかる、PCの数が少なく使用できない）

## (4) BBS の評価結果

地方事務所からの評価結果を踏まえて、BBSは、本パイロット・プロジェクトを次のように評価した。

- 新人の教育に効果がある。
- 業務上の能力開発に役立つ。
- 自分の業務について理解し易い。
- 非正規職員の経験年数が長くなく、また地方事務所の所長が必ずしも会計の専門ではないので役立つ。

## (5) BBS としての今後の方針案

- 新人の教育は、今後、作成した CD-ROM による自習を主体にしていく。本局、地方ともに時間と費用の節約になる。
- 既存地方職員に対する不定期研修についても、作成した自習教材を活用する。
- 内容に係る地方非正規職員から寄せられた提案は、将来的に予算を確保して教材を改訂する際に盛り込む、あるいは文書にて配布することにより対応する。

以上本パイロット・プロジェクトにより作成された教材は、新入職員の教育ツールとしての有効性があると確認された。地方職員の退職に伴う業務能力の低下を少なくすること

に寄与できる。また、プロジェクトを提案した BBS 職員及びプロジェクトに参加した同職員にとっては、大きな成功体験が蓄積される結果になった。また、このプロジェクトの結果、BBS 職員の間で e-learning への関心が高まり、B/K の CPD 研修システムへの e-learning 応用への道を開くきっかけにもなった。本パイロット・プロジェクトは、当初の予定したとおりの成果を挙げたと言える。

## 3.2 クイック・インスペクションの導入

### (1) クイック・インスペクションの概略

#### 1) 目的

デジタルデータを活用した財務分析手法の適用による審査対象会社の効果的な抽出と審査の簡略化による審査対象会社数の飛躍的な増加を目的とする。BBS が実施する審査の認知度の向上による牽制効果を働かせることと、悪質な違反を摘発する端緒を見つけることが狙いである。

#### 2) BOL 社のデータ

ビジネス・オンライン (BOL) 社は、DBD に提出された財務諸表をすべてデジタル化し、有料公開している。デジタル化した情報の一部 (要約データ) は DBD にも提供している。データ項目は、属性情報 (会社名、住所等) 及び財務数値の一部 (総資産、売上高等の 10 項目) の計約 100 項目である。

#### 3) プログラミングによる「不自然な財務情報」の抽出

BOL 社のデータを用い、不自然な「財務情報」を持つ会社を抽出する。母集団に対する抽出率が概ね 10%前後となることを想定する。(例: 流動比率が 50%未満/500%以上、売上高が 100%以上増加/50%以上減少、等)

#### 4) 質問状の自動発行

上記の会社に対する質問状を自動的に生成する。

#### 5) 回答の入手と分析

質問状への回答を入手し、内容を分析し、必要に応じて他の審査手法へ移行する。

### (2) 第 1 次パイロット・プロジェクトの概要

#### 1) 目的

暫定的に定めた抽出条件を使い、少数の会社に対して質問状の送付から回答の収集・分析までの一連の作業を行い、クイック・インスペクションの有効性を調査するとともに、本格実施に向けての課題を確認する。

#### 2) 検査対象企業数

下記に該当する 467 法人を審査対象として選定した。

対象産業	<p>BBS との協議により、タイ国にある代表的産業の一つである宝飾品産業（製造業・輸出業）を対象とすることとした。</p> <p>宝飾品産業に属するタイ産業コード(TIS) で下記の 5 区分である。但し、コード 39000 は、統制コードのため、このコードが付された企業は存在しない。なお、輸出業に限定したコードは存在しないため、卸売業・小売業に該当するコード 61908 及び 62901 から輸出を行っている会社のみを抽出した。以上に該当する会社数は、4,575 法人であった。</p> <table border="1" data-bbox="544 696 1364 1037"> <tr> <td data-bbox="544 696 715 792">39000</td> <td data-bbox="715 696 1364 792">製造業・手工業(宝石・ダイヤモンド・原石・アクセサリー)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 792 715 842">39011</td> <td data-bbox="715 792 1364 842">製造業・手工業(ダイヤモンド・原石加工)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 842 715 940">39012</td> <td data-bbox="715 842 1364 940">製造業・手工業(ダイヤモンド・原石・金・銀・銅・合金を用いたアクセサリーの生産)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 940 715 990">61908</td> <td data-bbox="715 940 1364 990">卸売業・小売業(ダイヤモンド・原石・宝石・金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 990 715 1037">62901</td> <td data-bbox="715 990 1364 1037">卸売業・小売業(金行、宝石店)</td> </tr> </table>	39000	製造業・手工業(宝石・ダイヤモンド・原石・アクセサリー)	39011	製造業・手工業(ダイヤモンド・原石加工)	39012	製造業・手工業(ダイヤモンド・原石・金・銀・銅・合金を用いたアクセサリーの生産)	61908	卸売業・小売業(ダイヤモンド・原石・宝石・金)	62901	卸売業・小売業(金行、宝石店)
39000	製造業・手工業(宝石・ダイヤモンド・原石・アクセサリー)										
39011	製造業・手工業(ダイヤモンド・原石加工)										
39012	製造業・手工業(ダイヤモンド・原石・金・銀・銅・合金を用いたアクセサリーの生産)										
61908	卸売業・小売業(ダイヤモンド・原石・宝石・金)										
62901	卸売業・小売業(金行、宝石店)										
対象とした会社の規模	<p>今回は、パイロットテストであることから対象を少なく絞り込む必要があり、協議の結果、タイの中では大規模会社に属する総資産及び売上高が共に 3 千万バーツ以上の会社を対象とした。以上に該当する会社数は、467 法人であった。</p>										
会社の形態	<p>民商法典により設立された非公開株式会社、または公開株式会社の内、上場会社以外の会社を対象とした。</p>										
会社所在地	<p>バンコク都内に本社を有する会社を対象とした。</p>										
対象年度	<p>第 1 次パイロット・プロジェクトでは、単一年度の財務諸表を対象とし、2003 年中に決算期が到来した会計年度を対象とした。</p> <p>2 期間データを対象とすることを当初予定していたが、コード体系の違いから、2 期間のデータを取り込み、比較するプログラムが簡単には開発できないことが判明したためである。</p> <p>2003 年度データ・セットは、2005 年 3 月頃にならないと BOL 社から提供されないため、今回は BOL 社に対して宝飾産業に限定して特別にデータの提供を求めて実施した。</p>										

### 3) パイロット・プロジェクトの結果

#### (a) 「不自然な財務数値」の会社の抽出

前項で抽出された 467 法人の対象企業の内、「不自然な財務数値」を示す会社の抽出基準として以下の 7 つの代表的な財務比率を用いた。各比率において対象会社中、

上位 5 法人及び下位 5 法人を抽出した。重複する会社を除き、7 財務比率合計で 47 法人を抽出した。

標準偏差等を用いて、平均値から乖離の大きい会社を割り出す方が統計的には有意な分析であるが、いくつかの財務比率を予備的に計算して分布を調べたところ、母集団が少ないため、極端な分布の偏りが見られた。また、後述するように BOL 社のデータベースの信頼性にも疑問があるため、統計的な基準を用いて異常値を示す会社を抽出する手法は断念した。

比 率	計 算 式
① 流動比率	流動資産／流動負債
② 総資産回転率	売上高／資産合計
③ 負債比率	負債合計／資産合計
④ 売上高売上総利益率	売上総利益／売上高
⑤ 売上高当期利益率	税引後当期利益／売上高
⑥ 総資産当期利益率	税引後当期利益／資産合計
⑦ 純資産当期利益率	税引後当期利益／資本合計

(b) 質問状の発送

「不自然な財務数値」を示す 47 法人について、質問状発送前に確認のために DBD に提出された財務諸表の数値と突き合わせたところ、6 法人について BOL 社のデータベースの数値と財務諸表との数値が異なるケースが発見された。この 6 法人を除く 41 法人について質問状を発送した。質問状の様式は、不自然と判断された財務比率とその計算根拠が記載され、会社は空欄に自由に回答を記入できる形式である。

(c) 回答の回収状況

発送 41 法人中、全法人について回答を入手した。

(d) 回答の分析結果

回答の内容を分析したところ、主に下記のような回答例が得られた。

財務比率	傾向	理由
流動比率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金仕入のため流動負債である買掛金が少ない。</li> <li>資金調達は固定負債である役員借入金で行なうため、流動負債が少ない。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払いが延滞している借入金・買掛金があるため、流動負債が大きい。</li> </ul>
総資産回転率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社不動産を所有していないため資産が少ない。</li> </ul>

財務比率	傾向	理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受注生産のため在庫がなく資産が少ない。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設備投資が売上増に結びついていない。</li> </ul>
負債比率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借入金が多いため、負債が大きい。</li> <li>● 繰越欠損金が多いため、資本が小さい。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金仕入れのため負債が小さい。</li> <li>● 設備投資は自己資金で行なうため負債が小さい。</li> </ul>
売上高売上総利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加価値が高いため売上単価が高い。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員が増え、人件費負担が増えた。</li> <li>● 仕損品が増えた。</li> </ul>
売上高当期利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上単価が高い。</li> <li>● 債務免除益により特別利益が発生。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借入金利負担が大きく損失が発生。</li> </ul>
総資産当期利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上が大幅に増えた一方、費用が増えなかったため大きな利益が計上された。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上が減少した一方、固定費が削減できなかったため、損失が計上された。</li> <li>● 輸出取引で為替差損が発生</li> </ul>
純資産当期利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰越欠損金が多いため、資本が小さい。</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借入金利負担が大きく損失が発生</li> </ul>

BBS が得られた回答の妥当性を、提出された財務書類を使って確認した結果、今回質問状を送付した 41 法人に関しては、財務書類の不適切性を疑わせる事項は発見されなかった。おそらく抽出対象を比較的大規模な会社にしたことが、その一因であったと思われる。調査団は、クイック・インスペクションの結果、不適切性を疑わせる事項がなければ、そこで審査を打ち切ることを想定していた。しかし、このような結果に対して DBD からは、質問書への回答だけでは、会計帳簿が適切に整備されているかどうかについて明らかにできない点が問題であるとの意見が出された。

### (3) 第2次パイロット・プロジェクトの概要

#### 1) 目的

第1次パイロット・プロジェクトの結果を踏まえ、組織改編後の中央会計書類審査チーム4チームにより、各グループが業種毎に会計書類審査を行う。

暫定的に定めた抽出条件を使い、少数の会社に対して質問状の送付から回答の収集・分析までの一連の作業を行い、クイック・インスペクションの有効性を調査するとともに本格実施に向けての課題を確認する。

2) 検査対象企業数

下記に該当する 120 法人を審査対象として選定した。

対象産業	グループ 1	卸売及び小売業 食肉及び食肉製品卸売、魚肉及び魚介類製品卸売 TSIC コード 51223 51224	569 法人
	グループ 2	工業及び手工業 食肉缶詰製造 乾燥食肉製造、果実野菜缶詰製造、魚肉缶詰製造、油脂穀物製造、農産品製造 TSIC コード 15113 15119 15123 15131 15141 15319 15321	571 法人
	グループ 3	卸売及び小売業 米穀販売及び精米所副産物製造、果実野菜 TSIC コード 51221 51222	826 法人
	グループ 4	工業及び手工業 絹織物、布地輸出 TSIC コード 17111~17113 17120 17210 17290 17300 18101	4,547 法人
	合 計		6,513 法人
対象とした会社	(1) バンコク都内の有限パートナーシップ、株式会社であり、2003 年中に財務諸表を提出した会社		
	(2) グループ毎に S、M、L と総収益で規模を 3 区分した		
	S	グループ 1~4	総収益 1~5 百万バーツ
	M	グループ 1,2,4	総収益 5 百万バーツ超 3 億バーツ
		グループ 3	総収益 5 百万バーツ超 1 億バーツ
L	グループ 1,2,4	総収益 3 億バーツ超	
	グループ 3	総収益 1 億バーツ超	
抽出された法人数	中央会計審査チーム 4 グループ合計で 120 法人 S、M、L で各区分 40 法人		
審査の目的	2000 年会計法に準拠して会計が行われているかどうか審査する		

3) パイロット・プロジェクトの結果

(a) 「不自然な財務数値」の会社の抽出

上記の各区分で下記財務指標の内、上位 5 法人及び下位 5 法人の会社を抽出した。その上で、複数の指標で上位に位置する法人を選択した。

- ① 流動比率
- ② 総資産回転率
- ③ 負債比率
- ④ 売上高売上総利益率
- ⑤ 売上高当期利益率
- ⑥ 総資産当期利益率
- ⑦ 純資産当期利益率

その結果、S、M、Lそれぞれの区分で40法人ずつ、計120法人が選択された。

(b) 審査の手法

第2次パイロット・プロジェクトでは、(a)で抽出された法人に対し質問状は発送せず、従来の会計書類審査と同様に、法人に会計帳簿の提出を求め、従来の手法を用いて会計書類審査を行った。DBD/BBSが、簡易審査では企業の違反を効果的に発見できない点を懸念したためである。おそらく、第1次パイロット・プロジェクトの質問状の回答結果から、会計法への準拠性との関連性が明確に見出せなかった点、また、BOL社のデータの信頼性が確認できないという問題を認識した上での判断と思われる。また、多くのタイの会社にとって「財務分析」自体がなじみの薄いものであり、会社からの問い合わせ対応等に時間を要した点も判断に影響を与えたと思われる。なお、財務比率が異常値を示す理由については、審査終了時にインタビューにより確認した。

(c) 審査の進捗状況

発送80法人中、8月末現在、34法人については終了している。

但し、S及びM区分を優先して審査する方針となったため、L区分の40法人については2005年9月現在まだ発送を開始していない。

なお、審査が終了した34法人の審査結果を示すと、表3-1のとおりである。

表 3-1 クイック・インスペクション第2次審査結果

BBSの対応	法人数
文書での改善指導	26 法人
改善指導送付準備中	1 法人
法的処置(指定期限内に会計帳簿の送付が無かった法人)	2 法人
問題なし	5 法人
合計	34 法人



(d) 財務比率に関する回答の分析結果

回答の内容を分析したところ、主に下記のような回答例が得られた。

財務比率	傾向	理由
流動比率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 棚卸資産残高が多い</li> <li>● 売掛金残高が多い</li> <li>● 資産残高が多い</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員借入金を会社が返済していないため、流動負債が大きい。</li> <li>● 流動負債が流動資産より大きい</li> </ul>
総資産回転率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 請負生産で加工賃収入しかないため、製品も原材料も無い</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2004 年度は営業をしていなかったため、経費しか発生せず、資産を効率的に活用することができなかった。</li> <li>● 効率的に資産を活用して売上げを計上することができなかった。</li> <li>● 総資産残高（無形資産）が非常に大きい</li> <li>● 分母の有形固定資産が大きい</li> <li>● 売上が少ないまたは、売上減少が激しい</li> </ul>
負債比率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未払利息及び買掛金が多い</li> <li>● 負債が多くなりはじめている</li> <li>● 資産残高が多い</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2004 年度は営業をしていなかったため経費しか発生せず、資産を効率的に活用できなかった。</li> <li>● 増資を行った</li> <li>● 負債が少なくなっている</li> </ul>
売上高売上総利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上高が大きい一方、仕入高及び原価が小さい</li> <li>● 請負業であるため、原材料費がない</li> <li>● 原価が販売費の中に含まれているため、利益率が誤って高くなっている</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業収益がない</li> <li>● 売上原価が高く、販売管理費も高い</li> <li>● 売上原価が売上高より高いので、売上総利益がマイナスである</li> </ul>
売上高当期利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売管理費が高いため、当期純利益が低い</li> <li>● 販売費が低い</li> </ul>

財務比率	傾向	理由
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業収益が無い</li> <li>● 値引きが多く損失を計上している一方、資産が少なくなっている</li> </ul>
総資産当期利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売管理費が高いため、当期純利益が低い。</li> <li>● 有形固定資産が少ない</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業収益が無い</li> <li>● 販売管理費が高くなっている一方、売上が減少している。</li> <li>● 有形固定資産残高が高い</li> </ul>
純資産当期利益率	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資本の部が小さい</li> </ul>
	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業収益が無い</li> <li>● 販売管理費が高いため、当期純利益が低い。</li> <li>● 売上総利益が低く、販売費が高いため、欠損金が資本を上回っている</li> </ul>

上記の例を見てわかるとおり、単に表面的な事実を示すだけで、その原因を示す回答となっていないものが大部分を占めている。

#### (4) パイロット・プロジェクト実施に当たって判明した問題点

##### 1) BOL 社データの信頼性及び適時性

第1次パイロット・プロジェクトを通じて BOL 社により作成されたデータベースと、実際に会社が提出した財務書類の間に、数値の相違があるケースが全体の 13% 発見された。第2次パイロット・プロジェクトでは、財務数値を基礎として質問状を発送する方法を採用しなかったため、BOL 社データと実際の財務書類の間の相違については確認していない。

全体の 10% 超にデータの間違いが発見されたという状況では、コンピュータによる検索結果に全面的に依拠することは難しい。従って、第1次パイロット・プロジェクトで実施したように質問表を発送する方式をとる場合、あらためてデータを実際に提出された財務書類と照合する手続が必要になる。クイック・インスペクションは、電子データを活用した効果的かつ効率的な審査手法を目指すものであるが、このような状況では、効率化には限界がある。

また、BOL 社データは DBD の Web サイトにも掲載されており、不正確なデータが相当数存在するとすれば、DBD にとっても大きな問題であろう。

一方、BOL 社から提供されるデータは適時性に欠けるという指摘もある。法人が決算

日後 5 ヶ月<sup>9</sup>以上経過してから BOL 社が入力を開始し、半年近くかけてデータベースへの入力を行って完成するため、決算日から起算すると 1 年近く経ってから DBD によるデータ利用が可能となる。このため、直近のデータではなく、1 年前のデータを用いて会計書類審査を行うことになってしまう。

2) 会社が質問の意味を十分に理解できないケースが多かった。

第 1 次パイロット・プロジェクトにおいて発送した質問状について、会社が質問の意味を十分に理解できないため BBS へ問い合わせが多く寄せられ、また適切な回答が得られないケースが多くみられた。第 1 次パイロット・プロジェクトでは、財務分析において著しく極端な財務比率を示した会社に対して質問状を発送した。しかし、多くのタイの会社にとって「財務分析」自体がなじみの薄いものであり、どのように回答したらいいのか困惑する会社が少なからず存在した。結果的に BBS の審査担当職員による会社からの問い合わせ対応、ポイントのずれた回答に対する趣旨に沿った形での再回答の依頼・指導、回答内容の検証作業に時間がかかった。この反省も踏まえ、第 2 次パイロット・プロジェクトでは、質問状を最初に発送する方法を取りやめた。

## (5) クイック・インスペクションの本格導入に向けての提言と方針

### 1) 認識された課題の改善

#### (a) データの信頼性及び適時性の確保

データの信頼性の確保の問題については、BOL 社のデータを今後も使用していくか、あるいは代替案として他のデータソースの利用を検討するという対策が考えられる。

前者の場合、BOL 社データの信頼性を評価するための手続の実施と正確性を担保するための施策の実施が急務である。DBD の担当部署を通じて BOL 社へ改善の申し入れを行う必要がある。また、BOL 社データの信頼性が十分確認できるまでは、会社への質問状発送前に実際に提出された財務書類との照合・検証作業が必要となる。

後者の場合、現状 2 通りの代替案が考えられる。

第 1 は、歳入局が管理している法人データを入手し、それを活用する方法である。これが実現すれば、BOL 社のデータより迅速にデータが入手できることが期待される。但し、BOL 社データベースとデータ書式が異なるため、クイック・インスペクション・プログラムを変更しなければならない。

第 2 は、会社が財務書類と同時に提出する書式(ソー・ポー・チョー 3 書式)を活用する方法である。2005 年度からソー・ポー・チョー 3 書式が改訂され、財務分析に必要な基礎数値は、全てこの書式から直接入手することが可能になった。新書式での提出が強制されれば、DBD が直接迅速かつ正確なデータを入手することができる。また、こ

<sup>9</sup> 民商法典では定時株主総会を決算日から 4 ヶ月以内に開催し、総会から 1 ヶ月以内に DBD に提出する規定がある。

の書式を XBRL 化し、提出者たる会社が DBD の Web 上で直接入力し、XBRL 書式へ自動変換することで、データの収集・分析の効率化を図ることも考えられる<sup>10</sup>。

#### (b) 手法の改善

財務分析への企業側の理解が低い現状を鑑みると、会社への質問状の作成にあたっては、当面は各企業にとって把握しやすい前年度数値との著増減分析を中心とした質問を主体とすることが適切である。その後、審査結果が蓄積され、産業別の財務分析データの検証が十分進むにつれて、徐々に質問項目を拡充させていくことが考えられる。調査団が開発したプログラムは、前年度数値との著増減分析のために 2 期間のデータを取り扱うことができるようになっている。

一方、比率の平均等の統計値についてはパイロット・プロジェクトの結果を見る限り、異常値が多く見られる。その理由として、設立直後や休眠状態により完全に営業を行っていない段階にある法人が少なくないためと思われる。従って、業種平均等の統計値を比較対象として法人の抽出を行うことは、現状のままでは不相当である。これについては、試行を繰り返す中で異常値を発生させる原因を特定し、異常値を排除する仕組みを備えたプログラムを開発する必要がある。

また、(4) 2) で述べたように第 1 次パイロット・プロジェクトの結果で効果的でなかったという判断から、第 2 次パイロット・プロジェクトでは質問状は発送せず、まず、会計帳簿を提出させて審査を行い、質問については最後の取りまとめ時に聴取するという方法に変更した。会計書類審査の効率化において最大のボトルネックとなっている、会計帳簿自体を審査することに対する根本的な発想の転換には至っていない。現状の発想のまま、IT の利用による効率化を図るには限界がある。

#### 2) BBS の組織改編

2004 年 10 月の会計職法の施行に伴い、BBS 業務の一部が FAP に移管された。これに伴う組織変更で BBS 内の会計書類審査部門(中央チーム)は 4 つのグループに再編され、担当職員は約 20 名(正規職員)と 2 倍以上の人員になった。

第 1 次及び第 2 次パイロット・プロジェクトでは特定の産業を対象とした結果、分析を通じて当該産業分野の財務上の特徴・傾向等に関する、BBS 職員の理解が深まりつつある。今後クイック・インスペクションの実施を通じて産業別の財務分析データの検証を進め、各産業別のより効果的・効率的な審査項目の立案が可能になるとと思われる。この点で新設された 4 つのグループ相互間の切磋琢磨、情報の共有化に向けた体制整備が必要になる。

---

<sup>10</sup> 東京証券取引所は TDnet と呼ばれるシステム上で同様の入力画面を用意し、企業側が XBRL を意識することなしに、XBRL 形式でのデータを収集している。

### 3) BBS 職員への研修

パイロット・プロジェクトで用いた「財務分析」による審査手法は、これまで BBS で行われてきた審査手法にはないものであり、今後クイック・インスペクションが組織的・機能的に実行されるにあたっては、担当する BBS 職員が、その目的や手法を十分理解しているかどうか重要な鍵になる。第 7 次現地調査時（2005 年 4～5 月）に、会計上の不正や誤謬がどのように財務比率に影響を与えるかについての BBS 職員研修を行った。また、第 10 次現地調査時（2005 年 11 月）でもクイック・インスペクション・プログラムを用いた財務分析研修を行い、BBS 職員への浸透を試みた。今後、この分野の研修も BBS 自らが継続して企画していくことが必要である。

### 3.3 B/K 向け E-mail ニュースレターの発行

BBS E-mail ニュースレター発行の趣旨は、「CPD に関する提言」内の施策の1つである十分な CPD の制度広報に加え、BBS が必要と考える情報発信を、迅速かつ低コストで実現することにある。情報発信を強化することにより、電話による問い合わせ等を減らし、会計相談業務を効率化することも狙いの一つである。

BBS E-mail ニュースレター発行プロジェクトの活動内容と計画は表 3-2 のとおりである。

表 3-2 BBS E-mail ニュースレター発行プロジェクト

作業内容	担当	準備段階	試験段階	本格稼働段階
		2005 年 1 月 まで	2005 年 1 月 から	未定
概要方針決定	B/J	●		
DBD 局長承認申請	B	●		
コンテンツ作成・改善	B/J	●	●	●
送付先情報入手・試験段階	B/I/J	●		
月刊でニュースレター発信・手作業	B		●	
システム構築予算申請	B		●	
システム構築	I		●	
送付先情報入手・本格段階	B/I			●
月刊でニュースレター発信	B			●

B : BBS    I : ITC    J : 調査団

以下、各段階の作業について詳述する。

#### (1) 準備段階

本プロジェクトの概要・方針決定、DBD 組織内の承認、ニュースレター第 1 号発行までに必要な作業を行う準備段階であり、既に完了している。

#### (2) 試験段階

試験的に E-mail ニュースレターを発行し、コンテンツおよび一連作業の改善活動および本格稼働前の準備を行う段階である。現在業務で使用している既存のハード・ソフトを利用して、手作業でメール配信を実施するため、約 500 名の B/K 及び関係者を読者としている。試験期間中にコンテンツ作成のノウハウを蓄積し、本格稼働段階に備えている。第 1 号は 2005 年 1 月に発行し、9 月までに既に 14 回発行している。

### (3) 本格稼働段階

最大 6-7 万人の B/K および関係者を読者とするためには、応募・申込、E-mail ニュースレター配信作業の大部分がシステムにより自動化される必要がある。本格稼働段階では、ニュースレター発行専用コンピュータ・サーバー、ソフトを使用して、E-mail ニュースレターを配信する。サーバー更新のために必要な予算が 2006 年 9 月期の当初予算では承認がされていないため、本格稼働の時期は現在目処が立っていない。

### (4) これまでの活動の評価

本格稼働段階に達していないため、約 500 人の限定された購読者ではあるが、購読者には大変好評であり、新しい情報の入手手段として活用されている。また、転送を奨励しているため、実際の購読者は DBD に登録されている人数より多いと推定される。その結果、e-mail ニュースレター発行後の 7 ヶ月間（2 月－8 月）の累計で、電話による質問が 24% 減少し、Web による質問が 72% 増加する成果を挙げた。また、CPD 制度の広報についても大きな貢献をしたと判断している。

なお、このニュースレターは、DBD の地方事務所の会計担当職員にも配布され、地方職員への情報伝達手段としても活用されている。

### 3.4 会計事務所の業務ガイドラインの作成

会計事務所の業務ガイドラインは、多くの SME が記帳及び決算書作成業務を会計事務所  
に委託している実態を考慮し、会計事務所の業務品質の向上を通じて、会計事務所の顧客  
である法人の会計法遵守意識の向上、ひいては遵守状況の改善を図ることを目的に計画さ  
れた。

現在、BBS は会計審査業務を通じて企業への改善勧告を行っているが、登録会社数に比  
して審査担当者が圧倒的に不足しており、BBS による直接的な指導よりも会計事務所を通  
じた指導が効果的と考えられる。

B/K の CPD 制度により、B/K 個人が自主的に能力向上を図る基盤が確立されつつあるが、  
会計事務所の職員には B/K でないものも多い。また、会計事務所は組織として顧客にサー  
ビスを提供しており、高い倫理意識を保ち、適切なサービスを実施していくには、品質管  
理や人事管理などを含む組織レベルの能力向上が必要である。

会計事務所の監督は、会計職法施行後は FAP へ権限が委譲されることになっているが、  
BBS は今後も引続き、FAP の監督を通じて間接的に会計事務所を監督する立場にいる。ま  
た、FAP の活動が軌道に乗るまで、B/K の登録をはじめとする監査人以外の会計職の監督  
は当面 BBS が直接行うので、このようなガイドラインの作成は BBS の業務にとって有効  
かつ必要と思われる。DBD では 2002 年に初めて会計事務所向けの研修コースを開催し、  
2005 年 3 月の BBS の組織変更後、会計事務所の能力向上を DBD/BBS の一つの重要な施  
策と位置付けている。

このガイドラインは会計事務所が主体的に業務を改善し、サービス品質を向上するため  
の参考資料と位置付けており、その適用を強制されるものではない。

BBS との協議の結果、ガイドラインの項目を以下のように定め、調査団が基本的な考え  
方と日本の事例を含めたドラフトを作成した。(付録 18)

1. 本ガイドラインの作成目的 (前文)
2. 会計事務所によるサービス (Value-Added Service)
3. 価格政策
4. 品質管理
5. 人事管理

会計事務所の業務品質を向上させるためには、まず会計事務所の経営管理能力が向上し、  
収益基盤の安定化が達成されることが必要である。この観点から、ガイドラインでは会計  
事務所が提供しうるサービス、特に経営診断やマネジメントコンサルティング業務といっ  
た付加価値のある業務を紹介した。また、タイの会計事務所における人材定着率の低さに  
着目し、OJT を含めた適切なトレーニングシステムの構築、戦略的な評価制度といった一  
般的な人事管理のポイントについても解説した。また、ガイドラインの中心となる品質管  
理については、会計事務所として提供するサービスの品質管理を効果的・効率的に行うた



めの体制構築について記載した。このため ISO を取得している日本の中小会計事務所を訪問調査し、品質管理のすぐれた参考事例の一つとして紹介している。

調査団が作成したドラフトは、2005年9月に実施した会計事務所向け研修コースにおいて配布し、その内容について説明を行った。

現在は主として日本の事例を中心に記載しているが、BBS がタイの会計事務所からのコメントを基に、タイで実務事例を含めて最終的にガイドラインとして完成させる予定である。BBS では本ガイドラインを製本し、今後の会計事務所向け研修教材として利用することや、BBS の Web サイトに載せることにより、当ガイドラインの普及を図ることを検討している。また、将来的には BBS で検討中の優良会計事務所の表彰制度と連携し、ガイドラインを採用・遵守している会計事務所を表彰することも検討している。

### 3.5 会計書類審査および会計相談業務にかかる職員のトレーニング

#### (1) トレーニングの評価結果総括

初歩レベルのトレーニングは、BBS 側の要望に従い、会計相談業務等、日常業務で必要とされる会計基準を中心とした知識研修を行った。アドバンス・レベルのトレーニングでは、調査団がそれまでの活動を踏まえて有効と考える研修テーマを提案し、演習を多く取り入れた研修を実施した。忙しい日常の業務とのスケジュール調整の問題をある程度克服して、多くの職員の参加を得ることが出来た。2005年9月に、職員一堂に会して1時間半のファイナル・トレーニング（付録 29 参照）を実施し、研修の継続的実施と改善の重要性を強調して、総括的な評価をすることで締めくくった。BBS では、本件調査による研修以外にも、さまざまな研修機会があるため、本件調査の研修に限定した効果・成果を特定することは難しい面がある。多面的な知識、特に国際的な動向に関する知識を得る機会を得たこと、業務改善に直結した研修を実施したことは、職員の能力向上に資する点が大きかったと思われる。

すべての研修コースへの BBS 職員の出席状況は付録 23 に示した。

#### (2) 初歩レベルのトレーニング実績

##### 1) 知識研修

基礎調査段階における職員の能力評価 (Ev0) を踏まえてキャパシティ・ビルディング・チーム (CBT) ミーティングで細かく検討した結果、会計基準を中心とした知識研修を初歩レベルのトレーニングの中心に据えることになった。実施した基礎知識トレーニングの実績は、表 3-3 のとおりである。

表 3-3 基礎知識トレーニング実績表

年月日	研修内容	時間数
2004年7月26日～28日	時間価値と TAS 29（関連する国際基準の動向を含む）に関する講義と演習、発表及び小試験	9時間*1
2004年9月27日～30日	TAS40、TAS43、TAS44、TAS45に関する講義と演習	14時間*2
2004年11月30日～12月3日	TAS49及び比較財務情報に関する監査報告に関する講義と演習	14時間*2

注：各セミナーのプログラムは、付録 24 から付録 26 に示した。

タイ会計基準 (TAS) と内容を示すと以下のとおりである。

TAS29：リース会計

TAS44：連結財務諸表ならびに子会社投資の会計

TAS40：投資の会計処理

TAS45：関係会社投資の会計

TAS43：企業結合

TAS49：工事契約

\*1 午前・午後の2クラスに別け、1日3時間×3日のコースを実施

\*2 2日間全日コースを2回実施

BBS 職員が職務を離れて一堂に会することが難しいため、各セミナーは、対象とする BBS 職員 41 名を 2 グループに分けて実施された。また、一部の講義について英-タイ語通訳を付けて実施したほかは、タイ人 CPA が講師となり、タイ語により行われた。講義テキストは、SET が作成した「タイ会計基準（2003 年 12 月）」を使用するほか、テーマごとに調査団が準備した。

上表の研修のほかに、2004 年 4 月に実施した導入セミナーにおいて、B/K 制度および CPD 制度に関する外国事例の紹介を行った。（付録 19 参照）また、2004 年 10 月に実施したカウンターパート研修に関連し、9 月に事前準備研修会を、11 月に結果報告会を開催した。

## 2) 知識以外（スキル・態度）のトレーニング

2004 年 7 月の知識研修時にグループ作業と発表時間を設けた他、第 2 次現地調査期間中に、グループ・インタビュー（付録 21 参照）及びグループ・ディスカッション（付録 22 参照）を実施した。

この他に 2005 年 9 月までに 12 回実施したキャパシティ・ビルディング・チームのミーティングに際しては、チームメンバーに発表の役割を与えるなど、ミーティングそのものをトレーニングの一環として活用した。さらに、個別の支援活動に関連して、ミーティングを知識以外（スキル・態度等）の研修機会と捉えて、問題解決能力の向上に努めた。

## (3) 初歩レベルのトレーニング評価結果

### 1) 評価方法

初歩レベルのトレーニングに関して、その研修内容に関するアンケートを各研修セッション終了後に実施した。また、2004 年 11 月に、各研修の理解度、知識の向上度合い、獲得した知識の業務への応用度合いについて、全職員及びグループ・リーダー、CBT メンバーへのアンケートによって調査した。

### 2) 評価結果

評価者の立場によって多少異なるものの、総合して見れば、知識の向上及び業務への影響について、プラスの効果が認められた。

知識研修全体の評価結果をまとめると表 3-4 のとおりである<sup>11</sup>。

<sup>11</sup> 調査時期の関係から、3 回目の基礎知識研修実施前にアンケートを実施している。また、グループ・リーダーおよび CBT メンバーに対しては、職員全体について質問している。

表 3-4 知識研修アンケート結果要約

	職員自身	グループ・リーダー	CBTメンバー
研修内容の理解度	3.4	3.4	3.1
知識の向上度合い	3.7	3.6	3.5
業務への応用	3.9	3.8	3.7

注：5：非常に高い 1：非常に低い

### 3) 知識以外の能力項目の評価

初歩レベルのトレーニングが知識中心の研修であったため、知識以外の能力項目については、評価を直接目的とした活動は実施せずに、各活動を通じての観察を実施した。

知識以外の能力項目としては、「スキル」、「態度」が一般的に用いられる。基礎調査段階からアンケートによる自己評価、小グループ・インタビュー及び小グループ・ディスカッションを実施した。その他、各活動の実施や地方での B/K セミナーなどの際に観察したところでは、対象とする BBS 職員のセミナーの企画・運営やプレゼンテーション能力は、現在の業務執行のためには十分であると認められた。

しかし、行政職員として求められている問題解決能力に関しては、個人差が非常に大きいとの印象を受けた。

### (4) アドバンス・レベルのトレーニング実績

調査団がそれまでの活動と研修の評価を踏まえて、研修テーマを提案した。研修内容の決定にあたっては、本件調査で行っている他の支援業務と関係を特に重視した。演習やグループ・ディスカッション等、受講者の参加を求める研修の形態を多く取り入れた。

各研修内容を総括すると表 3-5 のとおりである。

表 3-5 アドバンス・レベルのトレーニング実績表

年月日	研修内容	時間数
2005年1月21日及び1月25日	e-learning システム紹介	3時間*1
2005年3月24日	TAS36（資産の減損）	3時間*2
2005年5月2日～3日	財務分析演習及び クイック・インスペクション操作演習	9時間*3
2005年6月29日～7月1日	SME 会計向上への施策ワークショップ	9時間*3

\*1 3時間のコースを2回実施

\*2 午前・午後の2クラスに別け、3時間のコースを2回実施

\*3 午前・午後の2クラスに別け、1日3時間×3日のコースを実施

### 1) e-learning システム紹介

国際会計事務所組織デロイト・トウシュ・トーマツが、自らの職員研修向けに開発した国際財務報告基準の e-learning システム (Deloitte IFRSs e-Learning) を紹介した。この教材は Web 上で外部にも無料公開されている<sup>12</sup>。本研修の主目的は、コンピュータ化自習教材開発のパイロット・プロジェクトにより高まった e-learning に関する関心を、具体的な事例の紹介を通じて高めることであり、その目的は達することができた。また、今後の BBS 職員自身の自己学習用に Deloitte IFRSs e-Learning の活用を促すことも副次的目的であったが、すべて英語で作成されているため、多くの BBS 職員にとってはハードルが高いようであった。

### 2) TAS36 号「資産の減損」

初歩レベルのトレーニングとして行った会計基準の研修のうち、2004 年 11 月までに時間の関係から消化しきれなかったテーマを実施した。

### 3) 財務分析演習及び クイック・インスペクション操作演習

クイック・インスペクションの利用の前提となる、財務分析による異常点発見手法の講義と演習を実施した他、クイック・インスペクションのために開発されたコンピュータ・プログラムの操作演習を行った。

### 4) SME 会計向上への施策ワークショップ

BBS の業務内容が会計職法施行に伴い業務執行から、政策立案や会計職業育成に移行しつつあることを踏まえ、政策立案に関する研修をワークショップ形式で行った。

日本の中小企業庁が進めている SME の会計の質向上への取り組みや世界各国の SME に対する会計・監査制度を紹介し、次の 3 つのテーマにわたり 4-5 名のグループによるグループ・ディスカッションを実施した。

- SME の会計の向上を図る目的
- SME への会計基準の適用、監査の適用
- 企業や会計事務所にインセンティブを与える仕組み

---

<sup>12</sup> Deloitte IAS PLUS ウェブサイト (<http://www.iasplus.com/index.htm>)

(5) アドバンス・レベルのトレーニング評価結果

1) 財務分析演習及び クイック・インスペクション操作演習

表 3-6 研修終了時のアンケート結果 (回答数 : 29 名)

プログラム	質 問	スコア
1.プログラム全般について	1) プログラムの評価をしてください	3.9
	2) 時間割の評価をしてください	3.6
	コメント : 異常な事例及びその通知方法について、もっと多くの事例を聞きたかった	
2. 財務分析について	1) 研修内容の理解度は如何でしたか	3.6
	2) 説明は分かりやすかったですでしょうか	3.4
	3) スライド及び配付資料は分かりやすかったですでしょうか	3.3
	4) 研修は難しかったですでしょうか	3.3
	コメント : 比率によるデータ分析事例及び異常な比率の検出の仕方について、もっと多くの事例を示して欲しかった	
3. クイック・インスペクションについて	1) 研修内容の理解度は如何でしたか	3.4
	2) 説明は分かりやすかったですでしょうか	3.3
	3) スライド及び配付資料は分かりやすかったですでしょうか	3.3
	4) 研修は難しかったですでしょうか	3.3
	コメント : 実用するためにはさらに検討が必要です	
4. 次のセミナー内容 または本件調査への 希望事項	1) 会計基準	
	2) 建設工事及び不動産に関する会計の諸問題	

注 : 5: 非常に高い(設問に同意) 1: 非常に低い (設問に不同意)

財務分析演習は、日常業務との関係が強いことから高い関心を呼んだ。クイック・インスペクションの支援業務の経験から、なぜ財務分析が粉飾決算の発見に有効であるかを体感してもらう必要があると考え、演習に多くの時間を割いた。その反面、粉飾の手法及びその発見手法について、さらに質量ともに充実した事例の提供を望む声が強かった。

クイック・インスペクションのプログラムの操作演習では、受講者のパソコンの運用能力や基本的な統計知識<sup>13</sup>の個人差が大きいため、基本的事項に多くの時間を割かざるを得なかった。そのため、2005年11月にPC運用能力の高い職員を集めて、より高度な活

<sup>13</sup> 例えば、検索条件を設定する場合の「かつ」と「又は」の使い分け

用方法の演習を行った。プログラム操作については、今後詳しい使い方を身につけた職員が他の職員に教える形で習熟することが期待される。

クイック・インスペクションの第2次試行において、対象企業の抽出をすべてのグループが問題なく実施できたことから、この研修の当初の目的は達成されたと評価できる。

終了後のアンケートでは、「実用するには、さらに検討が必要」との意見が出された。研修後に実施されたクイック・インスペクションの第2次試行により、検討が深められたと考える。また、今後実務での適用を通じてBBSが利用方法を継続的に改善していくことが期待される。

## 2) SME 会計向上への施策ワークショップ

表 3-7 研修終了時のアンケート結果（回答数：20 名）

プログラム	質問	スコア
1. セミナーのプログラム全般について	1) プログラムの評価をしてください	3.6
	2) 時間割の評価をしてください	3.7
	3) あなた自身のグループ・ディスカッションへの貢献	3.6
2. 日本の SMEs 会計向上施策、グループ・ディスカッション 1	1) 研修内容の理解度は如何でしたか	3.3
	2) 説明は分かりやすかったですでしょうか	3.4
	3) スライド及び配付資料は分かりやすかったですでしょうか	3.2
	4) 研修は難しかったですでしょうか	3.1
	5) あなたの討議への参加程度は	3.5
3. SMEs のための会計基準のあり方及び監査の必要性、グループ・ディスカッション 2	1) 研修内容の理解度は如何でしたか	3.5
	2) 説明は分かりやすかったですでしょうか	3.4
	3) スライド及び配付資料は分かりやすかったですでしょうか	3.2
	4) 研修は難しかったですでしょうか	3.2
	5) あなたの討議への参加程度は	3.6
4. 日本の事例に学ぶ有効事例、グループ・ディスカッション 3	1) 研修内容の理解度は如何でしたか	3.5
	2) 説明は分かりやすかったですでしょうか	3.6
	3) スライド及び配付資料は分かりやすかったですでしょうか	3.3
	4) 研修は難しかったですでしょうか	3.3
	5) あなたの討議への参加程度は	3.7

注：5：非常に高い(設問に同意) 1：非常に低い(設問に不同意)

施策ワークショップを研修プログラムとして取り上げたことは、高く評価された。グループ・ディスカッションの前に議論の題材となる外国の事例などの講義を実施したこと、現実の制約条件を離れて、柔軟且つ自由な発想を展開するように導いたことから、各グループとも活発なディスカッションが行われた。

SME の会計健全化の施策案として、優遇税制の適用、金融機関の融資での優遇、優良企業の表彰制度、優良会計事務所の表彰などの提案がなされ、グループ・ディスカッションでその具体策の検討が行われた。現在 DBD では会計事務所への表彰など、本ワークショップの内容と密接な関りを持つ施策が検討されている。このワークショップでの経験を生かして、今後の施策立案の活性化が進むことが期待される。

残念なことに、BBS の日常業務が多忙との理由で、参加者の研修中の出入りが多く、研修の効果的な実施には課題を残した。

## (6) BBS 職員・トレーニング全般についてのアウトカム評価について

### 1) 評価の方法

1 年半にわたって実施したトレーニングが、受講した BBS 職員の行動変化にどのように結びついたか（行動変化）、及びそれが担当する業務の改善にどの程度役立ったか（業績変化）について評価を試みた。

全体のトレーニング・コースを基礎レベルとアドバンス・レベルの 2 分類に分け、それぞれについて、「自分自身の行動変化への寄与度」及び「自身に関係する業績変化への寄与度」を 5 段階で回答して貰う他、記述式によるコメントを求めた。評価書への記入に先立ち、トレーニングの評価の基本理論（Kirkpatrick の 4 段階評価<sup>14</sup>）の考え方を説明した。

---

<sup>14</sup> トレーニングの評価を反応（Reaction）、学習（Learning）、行動変化（Behavior）、成果（Results）の 4 段階に分けて評価する考え方。



## 2) 評価の結果（各評価点の人数）

評価点	基礎レベル		アドバンス・レベル	
	行動変化	業績変化	行動変化	業績変化
5	3人	2人	0人	0人
4	17人	16人	14人	16人
3	12人	17人	15人	15人
2	6人	3人	9人	7人
1	0人	0人	2人	2人
計	38人	38人	40人	40人
平均	3.4	3.4	3.0	3.1

注：行動変化は、当トレーニングの各職員の行動変化への寄与の大小の意  
 業績変化は、当トレーニングの各職員の関係する業務の行動変化への寄与の大小の意  
 5段階は、（非常に大きく）→5、（かなり）→3、（少しだけ）→1、とし、中間の数字（4または2）の選択も可とした。

記述されたコメントは付録 30 に記載した。基礎レベルのトレーニングに対しては、「会計基準について勉強したことが新知識導入の重要性に目覚めるきっかけとなり、執務にあたっての活性度が高まった」、「会計相談業務においてこれまでより充実した対応が出来るようになった」等の肯定的な評価を得た。アドバンス・レベルのトレーニングについても、「会計書類審査対象の選別の効率が向上した」、「審査・企画業務への知識の応用」など、業務の改善や効率向上に資する知識を得ることが出来たと評価されている。

## 3) 評価の考察

評価者の構成は、課長から新入職員までのすべてのトレーニング対象者を含む。会計分野の専門家である点では共通しているが、年齢、経験、知識、担当業務の種類においては多様である。その点を考慮して、上表の結果を考察すると以下のとおりである。

基礎レベルのトレーニングは、大多数の職員によって、行動変化や業績の変化（改善）に寄与したと認められた。対象とした会計基準が比較的最近作成されたものであり、経験年数の長短にかかわらず、トレーニング項目に対する既存の知識及び関心にさほど差がなかったためと思われる。その点、トレーニング対象とする会計基準の選定を基礎調査段階で慎重に行ったことが有効に作用したと考えている。

アドバンス・レベルのトレーニングについては、経験の多い職員からは同様の肯定的評価を得たが、経験の少ない職員のなかには、このような「スキル」に対するトレーニングに関しては興味が薄いという反応がみられた。また、特に「SME 会計向上への施策ワークショップ」に関しては、若手職員の場合には、まだ施策に携わる段階に達しておらず、自身の現在の業務との関連を見出し難い人も多いようであった。

### 3.6 その他の関連する活動

#### (1) 活動の概略と評価総括

会計法執行に資するセミナー・研修コースをDBDと共同で企画・実施した。タイでの現況に照らした必要性と、DBD単独で実施することが困難であるかどうかを考慮してテーマを選定した。また、2004年10月に実施した6名のDBD職員を対象に実施したカウンターパート研修「日本の会計関連制度・システム」(付録31参照)などを活用し、DBDの職員に対して予定されたテーマに関する研修を事前に実施した。

セミナー等で紹介した活動が継続することを重視し、調査団がフォローアップを行った結果、特にXBRLや会計事務所向け研修コースにおいて、タイ側関係者からの自発的な活動が開始されるなどの大きな成果を生んだ。

表3-8 関連活動総括表

テーマ (年月日/参加者数)	概要	成果・インパクト
SME会計基準セミナー及び円卓会議 (2004年11月19日/529名)	IASBのディスカッション・ペーパーを中心にSME向けの会計基準設定を巡る国際的動向の紹介とタイ国における検討	SMEの会計基準の必要性に対する認識の高まり IASBのSME会計基準プロジェクトに対する関心の高まり
XBRLセミナー及び円卓会議 (2005年7月7日/165名)	XBRLの紹介とタイでの導入に関する議論	XBRLに関する知識の普及 SETのXBRL国際会議への参加
会計事務所向け研修コース (2005年9月15日-17日/約250名)	日本のTKCでの事例を中心に中小規模の会計事務所の経営改善のための研修コース	自発的なTKCスタディ・ツアーの実施 会計事務所間のネットワークの強化
IFRSセミナー及び円卓会議 (2005年11月25日/約600名)	IASBの最近の動向の紹介と会計基準の適用上の問題に関する議論	IASBの活動に対する関心の高まり

#### (2) 中小会計基準セミナー及び円卓会議

タイ国でも大きな問題となっているSME向け会計基準の設定に関して、IASBの動向やタイでの問題について説明し、議論を広げることを目的として実施した。

午前中に実施したセミナーでは、国際会計基準審議会 (IASB) のSME向け会計基準プロジェクトで中心的役割を果たしているPaul Pacter氏をゲスト・スピーカーに招聘し、IASBのディスカッション・ペーパー「SME向けの会計基準に関する予備的見解」を中心とした

国際的動向についての講義が行われた。また、同時に最近のDBDの会計に関する政策についても解説が行われた。(セミナーのプログラムは付録32を参照) なお、セミナーはタイ・英語同時通訳付で実施された。

セミナー終了後、Paul Pacter氏を囲み、中小会計基準に深く係わる関係者との円卓会議が開催された。(出席者リストは付録33を参照) 午前中のPaul Pacter氏のプレゼンテーションに関する活発な質疑が行われたほか、タイ国内でのSMEの会計に関する討議が行われた。

これらの活動により、タイ国内でのIASBのプロジェクトの認知度が高まった。FAP会長への2005年9月のインタビューによれば、IASBのSME向け会計基準<sup>15</sup>を基にタイ国のSME会計基準を開発する方針である。

### (3) XBRL (eXtensible Business Reporting Language) セミナー及び円卓会議

関係者を集めたセミナーと円卓会議の実施を通じてXBRLの広報を図り、タイでの普及活動を行う契機とすることを目的に実施した。なお、今後の活動においてFAPの果たす役割が大きいことから、DBDとFAPの共催の形式をとった。

XBRLは、近年注目されている財務報告用のコンピュータ言語である。利用者が使いやすくするために一定のルールに従って容易に拡張できることが特徴であり、現在20カ国以上で開発・普及活動が進展している。各国の会計士協会やIASBがその普及を強力にサポートしており、電子的方法による財務報告の事実上の世界標準である。

午前中に実施したセミナーでは、XBRLジャパン副会長の渡辺榮一氏、XBRL国際ショナル会長のKurt Ramin氏をはじめとするXBRLの関係者を講師として招聘し、XBRLの概要、導入にあたっての戦略、日本での導入事例の講義のほかシステムデモが行われた。

(セミナーのプログラムは付録34を参照) なお、セミナーはタイ・英語同時通訳付で実施された。

セミナー終了後、XBRLの関係者とタイ国関係機関からの参加者による円卓会議を開催した。(出席者リストは付録35を参照) タイ国でXBRLを導入する場合のメリット、障害、組織化の進め方について活発な質疑・討議が行われた。

本件調査の開始前は、タイ国でXBRLについては全く知られていなかったが、これらの活動によりXBRLに対する関心が飛躍的に高まり、具体的な導入の検討が開始された<sup>16</sup>。2005年11月に東京で実施された第12回XBRL国際会議にSETが7名の代表を派遣し、XBRLに関する学習と他国のXBRL関係者と交流を行ったことは、本件調査の特筆すべき成果である。

### (4) 会計事務所経営者向けの研修コース

<sup>15</sup> IASBは2005年2月にプロジェクト名称を変更し、「公的会計責任を有しない事業体向けの会計基準」とした。

<sup>16</sup> 2005年9月に実施したFAPに対するインタビューによれば、SETは、時価総額上位50社を対象としたXBRLのパイロット導入を検討している。

SMEの多くは、外部の会計事務所に記帳代行を委託しており、会計事務所の能力向上を図ることが、SMEの会計の向上に不可欠である。DBDでは、約300の会計事務所経営者を対象にトレーニングを実施したことがあり、2005年3月のBBSの組織変更後、BBSがそれを継続・発展していくことになった。

カウンターパート研修において日本のTKC<sup>17</sup>の関係者による講義を実施したところ、DBDよりTKCの手法について強い関心が示されたため、過去にDBDの主催する研修に参加経験のある会計事務所経営者を対象とした上級コースとして、TKCの事例の紹介を中心とした3日間の研修コースを実施することとした。(研修プログラムは付録36参照)

坂本孝司税理士、飯塚真玄(株)TKC社長をはじめとする日本のTKCの関係者を講師として招聘し、月次巡回監査をはじめとするTKCのユニークな取り組みを紹介した。日タイの会計事務所経営者によるパネル・ディスカッションにおいて、実務上の諸問題について議論を深めた。また、講義で取り上げられたテーマに関連したグループ・ディスカッション、タイでの先進的な事例の紹介や本件調査で作成した会計事務所の業務ガイドライン(3.4参照)の紹介を行った。なお、日本人による講義は日タイ逐語通訳により実施された。

本研修コースは、参加者に非常に強いインパクトを与え、日本の事例を参考にした業務改善への強い意欲を引き起こした。本研修コースに参加した会計事務所経営者の中から、TKCの手法についてさらに学習したいとの強い希望があり、2005年11月に参加者21名の費用負担によるTKCスタディ・ツアーが実施されたことは、それを如実に物語っている。

#### (5) IFRS セミナー及び円卓会議

CPAやB/Kなどの会計人を多数集めるセミナーと円卓会議の実施を通じて、タイ国会計基準に絶大な影響を与えるIFRSについて啓蒙し、タイ国会計人の国際活動への関心を促すことを目的に実施した。なお、会計基準の設定は会計職法によりFAPの役割と規定されていることから、DBDとFAPの共催の形式をとった。

午前中に実施したセミナーでは、IASBの山田辰己理事を講師として招聘し、IASBの最近の活動や主要なテーマについての講義を行った。また、FAPの会計基準委員会委員長他からタイ国会計基準設定における方針の説明が行われた(セミナーのプログラムは付録37を参照)なお、セミナーはタイ・英語同時通訳付で実施された。

セミナー終了後、山田辰己氏を囲み、会計基準設定に深く係わる関係者との円卓会議が開催され、会計基準の導入に関する実務的な討議が行われた。(出席者リストは付録38を参照)

タイ国会計基準は事実上IFRSを踏襲しており、今後IASBでの基準設定プロセスにタイの会計人が関与していくことが期待される。今回のセミナーや円卓会議が、DBDとFAPのIASBとの連携強化のきっかけとなると思われる。

---

<sup>17</sup> 2004年10月実施。TKCは日本で組織されている会計事務所のネットワークである。

## 4. 提言

### 4.1 CPD に関する第 2 次提言

CPD 制度運営に対する第 2 次提言の作成は、2004 年 8 月時の CPD 第 1 次提言と同様、制度の運用が適切に行われるための実務的な事項と、今後のガイドラインの改善のために長期的な視野から検討を要する事項の 2 点に焦点をあてる。

また、第 1 次提言と同様に、将来目指すべき状態（成功ケース）および避けるべき状態（失敗ケース）を比較分析し、主要な成功要因を導き出し、各成功要因に関する具体的施策を提言するアプローチを取った。その結果、以下に示す 3 つの主要な成功要因に関する具体的施策を提言している。

- (1) CPD 参加インセンティブの強化
- (2) CPD 参加負担の軽減
- (3) 十分な CPD の制度広報

表 4-1 CPD 「目指す状態」、「避けるべき状態」

	会計記録作成者：B/K	CPD 教育機関：E/I	法人経営者：M/J
目指す状態 成功 ケース	自らの能力向上、アピールの手段として CPD に高い関心を示す。 自分の能力に合ったコースを選択する。	CPD をビジネスチャンスと捉え、積極的に参入する。 非公式教育機関も含む E/I 間の競争を通じ、研修の質が向上する。 多様な質・料金の研修コースが開催される。	CPD を経理業務の品質向上、優秀な B/K を惹きつける手段と考え、時間・費用面で B/K に協力する。
避けるべき 状態 失敗 ケース	費用負担その他から CPD 義務を意図的に履行しない。CPD を単なる義務と考え、安く時間のかからないコースのみを選択する。 虚偽、架空の研修により不正申告を行う。	CPD 参加による事務負担を嫌い、認可申請をしない。 CPD 教育機関、コースが不足する。 非公式教育機関の参入はない。	B/K の CPD は自社の利害には関係ないものと考え、無関心、非協力である。

また、CPD コースが初めて認可された 2004 年 10 月から 2005 年 7 月までの CPD コースの設置状況を考慮するとともに、CPD 教育機関へのインタビューにより現場から提起された問題点、提案、コメント等を反映した。具体的な提言は以下のとおりである。

## (1) CPD 参加インセンティブの強化

### 会計実務家に対する研修提供のインセンティブ強化

多くの会計実務家が CPD 研修講師となり、実務的な CPD コースを提供する状態が望ましい。多忙な会計実務家が CPD 研修講師となるためのインセンティブを設定する。例えば、以下の施策が考えられる。

- 現在、DBD で検討中の会計事務所表彰制度の中に、条件として、社内・社外に有用な CPD コースを提供していることを加える。
- 将来導入予定の CPA 向け CPD 制度の中に、CPA が B/K 向けの CPD 研修講師となった場合に CPD 単位認定する仕組みを盛り込む。講師側の研修効果も期待できる。通常、CPD 教育機関が行わなければならない関連事務については、CPD 研修講師の負担を減らすよう DBD、FAP 等で支援する。

## (2) CPD 参加負担の軽減

### 1) CPD 教育機関に対する負担軽減

#### ア) 地方研修における DBD と CPD 教育機関の協力

CPD 教育機関から、地方での研修開催は、受講者数、採算が不明のため実施しにくいとの問題が指摘された。DBD が CPD 教育機関に協力することにより、CPD 教育機関の地方研修を奨励することが出来る。例えば、DBD による地方セミナーの日時、場所、受講者数見込み等の情報を、事前に DBD が CPD 教育機関へ伝達する。この情報提供により、CPD 教育機関が受講者数見込み等を事前に把握でき、DBD セミナーの前後の日時に CPD 教育機関がセミナーを開催することを促す効果が狙える。(地方では研修機会が少なく、受講者は研修参加のために、隣接する県や遠くからやって来る場合が多い。)

#### イ) CPD 事務書類の電子保管

CPD 教育機関より、CPD 用法定書類の保管スペースの確保が重荷であり、書類の電子保管を認めてほしい旨の要望があった。DBD 通達によれば、法定書類の 5 年間の保存が義務付けられている。将来、多くの CPD 教育機関が直面する問題と考えられ、CPD 教育機関の負担を過大にしないために、書類の電子保管につき検討すべきである。一方、この電子保管を認めることで、不正（データ改ざんによる架空研修コースの証拠捏造等）が容易になされるような状態を招いてはならない。この対策としては、例えば、法定書類の電子保管を事前届出制にし、信頼できる CPD 教育機関のみに限るといった方策が考えられる。

### 2) B/K に対する負担軽減

#### ア) 自己学習の許容

DBD で準備計画中の CPD 自己学習コースの概要（2005 年 5 月現在）および調査団による提案は、以下のとおりである。

表 4-2 DBD の CPD 自己学習コース案および調査団による提案

趣旨	<p>(DBD 案)</p> <p>B/K にとって、より受講が便利な、且つより安価な CPD 研修コースを選択可能とすること。</p> <p>(調査団提案)</p> <p>CPD 教育機関の少ない地方の B/K への支援及び B/K に安価な研修コースを選択可能とすること。制度上、民間の CPD 教育機関がコースを提供するのが原則だが、民間の CPD 提供が十分に普及するまでの暫定的、例外的な措置と位置付ける。</p>
内容	<p>(DBD 案)</p> <p>受講者は、所定の学習論点を自己学習し、その後、全国の DBD でテストを受験し、所定の得点率を条件として、CPD 研修時間を獲得できる。</p>
学習論点	<p>(DBD 案)</p> <p>会計：会計基準、原価計算          監査：監査基準          会計職に関する法令：会計法、会計職法、商法、公開株式会社法、歳入法、証券取引法等</p>
テスト	<p>(DBD 案)</p> <p>制限時間 3 時間。難易度が低 20 問、中 20 問、高 20 問の計 60 問（所要時間 3 分/問）。マルチプルチョイス方式。</p> <p>(調査団提案)</p> <p>制限時間 3 時間。難易度が低 12 問、中 12 問、高 12 問の計 36 問（所要時間 5 分/問）。* 1 マルチプルチョイス方式。</p> <p>総合問題形式。個別論点ごとのテストではなく、例えば「会計基準-資産」、「会計基準-負債、資本、リース、時間価値等」、「商法、会計法、会計職法」等の適当に論点をグルーピングした総合問題方式とする。* 2</p>
研修時間	<p>(DBD 案)</p> <p>CPD 研修時間は、正答率 60% で 3 時間、80% で 4.5 時間を付与。</p> <p>(調査団提案)</p> <p>CPD 研修時間は、正答率 60% で 6 時間、80% で 9 時間を付与。CPD 研修時間の獲得・申告は、同科目につき 1 回のみ。ただし、テスト不合格（得点 60% 未満）の受講者には再受験、暦年ベースで計 2 回の受験を認める。</p> <p>CPD 電子申告システムを用いて、この規則の遵守状況（過去の申告科目履</p>

	歴) を自動チェックする。* 3
実施時期	(DBD 案) 毎年 1、3、5、7、9、11 月の年 6 回実施。 (調査団提案) 2005 年中に初回を実施。2005 年 12 月、それ以降は 3、7、11 月の年 3 回実施。テスト日時、場所は、遅くとも 1 ヶ月前に公表。* 4
受験料、 テスト会 場	(DBD 案) 受験料 200 バーツ。テスト会場は BBS と DBD 地方事務所が手配する。将来、 オンライン・テストの導入も検討したい。 (調査団提案) テスト会場は、BBS の指示の下、DBD 地方事務所が手配する。初回は、DBD バンコク本局および地方事務所約 20 ヶ所で実施。相対的に B/K の数が多いが、 現在、CPD 教育機関の所在しない県を選択する。北部 4 県、東北部 4 県、中 央部 4 県、南部 4 県のように地理的に分散させる。* 5 なお、当制度の位置づけを CPD 制度導入初期の暫定的措置と考えるのであれば、DBD 自らがオンライン・テスト・システムを開発する必要性は低い。

表 4-3 自己学習コースに対する調査団のその他の提案

範囲表、 推薦テキ スト	範囲表および推薦テキストを事前に公表すること。テキストは、各 DBD 地方 事務所それぞれに最低 1 冊常備し、希望者が簡単に購入できるよう整備してお く。* 6
本局と地 方との役 割分担	導入初期は、本局主導で当テストを運営し、徐々に地方へ作業を移管する。将 来は、民間業者への外注も選択肢。 主要な運營業務は、1. 自己学習・テスト内容の公示、2. テスト日時・場所等 の公表、3. 申込・受験料支払い事務、4. テスト作成(選定)・本局から地方へ の配送、5. テスト日当日の監督・テスト用紙回収・地方から本局への配送、 6. 採点・結果レポート作成、7. 受験者への結果報告から成る。 初回は、上記の 3 と 5 を地方支局が、その他業務を本局が分担する。* 7
今後の方 向性	必要最低限の CPD 自己学習コース提供を継続することと並行して、地方・低 所得の B/K の CPD 参加負担を減じるために、民間 CPD 教育機関参入のため の誘引提供、FAP との連携等の活動を行う。

提案の理由は以下のとおりである。

\* 1 \* 3

- 上記の趣旨から、地方・低所得の B/K に受け入れやすい、より簡易な条件とすることが妥当であるため。



- 資格試験、入学試験とは性質が異なること。テストそのものよりも、CPDのための自己学習のプロセスがより重要であること。
- 通常、3時間のテストに際しては、数倍の自己学習時間を要すること。
- テスト受験の心理的負担が大きいと考えられ、一般セミナー受講と比べた場合の不公平感、そこから生じるクレームはほとんどないと予想できること。
- タイの B/K の CPD 制度は国際的にみても厳しい制度であること。例えば、日本の公認会計士向け CPD 制度では自己学習につき、厳格な履修結果チェックは行われていない。

#### \* 2

- テスト開催回数を多くしすぎると、主催者である DBD のテスト問題・解答の多量のストック、メンテナンスが必要となる。

#### \* 4

- 上記\* 2の趣旨参照。また、注目される CPD 初回申告における研修機会を増やし、義務達成率を向上させるため。一方、この CPD 自己学習は、CPD 制度導入初期における救済措置・例外措置であるので、CPD 教育機関の活動を阻害しないという点から、テスト開催頻度は必要最低限にする。

#### \* 5

- 上記の趣旨参照。当プロジェクトの指標の1つである「CPD 教育機関の所在する県が全国で 30 県以上」に到達するよう、CPD 自己学習のテスト会場数（最低限）を算出した。2005 年 11 月現在の CPD 教育機関の所在する県は、16 県（24 団体）であり、この場合、CPD 自己学習テスト会場数は 14 県以上とする必要がある。

#### \* 6

- CPD のための自己学習のプロセスが重要であり、自己学習の範囲、教材を明確に示すことが望ましい。

#### \* 7

- 全国均一かつ信頼出来るテスト運営が成功の鍵となるため、導入初期は本局で運營業務の大半を管理する。

この CPD 自己学習コースは、地方の B/K、低所得の BK への支援の目的に加え、DBD が重要と考えるが、人気のない論点、どの CPD 教育機関も開催していない論点の研修を促す手段としても有効である。

日本の公認会計士協会では、公認会計士の CPD 用 CD-ROM 教材「公認会計士の職業倫理」を、全会員に無料配布している。（通常、自己学習用の CD-ROM 教材は、有料で各人が任意購入。）なお、この CD-ROM 講義の途中で暗号が表示され、各人は、全て視聴した証拠として、この暗号を CPD 申告時に記載しなければならない。

#### イ) インターネットに不慣れな B/K への支援

CPD 電子申告に必要なインターネットの取り扱いに不慣れな B/K が多数いることが懸念される。少なくとも 2006 年期初の初回 CPD 申告時には、DBD は以下の施策例により、インターネットに不慣れな B/K への支援を行うべきである。

- わかりやすいインターネット申告の手引きを作成し、B/K へ郵送する。
- 初回申告時期、全国の DBD オフィスにおいて B/K 向け電子申告スペース、入力アシスタント・サービスを提供する。
- ケース・バイ・ケースで B/K から紙ベースの申告を受け付ける。

### (3) 十分な CPD の制度広報

CPD 公表から約 1 年間が経過しているが、以下の事実から、依然、CPD を理解していない B/K が多数存在していると思われる。引き続き、関係者への十分な制度広報が必要である。

- 前述の CPD 教育機関へのインタビュー結果。
- CPD 電子申告等に際して使用するユーザー ID とパスワードの取得を、1 年以上前に DBD は全 B/K に対して要請しているが、その実際の取得数は、2005 年 6 月末で 37,823 人であり、2005 年 6 月 20 日現在の登録 B/K 数 67,353 人の 56% にすぎない。
- DBD によれば、CPD として申告可能な、DBD および FAP 等主催のセミナーに参加しながら、研修証明証を入手していない B/K が多数いる。

#### 1) 初回 CPD 申告に向けた B/K への制度広報

2006 年 2 月までに実施される初回 CPD 申告を円滑に実施するために、B/K および関係者への制度広報を強化する必要がある。

少なくとも、以下の内容を含む文書をすべての B/K、CPD 教育機関およびその他関係者に郵送することが望ましい。FAP と連携し、B/K の大半を占める FAP 会員（2005 年 6 月時の FAP の B/K 登録数は約 4 万人）に対する連絡手段、例えば会員向けニュースレターを利用することも考えられる。

- CPD 制度概要、CPD は B/K の義務である旨、年間 6 時間以上の履修が最低限必要である旨、義務違反の罰則、義務違反による不利益等。
- 電子申告方式が推奨される方法であること、そのために、ユーザー ID とパスワードが必要な旨、その受領方法。
- わかりやすい電子申告の手引き。
- CPD 申告可能な DBD、FAP 主催のセミナー一覧、受講者は研修証明証を入手できる旨、その入手方法。

## 2) 継続的な広報活動

DBD による B/K 向け E-mail ニュースレター、B/K 向け Web サイト等を利用した広報に加え、関係者を通じた以下の広報活動を実施する。

- FAP を通じた CPD 制度の広報。会員向けニュースレターへの記載、入会時の配布資料に記載すること等を依頼。
- DBD の B/K データベースのリスト（氏名、住所、E-mail アドレス等）を本人の承諾を得た上で、CPD 教育機関へ提供する。各 CPD 教育機関から B/K に対して CPD に関する情報提供を促す。
- E-mail 等を利用した CPD 教育機関との継続的なコミュニケーションを保持する。DBD からの広報依頼（上記の DBD 地方セミナー情報を含む）、指導等を発信できるとともに、教育機関から CPD コース変更情報、問題点、現場の声、悪徳業者の情報等を入手出来る利点がある。
- 歳入局へ CPD 広報の協力を依頼する。例）歳入局 Web サイト上に CPD 受講を奨励する旨、歳入局主催の税務研修時の広報等。

## (4) その他長期的な視野から検討を要する事項への提言

### 1) e-learning 施策案

現在、予算・技術等の制約、研修参加チェックの困難性等から、e-learning による CPD コースは実施されていない。しかし、地方の B/K に質量両面で十分な研修機会を提供する有効なツールであり、今後活用を検討することが望ましい。現状の制約を考慮した e-learning の第 1 ステップとしての施策案は以下のとおりである。

## e-learning 施策案

<p><u>目指す状態</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔教育、e-learning の技法を活用し、タイ全国でまずは量、次いで質的に十分な CPD コースが提供される状態。</li> <li>安価な CPD コース受講の機会が全国の B/K に提供されること。</li> </ul>	
<p><u>現状・制約</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔地では講師が希少、教材も不足。</li> <li>遠隔地ではコンピュータ普及にも遅れ。コンピュータ個人所有は少数、B/K の勤務先企業の協力があれば、研修のためにコンピュータが使用できる。</li> <li>現在の通信環境からは、インターネット常時接続方式は困難。</li> </ul>	
<p><u>施策のコンセプト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CPD の生の講義を CD-ROM に“缶詰”にする方式。(講師が説明する動画に合わせてスライド資料が表示される方式。)</li> <li>受動的な CD-ROM 教材の視聴だけでなく、重要論点ごとのミニテスト、専門用語定義検索、e-mail による質問等の機能を入れることにより、受講者からの働きかけ、理解度を高める工夫をする。</li> <li>地方 B/K 各人が自習した後、地方チューターがフォローする、自習方式および集合研修方式の併用方式。</li> </ul>	<p><u>メリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DBD 地方職員向け「コンピュータ化自習教材」の開発経験が活用できる。</li> <li>遠隔地 B/K の受講が容易。インターネット接続も不要。</li> <li>比較的、開発コストの低い方法である。</li> <li>論点に精通したインストラクターの時間的、場所的制約を軽減。</li> <li>チューター役となる地方の会計教育者の育成効果。</li> <li>研修参加証明が容易。</li> </ul>
<p><u>施策案</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>論点に精通したインストラクターによる講義を CD-ROM 教材化。</li> <li>インストラクターから地方チューターへの研修。 バンコクにて集合研修&amp;その後のメーリングリスト方式等による質問やり取り。</li> <li>教材を B/K 各人が自習。</li> <li>その後のチューターによる地域別 B/K 向け集合研修。 例) CD-ROM 教材一部再上映、ポイントの解説、質疑応答、ミニテスト等。複数論点を同日に開催。</li> </ol>	

また、将来の e-learning 基盤整備のために、上記施策に先立ち、会計関連講義のビデオ・ライブラリー化、関連資料のデジタル化を推進していくことが有用と考える。

### 2) 義務未達成者への措置

まじめにルールを守っている者が損と感じ、違反が増えていくという悪循環は、避け

る必要がある。法に従った罰則を課す、およびその罰則が実際に課された者がいる事実を DBD の Web サイト上で公開することで、牽制効果をもたせる。

実務的には、以下のような段階的措置を取る。例) 警告書の送付→ DBD の Web サイト上の氏名公表→ 所定の罰金。

将来、義務達成率が高度になった後には、警告を受けた後も CPD を受講しない者の B/K 資格取消を検討する。

なお、B/K 未使用企業に対しても同様の措置を講ずる必要があると考える。

## 4.2 その他の会計法執行改善のための提言

本件調査の目的は、会計法執行支援に関する DBD のキャパシティ・ビルディングであり、4.1 に記載した B/K の CPD 制度に関する提言を除き、提言をまとめることを目的とした特別な調査は実施していない分野もある。以下にまとめた提言には、調査団の主要な調査対象外ではあるが、業務の過程で気付いたことをまとめたものも含まれている。

### (1) DBD 及び BBS の業務運営に関する提言

#### 1) 業務の重点の再検討

法律の改正や国際的動向など、DBD を取り巻く環境の変化に留意し、その業務の範囲や重点を再検討することが望まれる。調査団は、現業分野から施策立案、会計職の個別規制から FAP を通じた業界規制へ、また FAP と協力した会計職の育成の企画、国際対応等に DBD の職務の重点を移していくことが望ましいと考える。

現在、DBD 内で会計法執行の中心となる BBS は、会計書類審査、会計相談業務といった企業に対する直接的な審査、相談、指導といった現業的職務を多く行っている。例えば、BBS の正規職員 58 名中、36 名が会計書類審査を担当する部署に所属し、実質的には全員が持ち回りで会計相談業務に関与している。政府機関が会計に関し、このような現業的職務を実施する国は非常に珍しく、調査団はタイ国以外の例を知らない。政府機関がこのような直接的な職務を実施しても、会計法の適用対象のごく一部に対してしか業務を実施することができず、会計法の執行状況の全般的改善に寄与することが難しい。例えば、法人数 47 万社に対して会計書類審査は毎年 7 千社程度しか実施しているに過ぎず、個々の会社の審査を行い、問題が発見された会社に個別に改善を求めるアプローチでは、会計法執行状況全体の改善に限界があることは明らかである。

タイ政府は、このような現業的職務はなるべく民間機関に移管するとの方針を持っており、その方針に従って 2004 年会計職法が施行されたと調査団は理解している。2005 年に会計職法の施行により成立した FAP に DBD が監査人の登録等の業務を移管し、会計・監査領域における DBD の業務範囲の見直しの重要な第一歩が既に採られている。今後はこの方針をさらに押し進め、DBD の業務の重点を過去の慣行にとらわれず大胆に見直すことが期待される。FAP が今後実務運営能力を増すことにより、このような業務移管の余地は広がっていくと思われる。以下に DBD が今後重点を置くべき具体的な施策に関する提案を述べる。

#### ア) 会計事務所の育成・能力向上

タイの SME の多くは会計事務所を利用しており、会計事務所の能力向上が SME の会計の向上には不可欠である。これらの会計事務所の多くは規模が小さく、経営基盤も確立していないことが多い。これらの事務所の育成・能力向上を DBD の主要な業務と位置づけるべきであろう。現在の法律上の制度は B/K の資格は個人に与えられ、個

人の能力開発を促す仕組みは、CPD 制度により確立された。しかし、会計事務所の職員には B/K でないものも多い。また、会計事務所は組織として顧客にサービスを提供しており、高い倫理意識を保ち、適切なサービスを実施していくには、品質管理や人事管理などを含む組織レベルの能力向上が必要である。

DBD では 3 年ほど前から会計事務所に対するセミナーを開催するなど、会計事務所の育成に乗り出しており、2005 年 3 月の BBS 組織変更後は BBS がこの職務を担当している。本件調査でも、2005 年 9 月に会計事務所経営者向けに上級研修コースを実施して大きな成果を得た。(3.6 (4) 参照)

会計事務所の適切なサービス提供は、本質的には企業の発展に資するものであるが、脱税や会社財産の私的流用等がしにくくなることから、適切な会計業務の実行を敬遠する経営者も多い。また、会計を単なる義務と考え、価格の安さにだけ注目して会計事務所を選定することも多く見られる。このように会計事務所のサービスは、市場の圧力により「悪貨が良貨を駆逐する」危険を常に孕んでいるものであり、タイの SME にサービスを提供している会計事務所が直面する問題もまさにその点にある。

この点を打破するためには、適切なサービスを提供する会計事務所が高い評判を得て、業務を拡大しやすくする「仕掛け」が有効である。DBD は外部関係機関と協力の上、このような仕掛けを作ることに注力することが期待される。DBD が取り組むことが有効と思われる具体的な仕組みや施策を例に挙げると、以下のとおりである。

- 優良会計事務所に対する表彰制度  
過去何度か DBD 内で検討されている。単に表彰するだけでなく、優良会計事務所の顧客が現実的に便益を受けられる仕組みを構築すると一層機能するであろう。日本で最近金融機関が実施している「融資条件の優遇」が非常に参考になるであろう。
- 会計事務所の業務や経営に役立つツールの提供  
本件調査で実施した会計事務所業務ガイドラインを発展させることが望まれる。
- 会計事務所間の連携の強化を促すこと
- タイの制度に合致したすぐれた会計ソフトの開発を促すこと  
この 2 点については、2005 年 9 月の会計事務所経営者向け研修コースで紹介した日本の TKC の事例が参考になるであろう。

#### イ) 国際的動向のタイ国内への紹介、および国際活動への参加

会計、監査分野は国際的動向に大きな影響を受ける。会計・監査の監督機関として、国際的動向に関心を配り、それらをタイ国内に紹介することは、DBD の主要な責務で

ある。

本件調査では、3.6 に記したように、SME 会計基準、XBRL などの最新の国際的動向のうち、タイにとって重要性が高いものを紹介するセミナーを開催した。今後も DBD は FAP と役割分担しつつ、国際的動向を紹介していくことが望まれる。また、タイ国政府を代表して、タイ国の制度や状況を外国に発信していくことも望まれる。そのためには、職員の英語力の強化は必須であろう。

## 2) 会計書類審査業務

### ア) 会計書類審査の目的の明確化と将来像

2 年間の協力期間を通じ、調査団は DBD の幹部及び BBS 職員の間で、会計書類審査業務の目的に関して共通の認識がないと感じた。法律の規定があるから審査するというだけではなく、法律の規定がなぜ設けられ、何を実現することを期待しているのかを明確にし、組織内で共通の認識とすることが必要である。

調査団は以下の理由から、会計書類審査の目的は、企業、B/K、CPA に対する牽制効果、並びに悪質な事例の摘発による一罰百戒効果にあると考えている。この効果を上げるためには、審査対象の拡大と悪質な違反の摘発に注力した審査手法の確立が不可欠である。

前述したように、DBD の会計書類審査に類似する業務を政府機関が実施している例は、外国にはほとんどないと思われる。タイでは、大部分の法人が CPA の監査を受けることが義務付けられており、本来的には CPA 監査により提出された財務諸表の適正性を担保することが可能である。

また、調査団は、多くの BBS 職員が挙げる「企業への指導」は会計書類審査の目的とは成り得ないと分析している。むしろ、このような指導機能を会計事務所に担わせるための施策の実行が、DBD/BBS の役割であろう。

調査団は、タイで CPA の数が十分でないことなどから、CPA 監査が会計法で期待された本来の役割を十分果たしていないと認識している。このような現状を鑑みれば、調査団は DBD が実施する会計書類審査業務は、その実施方法を改善すれば大きな意義があると考えている。しかし、今後のタイ国の会計実務の向上や CPA 監査の充実が行われるに従い、このような業務は将来的には縮小可能と考えている。

### イ) 審査手法の改善による審査会社数の増加

現在、会計書類審査業務は、個々の会社が会計法や関連通達に準拠して帳簿を記入しているかなど、非常に細かい部分までチェックを行っている。現在 DBD が持つリソースを考慮すれば、重要性の高い部分にチェック項目を限定し、審査する会社数を増やす方が効果的と考える。仮に年間審査法人数の目標を 5 万社(財務諸表提出法人の約 20%)とした場合、単純に計算すれば 1 社当たりの平均審査時間を現在の 7 分の 1 に短



縮する必要がある。調査団は、この考え方に従ってクイック・インスペクションを提案し、その試行の支援を行ってきた。その結果、審査対象会社の抽出方法は大きく改善されたが、抽出された会社に対する審査方法は従来の方法が踏襲されたため、審査対象会社数を大幅に増加させるに至っていない。

#### ウ) クイック・インスペクション・プログラムの地方での会計書類審査への適用

クイック・インスペクションはパイロット段階であるため、中央での審査にのみ適用した。今後、地方での会計書類審査にも活用することが望まれる。BBS がクイック・インスペクション・プログラムを使い審査対象会社を抽出し、各地方事務所に通知する方法が考えられる。

#### エ) クイック・インスペクション・プログラムの他分野での活用

クイック・インスペクション・プログラムは、財務データをはじめとする様々な条件による法人を抽出するプログラムであり、会計書類審査だけでなく、施策立案に必要な様々な情報を抽出することが可能である。例えば、以下のような場面で適用することができる。

- 監査対象会社数の把握

会計法により、小規模のパートナーシップが監査を免除された。現在 DBD はパートナーシップのうち、監査を義務付けられている企業数が何社であるか把握していない。会計法の免除規定に従った抽出基準をクイック・インスペクション・プログラムに適用することにより、少なくとも財務諸表提出会社に関しては正確に把握することができる。

- 休眠会社数の把握

休眠会社をどのように定義するかが問題であるが、例えば 2 年間売上高がゼロである企業を休眠会社と考え、その数を把握することは可能である。

### 3) 会計相談業務

#### ア) E-mail ニュースレターの購読者数の増加

サーバーの増強とメールの自動送信システムの採用により購読者数を飛躍的に増加させる。6 万 9 千人の B/K を主たるターゲットと考えれば、2-3 万人程度を当面の目標とすることが考えられる。

#### イ) 会計基準の適用上の問題に関する回答における役割分担（長期的課題）

DBD は FAP に対して会計相談業務の充実を促し、今後相談内容に応じた役割分担を FAP と進めていくことが望まれる。

会計基準の適用に関する企業の質問は、本来その企業に会計サービスや監査を実施

する会計事務所が答えるべき問題であろう。その企業に関する知識があるため、多くの場合、DBD よりも的確に答えることが可能である。現状では、企業が追加費用を会計事務所に支払うことを嫌い、DBD へ質問している面もあると思われる。加えて、タイ国民は政府機関を信頼する傾向がある。DBD では、会計基準に関する質問への対応を行わないことは批判を招くため、外部民間企業への委託等はできないと考えている。しかし、DBD が無料サービスを充実させることは、会計事務所の業務拡大を阻害してしまう恐れもある。また、会計事務所（B/K、監査人）が DBD に質問してくるケースも想定されるが、会計実務家が判らない事項に対して、会計実務に従事していない BBS 職員が的確に回答することは難しいであろう。

以上を考えると、1) 企業からの質問は会計事務所が回答し、2) 会計事務所からの質問は、経験豊富な会計実務家を起用して実施する体制が望ましい。また、2) の実施は、会計職法の趣旨に照らせば、DBD よりも FAP が実施することが適当であろう。会計法によりすべての法人に B/K の使用が義務付けられており、会計職法により B/K は FAP の会員となる（又は登録する）ことが義務付けられている。FAP が会員に対するサービスとして充実した会計相談業務を構築すれば、B/K を仲介としてすべての法人がサービスを楽しむことができる。しかしながら、FAP の機能はそのような役割を担うまでには至っていないため、DBD が当面の間会計相談業務を継続して行い、FAP の体制強化を支援していくこととなる。

#### 4) 情報の収集と活用

調査団は、調査の過程で会計法執行状況の把握、または改善に必要な情報が DBD で適切に収集・活用されていないと感じることが多くあった。データの収集基準や精度が担当者が代わるごとにより変わり、経年的な変化を捉えることができない事例（相談業務の件数等）や、DBD 内の BBS 以外の部署が担当する業務の情報を、会計法執行の中心である BBS が把握していない事例（財務諸表の提出状況、会計法に関するペナルティーの付与件数等）と感じる場面にも多く遭遇した。収集した情報の共有と活用が十分行われていないため、担当者がなぜそのような情報を収集するのかを理解していないことや、どの部署が、あるいは誰がどのような情報を作成し、誰に報告しているのかを職員の多くが知らないことがその原因と思われる。また、DBD 内でも部署間での情報のやり取りのためには、部署長を通さなければならない制度も、DBD 内での情報共有を妨げている原因であろう。

また、会計学士プログラムを持つ大学の定員数など、施策立案に不可欠と思われる情報を DBD が保有していない点も改善が必要と思われる。今後 DBD が業務の重点を施策立案や企画に移していくにあたり、このような情報の欠如は大きな問題となろう。業務執行から施策立案へ業務が移行しつつあることに対して、職員の意識の変革がまだ十分でないことがその背景にあると思われる。

## 5) 財務諸表未提出会社へのアプローチ

会計法に対する最も重大な違反の一つは、財務諸表を DBD に提出しないことであろう。財務諸表の受理や未提出者に対する対応は、調査団の直接的な協力部署である BBS の管轄ではないため、本件調査ではその解消に関する支援は実施していない。しかし、半数近くの法人が財務諸表を提出していない現状は、非常に重大であり、財務諸表を提出した会社に対する審査以上に重点的に取り組むべき課題と考えられる。タイの会計制度は、すべての法人が財務諸表を DBD に提出し、誰もがそれを閲覧できることを基本にしており、未提出の横行はこの制度を根本から揺るがすものである。

現在は、提出キャンペーンや警告書の送付、提出遅延者に対する罰金により対応が行われている。未提出の原因は DBD にて詳しく分析されていないが、休眠状態にある、税金を払いたくない、単に無視している（以上のケースは、歳入局に税務申告も行わない）、歳入局には提出するが DBD には出さなくともペナルティーが来ることがないため出さない、といったものが主たる理由であろう。これだけ未提出者が多い現状では、未提出企業に対する個別のアプローチには限界があり、制度的な対応が必要であろう。

歳入局への税務申告書提出時に、DBD への提出状況をチェックする制度や、財務諸表を DBD 経由で歳入局に提出する制度を導入することにより、歳入局へ提出しているが DBD へ提出しない法人の存在を防ぐことができる。

また、DBD に財務諸表を提出しないと、法人の業務運営上支障が生じる仕組みを構築することが、未提出対策には大変有効であろう。例えば、他の政府機関と連携し、政府への様々な許認可の申請等において、DBD への財務諸表提出を要件とすることが考えられる。現在も、外国人の就労ビザや労働許可証の申請に当たっては、DBD への財務諸表提出状況が確認されるため、外資系企業が財務諸表を未提出であるケースは非常に少ないはずである。

## (2) DBD 又は BBS の組織に関する提言

### 1) BBS 職員の他部門への異動・ローテーション

BBS 職員の大部分は会計学士であり、会計の専門職として採用後、長期間 BBS に留まる。今後、BBS 職員の業務内容が現業的専門職から施策の企画・立案に移行する場合、職務経験の幅が狭いことが能力開発上の問題となる可能性が高い。調査団は、調査や研修を実施する過程で、BBS 職員が DBD 内であっても他部署の業務に対する知識や関心が低いことを感じている。また、このような会計知識のある職員の他部署への移動は、BBS 職員の能力向上のためだけでなく、異動部署の業務にも有効である可能性が高い。会計はビジネスの基本知識であり、会計的な素養がある人材は会計を直接担当しない部署でも必ず必要であると思う。

また、逆に BBS の業務内容が施策の企画・立案に移行する場合、BBS 職員の大多数が会計専門職である必要はなくなるであろう。むしろ他の専門分野の人間が入ることによ

る異なる考え方の交差が新しい発想を生む効果が大きい。

## 2) 非正規職員の人事考課と処遇への反映

非正規職員は 1 年単位の契約であり、更新により何年勤務しても勤務条件は変わらない。非正規職員の人事考課が処遇に反映されないことがモチベーションを下げている可能性が高く、高い離職率に繋がっていると思われる。非正規職員の人事考課による昇給制度や正規職員への移行制度を作ることにより、モチベーションの高揚が図れると考える。

## 3) 会計実務経験者の採用の推進

会計は非常に実務的な専門領域であり、民間での会計実務の経験が、会計専門家としての成長に非常に有効である。民間で実務経験を積んだ会計専門家を BBS 職員として一定数採用することは、BBS の業務実施能力を高めるであろう。しかし、現在は、採用時に処遇の決定において、学歴と他官庁の公務員としての経験は考慮されるが、民間企業での実務経験は一切考慮されていない。このような制度では、民間で実務を経験した有能な人が DBD に応募するインセンティブが極めて低い。民間での実務経験を採用時の処遇に適切に反映する制度が望まれる。

調査団は、この問題は DBD 固有の問題ではなく、タイの公務員制度に共通の問題であると認識している。

## 4) IT 利用環境の改善

調査団は、2 年間の業務を通じて BBS の IT 環境が十分でないと感じている。職員の利用する PC の多くは共同利用であり、また、e-mail アドレスも全員には割り当てられていない。職員には無料のフリーアドレスを利用しているものも多い。このような環境のため、PC 利用能力も職員間で大きな個人差がある。少なくとも正規職員には 1 人 1 台体制を確立するとともに、商務省のドメインの e-mail アドレスを全職員に割り当てることを早期に達成することが望ましい。また、利用ソフトのバージョンが不統一となっており、これらの統一も効率的な運用には有効である。

## (3) 会計、監査に関する制度、政策に関する提言

### 1) 小規模会社に対する監査の免除

法律上 CPA 監査を義務付けられている法人が 20 万社以上あるのに対し、CPA が約 6 千人しかおらず、両者のアンバランスがタイ国の監査の質の向上を妨げていると調査団は考えている。このアンバランスを解消することが、監査の質を向上するためには不可欠であり、次の理由から、主として小規模法人の監査を免除することにより実現すべきと考える。

- ア) 小規模企業は財務諸表の利用者が非常に限定されており、監査のコストに見合うベネフィットがあるかどうか疑問であること
- イ) 急激な CPA 数の増加は質の低下をもたらしかねないこと。
- ウ) 2000 年会計法で、すべての法人に一定の会計知識が必要とされる B/K の使用を義務付けており、監査に代わり得る制度上の処置が既に採られていること。

タイ国では、すべての法人が CPA 又は税務監査士の監査を受ける必要がある。2000 年会計法により小規模パートナーシップの CPA 監査が免除されたが、歳入局が税務監査士制度を設け、会計法により CPA 監査の免除を受ける法人に対し、CPA 又は税務監査士による税務監査を義務付けたため、会計法が意図した小規模パートナーシップの負担の軽減は、ほとんど実現されていない。

タイのように原則としてすべての法人が監査を受ける制度は、旧英連邦諸国を中心に広く存在する。しかし、それらの国々では監査を行う公認会計士等の職業会計人の数が非常に多いのが特徴であり、公認会計士数が約 6 千人のタイとは状況が大きく異なっている。また、英国では現在、EU 指令に合わせて小規模株式会社に対する監査を免除しており、先進国ですべての法人に監査を義務付ける国はほとんどない。

民商法典にすべての株式会社が監査を受けることが定められていること、また歳入法典にも会計監査の規定があることから、これらの法律を変えるという政治的に困難なプロセスを経なければ、調査団の提案が実現しないことは理解している。しかし同時に、この問題を放置して、タイの監査実務の向上が難しいことを強く感じている。

もちろん、タイの監査の向上のためには、CPA 数の着実な増加と質の向上も併せて行う必要があることも強調したい。

## 2) CPA 監査の質の向上

CPA 監査の質の向上に不可欠であり、IFAC の基準でも定められている CPD 制度と品質管理レビュー制度の導入を早期に図ることが期待される。特に CPD 制度については会計職法により FAP が実施することが定められており、早急に実施する必要がある。また、品質管理レビュー制度の前提として、監査事務所に品質管理システムを導入することを義務付ける「品質管理基準」の作成が必要である。<sup>18</sup>

IFAC の基準に定めるこれらの制度がタイ国に存在しないことが、タイの監査制度の国際的な信任を妨げている。現在 IFAC は会員団体が会員としての義務 (IFAC 基準の遵守) を達成しているかを評価するプログラムを開始している。この観点からも FAP はこの問題に早急に取り組む必要がある。

---

<sup>18</sup> タイでは監査人資格は個人に与えられ、監査の責任を個人が負う法律上の建前であった。会計職法により法人としての監査事務所の法的責任が明確化され、監査事務所が品質管理システムを導入する必然性が高まっている。

### 3) 会計職法の着実な執行

2004年に会計職法が施行されたが、関連省令等が整備されていないこともあり、その運用がまだ十分行われていない。これらの執行を着実に図っていくことが必要である。その中心となるFAPは、取り組まなければならない業務が山積みであり、専属職員を拡充するほか、課題に優先順位をつけて実施することが肝要である。FAPが取り組む必要がある事項を列挙すると以下のとおりである。

- ア) CPAのCPD制度の導入
- イ) 監査の品質管理基準の作成と品質管理レビュー制度の導入
- ウ) B/Kの登録の徹底とDBDへの2重登録の解消
- エ) XBRLの導入への主導的な役割
- オ) 会計相談業務など、会員サービスの拡充
- カ) 国際的な活動への積極的な関与（IFAC、IASBの活動への活発な参画、アジア太平洋会計士連盟（CAPA）への加入<sup>19</sup>など）

会計職法はすべての会計職業を規制する法律であり、CPAとB/Kの他に勅令で定める会計職もすべてFAPに登録することが想定されている。今後、FAPの体制が整い次第、システム監査人や内部監査人などの会計職も勅令によりFAPへの登録を義務付けていくことが期待される。また、歳入法上の制度である税務監査士の業務は実質的にはCPAと同じであり、会計職法の趣旨に照らせば、当然、FAPに登録を義務付けるべきと考える。

### 4) XBRLの導入

XBRLは近年注目されている財務報告用のコンピュータ言語であり、事実上の世界標準と言ってよい。XBRLの紹介は本件調査の主要な成果の一つであり、2005年11月に東京で行われたXBRL第12回国際会議にSETが代表を派遣したことは、XBRLの導入に向けての大きな前進である。

今後は早い段階から多くの関係者の参加を得て予備ジュリスディクションを設立し、XBRLインターナショナルとの接触を保ち導入への準備を進めることが肝要である。多くの国では、その中立的立場と民間組織としての機動性から会計士団体が中心となってXBRLの推進団体を結成している。その観点からタイではFAPが中心となるのが最も適当と考える。DBDをはじめとする政府機関は、自らの担当分野への採用を視野に入れ、活動を財政・人的面で支援することが望まれる。

調査団は次のような分野にXBRLの適用が有効であると考えられる。

- ア) SETにおける電子開示

---

<sup>19</sup> 現在FAPはIFACに加盟しているが、その地域機構であるCAPAには加入していない。IFAC会員団体としての義務を達成していない加盟団体は、地域機構が支援により段階的に能力向上を図ることが予定されている。FAPがCAPAに未加盟な状態では必要とされる支援を受けるに際し支障が出てくるものと思われる。

- イ) DBD へ提出するソー・ボー・チョー3 書式
- ウ) DBD に提出する財務諸表
- エ) 歳入局への電子申告

ア) に関しては、SET が時価総額上位 50 社へのパイロット適用を構想している。対応能力の高い大企業を中心としたパイロットの実施は、良いスタート方法であろう。

XBRL の導入には、TAS に合致したタクソノミーの開発が不可欠であるが、TAS は IFRS とほとんど同一であるため、IFRS のタクソノミーをベースとして開発することが有効と考えられる。

#### 5) SME 向け会計基準の開発

SME が、上場企業に焦点を当てて開発された TAS を遵守することは困難であり、SME 向けの会計基準の開発が急務である。現在は、一部の会計基準の適用を公開株式会社以外に免除することにより対応している。しかし、このような方法は、①SME の負担が十分軽減されない、②SME にも不可欠な基準が適用を免除されてしまう、という問題がある。IASB でも SME 向けの会計基準を開発中であり、本件調査でもその紹介を目的としたセミナーを実施した。(3.6 (1) 参照) また、日本で中小企業庁が中心になって中小企業の会計に関する指針を策定したことは、BBS 職員研修でも取り上げた。(3.5 (4) 参照) DBD は今後の参考のために、日本の「中小企業の会計に関する指針」(2005 年 8 月公表) をタイ語に翻訳する準備を進めている。

タイで SME 向け会計基準を最初から開発することは、現実的には難しく、IASB の開発する基準や、日本など他国での事例を参考に、タイの SME 向け会計基準を設定することが現実的な選択肢であろう。その場合、現在進行中の IASB のプロジェクトに、タイの関係者がコメントレターの提出や円卓会議への出席を通じて参加していくことが望まれる。IASB では、SME 向け会計基準プロジェクトにアドバイザー・パネルを設置しているが、タイから同パネルに参加しているものがないのは大きな問題であろう。

#### 6) 会計法や関連制度の実態にあった見直し

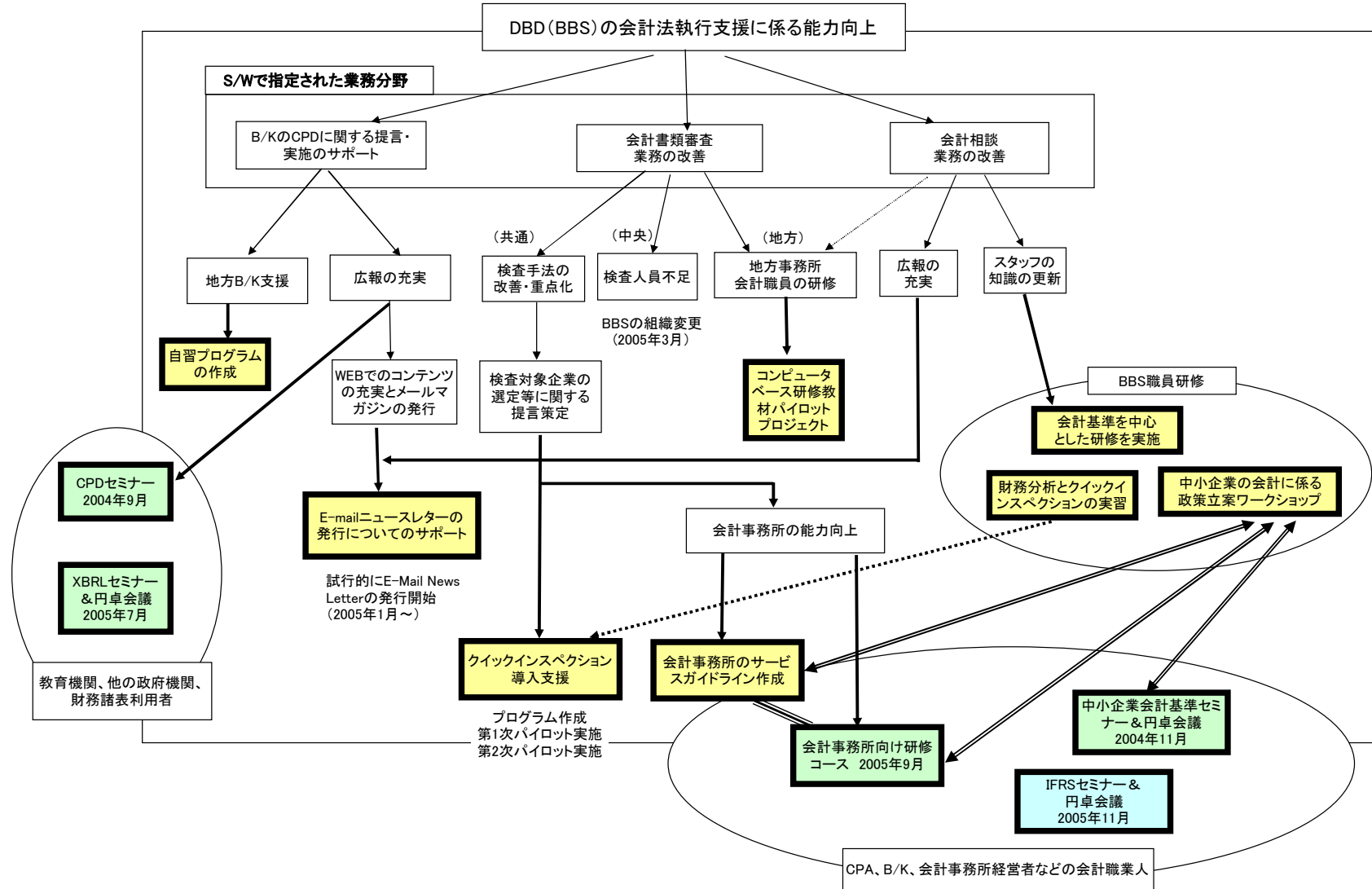
会計法他関連制度は、非常に細かい帳簿の記帳方法や記帳時期までも定めていることが多く、また違反に対する罰則規定もある。その中には、遵守することが実務的に難しい規定も多く含まれている。(2.1 (3) 参照)

このような制度を見直し、実態にあった規定にすることが必要である。また、会計法上の規定と税務上の規定との間に不整合があると、実務的な対応が難しくなるため、両者の整合性の確保に留意を図ることが望ましい。

# 付 録



### 会計法執行支援調査 サブプロジェクト業務関連図



付録 2

調査団の構成と分担業務内容

氏名	担当	業務内容
関川 正	総括／会計監査 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査全体の総括・指揮・監理</li> <li>JICA への報告・連絡</li> <li>BBS との協議・調整</li> <li>関係機関との連携</li> <li>ワークショップの開催</li> <li>報告書のとりまとめ</li> </ul>
鹿子木 基員	副総括／人材育成 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括の補佐</li> <li>BBS 職員のトレーニング（主担当）</li> <li>会計書類審査及び会計相談業務の業務改善効果の評価</li> <li>コンピュータ化自習教材のモニタリング</li> </ul>
山田 信之	会計監査 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計書類審査業務改善（副担当）</li> <li>BBS 職員のトレーニング</li> <li>クイック・インスペクション導入支援(副担当)</li> <li>会計事務所サービスガイドライン作成（副担当）</li> </ul>
井上 慶太	中小企業における会計 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計書類審査業務改善（主担当）</li> <li>BBS 職員のトレーニング</li> <li>クイック・インスペクション導入支援(主担当)</li> <li>会計事務所サービスガイドライン作成（主担当）</li> </ul>
Sirintip Tongta	中小企業における会計 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計相談業務改善（副担当）</li> <li>CPD 改善提案業務（副担当）</li> <li>BBS 職員のトレーニング、外部セミナーの講師</li> <li>その他現地情報収集</li> </ul>
松村 高志	人材育成 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPD 改善提案業務（主担当）</li> <li>BBS 職員のトレーニング</li> <li>E-mail ニュースレター発行支援（主担当）</li> </ul>
河本 和行	会計法	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計相談業務改善（主担当）</li> <li>BBS 職員のトレーニング、外部セミナーの講師</li> <li><u>E-mail</u> ニュースレター発行支援（副担当）</li> </ul>
安藤 由美子	業務調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロジスティック業務</li> <li>ワークショップ、セミナーの開催支援</li> <li>報告書作成支援</li> <li>精算業務</li> </ul>

## 1. キャパシティ・ビルディング・チーム (CBT) 名簿

Ms. Chutamanee Yodsaeng	CBT leader Trade officer	Accounting System & Standard Development Group
Ms. Jirada Pongpun	CBT sub-leader Trade officer	Accounting System & Standard Development Group
Ms. Sorada Hertharpachit	Trade officer	Corporate Governance Group
Ms. Supaporn Boontan	Trade officer	Education & Technology
Ms. Sornpana Sinuankhan	Trade officer	Accounting Inspection Group 6 (Special area)

## 2. CBT の活動

- 第 1 回 CBT (2004 年 1 月 27 日)  
インセプションレポート記載の CBT の使命・活動などを確認
- 第 2 回 CBT (2004 年 4 月 27 日)  
これまでの業務改善にかかわる調査結果を説明および DBD 主催地方 B/K セミナー計画について説明。
- 第 3 回 CBT (2004 年 5 月 6 日)  
JICA チームから、導入セミナーの際に実施した試験及びアンケートの結果を報告したモデレータのやり方・資料を共有して、グループ・ディスカッションの準備を行った。
- 第 4 回 CBT (2004 年 5 月 14 日)  
次の現地調査で行う BBS スタッフ用トレーニング・プログラム案を示し、重点分野の絞込みなどに関して意見交換。グループ・ディスカッションで行った問題分析の簡単なレビュー及びフリーディスカッションを行った。
- 第 5 回 CBT (2004 年 7 月 30 日)  
7 月、9 月の職員研修案について討議
- 第 6 回 CBT (2004 年 9 月 23 日)  
パイロットプロジェクト進捗状況報告
- 第 7 回 CBT (2004 年 11 月 18 日)  
次年度の職員研修について討議、およびカウンターパート研修報告
- 第 8 回 CBT (2004 年 11 月 25 日)  
BBS 職員研修について議論
- 第 9 回 CBT (2005 年 1 月 19 日)

2005 年度職員研修案について議論

- 第 10 回 CBT (2005 年 4 月 26 日)

BBS の動向と XBRL セミナーについて

- 第 11 回 CBT (2005 年 6 月 22 日)

XBRL セミナーと 9 月会計セミナーについて

- 第 12 回 CBT (2005 年 9 月 12 日)

本調査成果確認、職員研修進行、会計事務所セミナーについて

## 付録4

## PDM-タイ執行国会計法支援開発調査（第二次案）

対象地域：タイ国全域

期間：2003年12月～2005年12月

ターゲットグループ：商務省に会計書類を提出する企業

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
<b>上位目標</b> タイ企業の会計法遵守状況の改善	<ol style="list-style-type: none"> <li>2009年の会計書類の2010年5月現在の未提出割合が30%以下になる。<sup>1</sup></li> <li>2009会計年度の会計書類審査において、会計法違反が発見されない企業の割合が30%以上になる。<sup>2</sup></li> <li>2010年末のB/Kの未登録企業の割合が20%以下になる。<sup>3</sup></li> <li>2008-2010年のB/KのCPD受講義務達成率が80%以上となる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>会計書類の提出記録</li> <li>会計書類審査業務の記録</li> <li>B/Kデータベース</li> <li>CPDの受講記録</li> </ol>	
<b>プロジェクト目標</b> 商務省企業開発局企業監督課(BBS)の会計法執行能力の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>2005会計年度の会計書類審査件数が、7,000件以上になる。<sup>4</sup></li> <li>2005年9月において、2004年7月時点と比較して、BBS職員が自信を持って会計相談業務を行うことができる。</li> <li>2005年9月末までに認定されたCPDコースへ30,000人以上が参加する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>会計書類審査業務の記録</li> <li>BBS職員へのアンケートインタビュー</li> <li>CPDの研修認定の記録</li> </ol>	景気が極端に悪化しない。
<b>成果</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>Bookkeeperの継続的能力開発(CPD)に関して有効な提言が行われる。</li> <li>BBSの会計書類審査業務の効率化が達成される。</li> <li>BBSの会計相談業務の効率化が達成される。</li> <li>BBS職員の能力が向上する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. CPD（第一次2004年8月）に有効な提言が行われる。</li> <li>1-2. CPD（第二次2005年12月）に有効な提言が行われる。</li> <li>2. 会計書類審査業務(財務書類審査)に電子データを活用できるようになる。</li> <li>3. 2005会計年度の会計相談業務に関するWebの閲覧件数が2003年度比でxx%増加する。</li> <li>4. BBS職員の能力水準が5段階評価(A-E)でC以上がxx%となる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. CPD報告書</li> <li>1-2. ファイルレポート</li> <li>2. BBS記録</li> <li>3. BBS記録</li> <li>4. BBS職員の能力評価結果(EV2)</li> </ol>	BBSの組織、職務、人員に大きな変更がない。
<b>活動</b> 活動1) B/KのCPDに関する提言の作成 1-1) CPDに関する第一次提言の作成(2004年7月) 1-2) CPDワークショップ1の開催(2004年9月) 1-3) 研修機関及び研修コースの認定の支援 1-4) CPDワークショップ2の開催(2005年5月) 1-5) CPDに関する第二次提言の作成(2005年9月) 活動2) 会計書類審査業務改善 2-1) 実態把握と業務分析 2-2) 改善提案の作成 2-3) 改善提案の実行 活動3) 会計相談業務改善 3-1) 実態把握、業務分析、原因分析 3-2) 改善提案の作成 3-3) 改善提案の実行 活動4) BBS職員のトレーニングの実施 4-1) トレーニング計画の立案 4-2) 初歩レベルのトレーニングの実施 4-3) アドバンスレベルのトレーニングの実施 活動5) その他会計法の執行改善に資する活動 5-1) 会計法ワークショップ 5-2) 企業経営者向けセミナー 5-3) 経理担当者向けセミナー	<b>投入（日本側）</b> ・調査団員8名（約58M/Mを予定）及び調査経費 ・セミナー・トレーニング開催費用	<b>投入（タイ側）</b> ・キャパシティビルディングチームの編成 ・プロジェクトへのBBS職員の参加 ・JICAチームへの活動場所の提供 ・地方セミナー実施のためのBBS職員の出張経費	関連機関の活動への賛同が得られる。  <b>前提条件</b> 治安上の問題が発生しない。

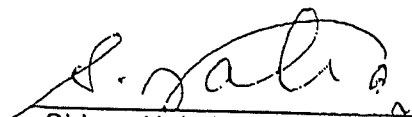
<sup>1</sup> 2002年度財務諸表の2004年5月現在の未提出割合は約46%<sup>2</sup> 2003年会計年度(2002年10月～2003年9月)では約14%<sup>3</sup> 2004年4月現在の未登録割合は約35%<sup>4</sup> 2003年会計年度は、5,500件実施

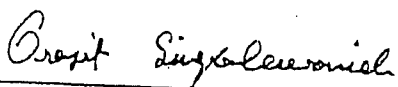
付録5

SCOPE OF WORK  
FOR  
THE CAPACITY BUILDING  
FOR  
IMPLEMENTING ACCOUNTING SYSTEM  
(TA FOR IMPLEMENTING THE ACCOUNTING ACT)  
IN  
THE KINGDOM OF THAILAND

AGREED UPON BETWEEN  
DEPARTMENT OF BUSINESS DEVELOPMENT  
MINISTRY OF COMMERCE  
AND  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Bangkok, October 9 , 2003

  
Shinya Nakai  
Resident Representative  
Thailand Office, Japan International  
Cooperation Agency  
Japan

  
Orajit Singkalavanich  
Director-General  
Department of Business Development,  
Ministry of Commerce  
Kingdom of Thailand

## I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of the Kingdom of Thailand (hereinafter referred to as "GOT"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") decided to conduct a [Development Study for Capacity Building for Implementing Accounting System (TA for Implementing the Accounting Act)] (hereinafter referred to as "the Study") with the Department of Business Development, Ministry of Commerce (hereinafter referred to as "DBD") in accordance with the Agreement on Technical Cooperation between the GOJ and the GOT signed on 5th November, 1981.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the GOJ, will undertake the Study in close cooperation with the relevant authorities concerned of the GOT.

DBD shall act as a counterpart agency to the Japanese study team and also as a coordinating body in relation with other relevant organizations for the smooth implementation of the study.

The present document sets forth the scope of work for the Study.

## II. OBJECTIVES OF THE STUDY

Providing appropriate financial information in business is important to the economic development of the country, in terms of realizing access to the finance, better business management planning and corporate governance. In this sense, GOT has been attempting to develop proper accounting system in Thailand. The objective of the Study is to facilitate implementation of accounting acts and related regulations and to enhance the capacity of the staff of the Bureau of Business Supervision (hereinafter referred to as "BBS"), DBD who is in charge of supervising the bookkeeping of businesses. In order to achieve the objectives, the Study will include:

1. Implementation of capacity building of the staff of BBS
2. Recommendation on improving services provided by DBD

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature: Asoit Sumpelwath]*

### III. SCOPE OF THE STUDY

1. Review current situation of accounting system in Thailand (Collecting information)
  - 1-1. Review policies, measures and programs concerning accounting system
  - 1-2. Review businesses' and bookkeepers' compliance with accounting related laws and standards
  
2. Study and analyze activities of BBS/DBD
  - 2-1. Study and analyze the service activities of each group in BBS/DBD
    - Inspection and auditing of financial statements submitted to DBD by companies
    - Consultation service in relation to implementing Accounting Act
    - Continuing Professional Development for bookkeepers (including preparation of this program)
    - Other activities, if necessary
  - 2-2. Evaluate the achievement of these activities
  
3. Capacity building of DBD
  - 3-1. Provide suggestions and recommendation on capacity building of BBS/DBD staff for those activities described in the above section 2-1.
  - 3-2. Carry out the above capacity building of BBS/DBD by ways of
    - Seminars
    - Exercising (On the Job Training)
    - Other effective methods, if applicable.
  - 3-3. The capacity building program includes development of curriculum and training courses and provision with training materials and manual, if necessary.
  - 3-4. Give advice and recommendation on the improvement of the services of DBD (described in the above section 2-1.), including the improvement of the compliance of related stakeholders with accounting related acts and standards.

*S. P.*

*Pravit Sujalauw*



#### IV. WORK SCHEDULE

Duration of the Study is about two years, starting from the middle of December, 2003. The details shall be discussed with the submission of Inception Report. The tentative schedule of the Study is attached as the Annex.

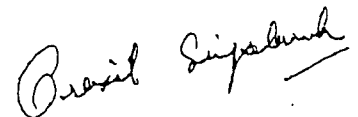
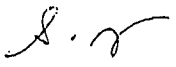
#### V. REPORTS

JICA shall prepare and submit the following reports in English and the Final Report in Thai to the GOT.

- (1) Ten (10) copies of the Inception Report  
(at the beginning of the Study)
- (2) Ten (10) copies of the Progress Report  
(at the intermediate stage of the Study)
- (3) Ten (10) copies of the Interim Report  
(at the latter stage of the Study)  
Thirty (30) copies of the Draft Final Report  
(at the final stage of the Study)
- (5) Thirty (30) copies of the Final Report  
(after completion of the Study)

#### VI. UNDERTAKING OF THE THAI AUTHORITIES CONCERNED

1. Specific privileges and other benefits to the Japanese Study Team (hereinafter referred to as "the Team") necessary for the conduct of the Study will be provided in accordance with the Agreement on Technical Cooperation between the GOJ and the GOT signed on November 5, 1981.
2. The DBD shall act as the counterpart agency to the Team. The DBD shall also act as the coordinating body between the other governmental and non-governmental organizations concerned with smooth implementation of the Study.
3. To facilitate the smooth conduct of the Study, the DBD shall take the following necessary measures in cooperation with other relevant organizations within the laws and regulations in force in Thailand:



- 1.1 to cooperate in securing the safety of the Team when and as required in the course of the Study,
  - 1.2 to cooperate in securing permission for entry into private properties or restricted areas for the implementation of the Study,
  - 1.3 to cooperate in securing permission for the Team to get access to all data, documents and information necessary for the execution of the Study, and
  - 1.4 to provide medical service as needed. Expenses will be chargeable to the member of the Team
4. The DBD shall, at its own expense, provide the Team with the following in cooperation with other organizations:
- 4.1 available data related to the Study,
  - 4.2 counterpart personnel,
  - 4.3 suitable office space with necessary equipment in Bangkok and the Study sites, and
  - 4.4 credentials and/or identification cards.

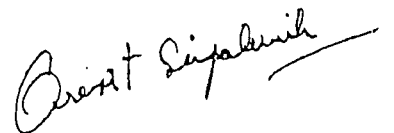
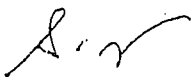
## VII. UNDERTAKING OF JICA

For the implementation of the Study, JICA shall take the following measures:

1. To dispatch, at its own expense, the Team to Thailand.
2. To pursue technology transfer to the Thai counterpart personnel in the course of the Study.

## VIII. CONSULTATIONS

JICA and DBD shall consult with each other in respect of any matter that may arise from, or in connection with, the Study.



*8. n*

Annex

		Tentative Schedule of the Study																									
Year	2003	2004												2005													
Month	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
Wbrk in Thailand																											
Wbrk in Japan	<input type="checkbox"/>																										
Submission of Report	△																										
	I C/R																										
		I C/R	I NCEPTI ON REPORT																								
		PR/R	PR OGRESS REPORT																								
		IT/R	I NTERI M REPORT																								
		DF/R	DR AFT FI NAL REPORT																								
		F/R	FI NAL REPORT																								

Apx5-6

*David Simpson*

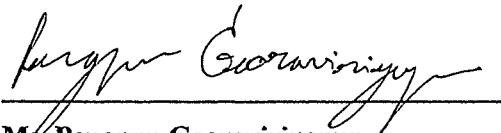
TH/MP 0025 得 2/3

付録6

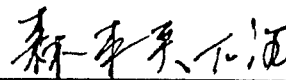
MINUTES OF MEETING  
FOR  
THE TECHNICAL ASSISTANCE PROGRAM  
ON  
IMPLEMENTING ACCOUNTING ACT  
IN THE KINGDOM OF THAILAND  
AGREED UPON BETWEEN  
MINISTRY OF COMMERCE  
AND  
THE JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Signed in Nonthaburi

11<sup>th</sup> July, 2003



**Ms. Pongpun Gearaviriyapun**  
**Director of Bureau of Business Supervision**  
**Department of Business Development**



**Mr. Hideo Morimoto**  
**Leader**  
**JICA Study Team**

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") dispatched a mission headed by Mr. Hideo Morimoto from 8<sup>th</sup> to 11<sup>th</sup> July, 2003( hereinafter referred to as "the Mission" ) for the technical assistance program on capacity building for implementing Accounting Act (hereinafter referred to as "TA program" ).

The Mission had a series of discussions with the Representatives of the Department of Business Development, Ministry of Commerce of the Kingdom of Thailand (hereinafter referred to as "the Thai side"), and this document sets forth the main points confirmed in the discussions.

1. The outline of the TA program

The main objective of the TA program is capacity building of the staff of the Bureau of Business Supervision of Department of Business Development (hereinafter referred to as "BBS" and "DBD", respectively). The TA program can be divided into two subsets. One of them is capacity building for the DBD's services, such as consultation services and inspection of financial statements. The other one is assistance for BBS/DBD's preparation for the Continuing Professional Development for Bookkeepers. TA program also includes suggestions and proposals for an appropriate implementation of Accounting Act, for example, holding seminars for business management in order to promote businesses to keep accounts under the Accounting Act.

2. TA program for Continuing Professional Development for Bookkeepers

The Mission learned that the draft guideline of the Continuing Professional Development for Bookkeepers (hereinafter referred to as "CPD") will be discussed among DBD and the relevant educational institutes at the end of July 2003, and the final guideline will be announced by DBD as soon as it is agreed, but not later than its effective date (10<sup>th</sup> of August 2004). The TA program does not basically include the preparation of this guideline due to the time restraint, it will, however, include proposals for the elaboration of the guideline for the future CPD.

3. Additional recommendations and proposals for improving the activities of BBS/DBD

The Thai side expressed its wishes for additional recommendations and proposals for improving the activities of BBS/DBD by the consultants in the course of the TA program, even if detailed elements of the recommendation and proposals are not prescribed in the

## Scope of Work.

### 4. Reports

Regarding the reports and the materials (e.g. textbook of the seminars) produced in the course of the TA program, the inception, interim and progress reports of the TA program, if produced, shall be written in English, whereas the materials to be used in the seminars mainly for the staff of DBD shall be both in Thai and English. JICA and DBD have no objection to the publication of the reports and materials produced in the course of the study.

### 5. TA program Team

Further to the mission schedules of the TA program team, the Mission explained the way of the work of intermittent dispatch of the team consisting of around five or six members of which number and duration depend on the aim of each mission, and Thai side agreed on it.

### 6. Training in Japan

MOC is expected to submit A-2/A-3 forms to the Embassy of Japan in Bangkok to follow up its request that their personnel be accepted as trainees under the JICA training program.

### 7. Undertakings

- a) All the data necessary for the TA program shall be provided to the Japanese TA program team.
- b) DBD will provide offices in Nonthaburi for the TA program team.

付録7

Minutes of Meeting

For

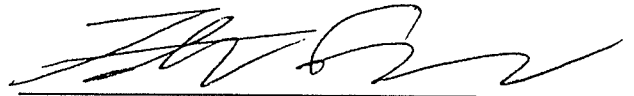
The Capacity Building For  
Implementing Accounting System  
(TA for Implementing the Accounting Act)  
In The Kingdom of Thailand

January 20 & 21, 2004  
Department of Business Development, MOC  
Nonthaburi, Thailand

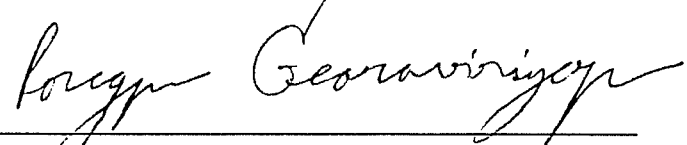
Ms. Pranee Phasipol  
Deputy Director-General  
Department of Business Development

Mr. Tadashi Sekikawa  
Leader of the JICA  
Consulting Team

  
\_\_\_\_\_

  
\_\_\_\_\_

Ms. Pongpun Gearaviriyapun  
Director of Bureau of Business Supervision  
Department of Business Development

  
\_\_\_\_\_  
30 January, 2004

## 1. Attendants

### Ministry of Commerce, The Kingdom of Thailand (MOC)

Ms. Pranee Phasipol,	Deputy Director General, DBD
Ms. Uthaisri Sirichai,	Accounting Specialist, DBD
Ms. Pongpun Gearaviriyapun,	Director, BBS
Ms. Anuchit Kaewruamwong,	Accounting System and Standard Development Group
Ms. Sukunya Songyothin,	Accounting System and Standard Development Group
Ms. Chanipat Khongkamon,	Business Inspection and Analysis Section
Ms. Winita Chaimanat,	Business Inspection and Analysis Section
Ms. Nutkamol Teparatimagorn,	Auditor Supervision Group
Ms. Supaporn Rungramphun,	Auditor Supervision Group
Ms. Suleporn Palachewin,	Accounting Inspection Group
Ms. Sorada Lertharpachit,	Accounting Inspection Group
Ms. Supaporn Boontan,	Auditor Supervision Group
Ms. Chutamane Yodsaeng,	Accounting System and Standard Development Group
Ms. Jirada Pongpun,	Accounting System and Standard Development Group
Ms. Sonpana Sinuankhan,	Business Inspection and Analysis Section

### Japan International Cooperation Agencies(JICA)

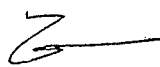

Mr. Hiroshi Takabayashi,	Industrial Development Study Division
Mr. Akira Shibuya,	Assistance Resident Representative, Thailand office

### The JICA Consulting Team

Mr. Sekikawa Tadashi,	Team Leader/Financial Audit
Mr. Motokazu Kanokogi,	Sub-Leader/Human Resource Development
Mr. Nobuyuki Yamada,	Financial Audit
Mr. Keita Inoue,	SME Accounting
Ms. Sirintip Tongta,	SME Accounting
Mr. Takashi Matsumura,	Human Resource Development
Mr. Kazuyuki Kawamoto,	Accounting Act
Ms. Yumiko Ando,	Work Coordination

## 2. Summary of the meeting

The outline of the IC/R was clearly explained by the JICA Team and was well understood and basically agreed by BBS. In the meantime, BBS expressed their requests regarding some part of the contents of the program. A series of close talks on each item shown in the appendix 5 of the IC/R were made between the both parties. The results of the two-day talk are summarized as shown in the attached table of this minute.



## APPENDIX Summary of the Two-day Talk held on January 20 &amp; 21, 2004

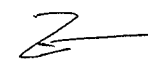
	Discussion Item	Key Points for Discussion	Conclusion
1	Purposes and Principal Policies of the TA Program		
1a	Formation of the Capacity Building Team (CBT) and its composition	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Should a CBT be established?</li> <li>• Member of the CBT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A CBT is established.</li> <li>• The CBT is consisted of 5 members who represent each group or section in BBS.</li> </ul>
1b	Use of the PCM method and the main items of the PDM	PCM <ul style="list-style-type: none"> <li>• Should the PCM method be used?</li> <li>• Main contents of the PDM</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The PCM method is used for managing the project.</li> <li>• Indicators in PDM must be determined in the next survey.</li> </ul>
2	Training of BBS Staff		
2a	Scope of the staff subject to training	Persons who will receive the training <ul style="list-style-type: none"> <li>• Irregular staff?</li> <li>• Provincial staff?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The program focuses on the regular staff of BBS, about 50 staff, excluding irregular staff and provincial staff.</li> </ul>
2b	Framework and rough contents of the training	Discussions on the abilities which require strengthening is necessary How many hours can BBS staff allocate to training in relation to their ordinary work?	The following items are confirmed. <ul style="list-style-type: none"> <li>• Basic accounting training is not necessary.</li> <li>• Knowledge of related laws will be advised by BBS.</li> <li>• There are deep interests in the area of auditing and Computer-Assisted Audit Techniques and Tools (CAATTs)</li> <li>• The training to improve capacity of staff in planning and administration will be provided.</li> <li>• Introduction of cases in other countries regarding the accountant system will be highly appreciated.</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>• Accounting standard together with case studies will be also appreciated.</li> <li>• Corporate governance together with some case study will be also appreciated.</li> <li>• BBS will request other subjects to be included in the curriculum later.</li> <li>• Curriculum for trainer's training will be provided.</li> <li>• Training for planning, management and service mind as government officers are also welcomed</li> <li>• The methods of the training that are proposed in IC/R are acceptable.</li> <li>• BBS will review and suggest the appropriate schedule of the training.</li> </ul>
2c	Evaluation method for the training results	<p>Sharing of a picture of the situation at the end of the Consulting (targets)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Frequency of evaluation</li> <li>• Evaluation method, particularly the evaluation method for abilities at the beginning of training</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• For evaluation method, interviews and small group discussion will be acceptable.</li> <li>• However, BBS agreed to perform pre-test.</li> </ul>
2d	Utilization of the evaluation results	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Should the evaluation result be utilized for personnel merit-rating?</li> <li>• Method to ensure that the result cannot be utilized and announcement to BBS staff when such results are not used</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The evaluation result is to be used only for the training purposes.</li> </ul>
2e	Introductory seminar	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Desirability of an introductory seminar</li> <li>• Method and contents</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The seminar will be held during the Second Field Survey</li> </ul>



3	CPD for Bookkeepers		
3a	Outline of the recommendations for CPD	<p>Checking of the progress situation of the CPD system is necessary.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Outline and timing of the First Recommendation</li> <li>• Outline and timing of the Second Recommendation</li> </ul>	As described in the IC/R, following recommendations will be provided. First Recommendation (July, 2004): Practical matters to ensure the smooth operation of the system and future themes Second Recommendation (September, 2005): further elaboration of the First Recommendation
3b	Examples of other countries requiring detailed analysis	Presentation of examples of other countries to specify the subjects for detailed analysis	As to CPD system, introduction of many case studies will be highly appreciated. Cases in developed countries (e.g. US, UK and Japan) and China as well. The presentation will be conducted for all regular BBS staff, namely around fifty people.
3c	Support for CPD	Clarification of the future work to be implemented by the BBS and contents of the support required of the Consulting Team by the BBS	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A seminar on CPD should be conducted for the related organizations and agencies. (ICAAT, Chamber of Commerce, Educational Institutions)</li> <li>• How to monitor the CPD system of B/Ks is to be discussed in the near future.</li> </ul>
3d	CPD workshop	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Desirability of a CPD workshop</li> <li>• Picture of its contents, timing and target persons, etc.</li> </ul>	<p>The CPD workshop will be held as proposed in IC/R.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Two workshops will be held.</li> </ul>
4	General Contents of the TA Program		
4a	Overall schedule of the TA Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Timing of the field survey</li> <li>• Timing of the preparation of reports</li> <li>• Others</li> </ul>	The schedule of the 2 <sup>nd</sup> Survey in May might be changed because of the tight schedule of BBS staff during that period.




Appendix to M/M

4b	Subject bodies for the interview survey	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Subject bodies for the interview survey and the planned interview contents</li> </ul>	The subject bodies that are listed in the appendix 6 of the IC/R seem to be appropriate.
5	Other Activities		
5a	Frequency of activities in the provinces	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Extent of activities in the provinces.</li> </ul>	Some training programs in provincial area will be effective.
5b	Accounting Act workshop	Target persons, venue and frequency	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Accounting Act Workshop should be held. Details are to be discussed later.</li> </ul>
5c	Seminar for senior executives	Target persons, venue and frequency	Left to be discussed for the following.
5d	Seminar for corporate accounting personnel	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Implementation method, venue and frequency</li> <li>• Possible co-sponsorship with other bodies</li> </ul>	Left to be discussed for the following.



Minutes of Meeting

For

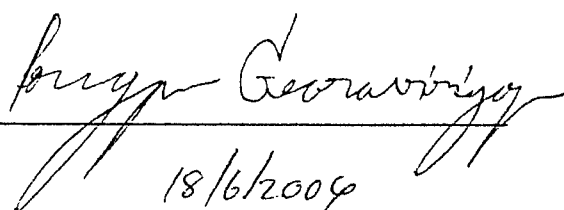
The Capacity Building for  
Implementing Accounting System  
(TA for Implementing the Accounting Act)  
In the Kingdom of Thailand

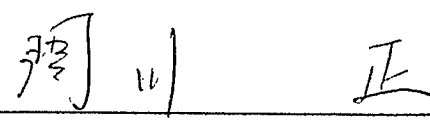
May 13 & 14, and June 16 & 18, 2004

Department of Business Development, MOC  
Nonthaburi, Thailand

Ms. Pongpun Gearaviriyapun  
Director of Bureau of Business Supervision  
Department of Business Development

Mr. Tadashi Sekikawa  
Leader of the JICA Consulting Team

  
18/6/2004

  
June 18, 2004

**1. Attendants**

Ministry of Commerce, The Kingdom of Thailand (MOC)

Ms. Pongpun Gearaviriyapun, Director, BBS

The JICA Consulting Team

Mr. Sekikawa Tadashi, Team Leader/Financial Audit

Mr. Motokazu Kanokogi, Sub-Leader/Human Resource Development

**2. Summary of the meeting**

JICA team's visit will be planned in conjunction with DBD's provincial seminar for Bookkeepers. Schedules are as follows:

- Chaing Mai: July 15 to 17
- Nakhon Ratchasima: August 5 to 7
- Chon Buri: August 22 to 24

Priority of training is discussed in the CBT meeting held on May 14<sup>th</sup>, based on the results of test, questionnaire, and group interviews. The following priority has been set:

1. Time Value Concept
2. Lease (TAS 29)
3. Construction (TAS 49) focusing on case studies
4. Consolidation(TAS 44), Equity Method(TAS 45), Investment(TAS 40)
5. Auditors' Report focusing on Comparatives
6. Debt Restructuring (TAS 34)
7. Impairment (TAS 36)
8. Business Combination (TAS 43)

Draft Progress Report that reflects 2<sup>nd</sup> field survey were reviewed and discussed on June 16 and 18. The draft was approved without major amendments. However, both side agreed to discuss further what kinds of activities will be held as "other related activities". Ms. Pongpun indicates that according to past experiences of BBS, seminar for senior executives is difficult to hold. One of possible useful activities would be seminar for bookkeepers of bookkeeping service firms in Bangkok.

付録9

Minutes of Meeting

For

The Capacity Building for  
Implementing Accounting System  
(TA for Implementing the Accounting Act)  
In the Kingdom of Thailand


January 28, 2005

Department of Business Development  
Ministry of Commerce

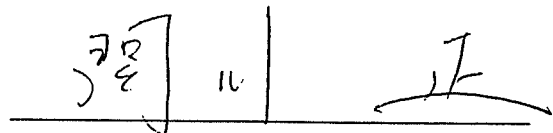
Nonthaburi, Thailand

Ms. Pongpun Gearaviriyapun  
Director of Bureau of Business Supervision  
Department of Business Development

Mr. Tadashi Sekikawa  
Leader of the JICA Study Team



---



---

1. Attendants

Ministry of Commerce, the Kingdom of Thailand (MOC)

Ms. Pongpun Gearaviriyapun, Director of BBS

The JICA Study Team

Mr. Tadashi Sekikawa, Team Leader/Financial Audit

Mr. Motokazu Kanokogi, Sub-Leader/Human Resource Development

JICA Thai Office

Mr. Hirofumi Kinugasa, Assistant Resident Representative

2. Summary of the meeting

(1) Explanation of Interim Report

The outline of the Interim Report was clearly explained by the JICA Study Team and was well understood by BBS.

(2) Plan of the Activities from April 2005

Both sides agreed the revision of the work plan described in the Progress Report (June 2004), subject to an approval of JICA headquarter, in the following points:

- a) CPD workshop scheduled in the seventh field survey will not be held because it is still the first implementation stage of CPD system. BBS would have to directly provide a basic self-study CPD course for B/Ks in remote area and/or with low income. The JICA team will provide necessary material such as test questions used in assessment.
- b) Seminars for senior executives (at provincial areas) will not be held because we focus on quality improvement of accounting firms which provide bookkeeping services to SMEs. Awareness of the importance and usefulness of accounting among senior executives should be improved through improved quality of services by those accounting firms. A training course for those accounting firms would have higher priority. The course would also aim at promulgating "service guidelines for accounting firms" that would be developed by the TA Program.



- c) Seminars for corporate accounting personnel (at provincial areas) will be replaced by the two seminars in Bangkok; one is "XBRL" seminar (tentatively planned in July), the other is "IFRSs seminar" (tentatively planned in November). The JICA Study Team do not have to visit provinces since it has already obtained baseline data through accounting test conducted from July to November 2004. The purpose of XBRL seminar is to share information about XBRL with related parties so that a promoting organization of XBRL in Thailand might be established. Introduction of XBRL would drastically improve efficiency of BBS's financial statement inspections as well as improving public access to financial information.
- d) Accounting Act workshop 2 will be divided into two roundtable discussions, where the limited number of participants (20 – 30) will discuss the theme; one is for XBRL the other is for IFRSs. Each of them will follow the respective seminar held in July and November (See c) above).

Both sides agreed to further develop and/or follow up each activity described in the Interim Report as follows:

a) Computer Based Training Material

Assumed successful development of the material, DBD will use the material for orientation training of its regional staff. The JICA Study Team will continuously support effective implementation of the material.

b) Quick Inspection

Assumed successful results in the Quick Inspection, BBS will expand its application. JICA Study Team will support BBS by improvement of the method including computer program used in the Quick Inspection.

Both sides note quality of BOL database is indispensable for its further expansion.

c) E-mail Newsletter

Both sides note DBD's system environment should be enhanced in order to expansion of the e-mail newsletter distribution. BBS will take the best effort to upgrade its system environment. The JICA Study Team will continuously provide technical support (both in system-related and content-related) for the program.

d) Service Guidelines for Accounting Firms

Both sides note that high priority would be placed on the quality improvement of accounting firms which provide bookkeeping services to SMEs. Service guidelines will be developed by the BBS with technical assistance of the JICA Study Team. Both sides note that incentive scheme such as a commendation system would be necessary to promulgate the service guidelines.

e) Training of BBS Staff

Both side noted training focused on “skill” rather than “knowledge” will be provide as advanced level training. The following two trainings will be provided:

- Workshop on Policy Measures for Enhancement of SMEs Accounting
- Financial Analysis Used in the Inspection